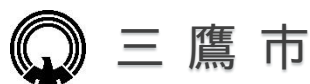

三鷹市健康福祉総合計画 2027

【2024（令和6）年度～2027（令和9）年度】

2025（令和7）年3月



『三鷹市健康福祉総合計画 2027』の策定にあたって

「高福祉のまちづくり」の中核である『健康福祉総合計画 2027』は、先行して策定した『高齢者計画・第九期介護保険事業計画』『障がい者（児）計画』と整合を図りつつ、健康福祉審議会でのご審議のほか、基本計画の策定を通して幅広い市民の皆様のご意見をお聴きし、可能な限り計画への反映を図りました。

前回の計画では、市民の皆様、関係機関の皆様のご協力のもと、地域福祉コーディネーターの配置による重層的支援体制整備事業の本格実施や、在宅医療・介護の推進拠点となる福祉 Labo どんぐり山の運営開始など、健康・福祉分野において多岐にわたる施策を展開しました。

しかしながら、少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、地域における課題は、8050 問題をはじめとした社会的な孤立や孤独など、様々な問題が複雑にからみ合い多様化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした変化に対応していくためには、これまでの取り組みを踏まえつつ、業務の標準化・共通化やデジタル技術を活用した DX の推進など、新たな視点から福祉施策を見直し、より一層充実させていく必要があります。

本計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民の皆様が、地域において、健康で安心して、いきいきと自分らしい生活を送ることができる「高福祉のまち」をつくることを基本目標に掲げ、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込みました。

計画の実施に当たっては、誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための共助の基盤づくりが必要となります。多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会の実現」を目指し、市民の皆様のニーズに対応した地域福祉を推進します。

また、全ての子どもの権利が守られ、子どもたちが主体的に活動し、自分らしく安心して成長できるよう、福祉・教育・就労など様々な分野の連携体制の強化を図るとともに、安心して子育てができるよう支援の充実に努めます。

健康福祉審議会委員をはじめ皆様のご熱心なご検討に感謝しますとともに、パブリックコメント等をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

今後とも、市民の皆様、関係機関の皆様との連携・協働により、一層の福祉施策の充実に努めてまいりますので、本計画の目標の実現に向けて、実行段階における皆様の積極的なご参画をお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

三鷹市長 河村 孝

第1部 総論

第1章 計画策定における基本事項.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画の位置付け.....	1
(1) 計画の構成.....	1
(2) 法令に定める計画との関係.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画策定における市民参加.....	2
6 三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）の達成状況（令和5年度末現在） .	3
(1) 地域福祉の推進.....	3
(2) 高齢者福祉の充実.....	4
(3) 障がい者福祉の充実.....	5
(4) 生活支援の充実.....	6
(5) 健康づくりの推進.....	7
(6) 子ども・子育て支援の充実.....	8
第2章 社会環境の変化及び健康福祉施策の現状と今後の方向性.....	9
1 社会環境の変化.....	9
(1) 少子高齢社会の進展.....	9
(2) 地域に暮らす人々による「共助」の仕組みづくり（地域共生社会の実現） .	11
(3) 介護保険法の改正.....	11
(4) 障がい者施策の動向.....	12
(5) 生活困窮者に対する複層的な支援.....	12
(6) 子ども・子育て支援の状況.....	12
2 健康福祉施策の現状と今後の方向性.....	14
(1) 地域福祉.....	14
(2) 高齢者福祉.....	14
(3) 障がい者福祉.....	15
(4) 生活支援.....	16
(5) 健康増進.....	17

(6) 子ども・若者・子育て支援.....	17
(7) DXの推進.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1 計画の基本目標と施策推進の基本的な考え方等.....	21
(1) 健康福祉総合計画 2027の「基本目標」と「施策推進の基本的な考え方」..	21
(2) 各分野別計画の「基本目標」と「施策の基本的方向性」.....	22
第4章 計画の施策体系.....	25
第5章 まちづくり指標.....	27

第2部 各論

第1章 地域福祉編.....	28
I 地域福祉計画.....	28
1 計画の改定及び推進.....	30
2 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進.....	30
3 安心して暮らせる地域づくり.....	31
4 福祉を支える環境整備.....	33
5 健康福祉施策の推進体制の整備.....	35
II 重層的支援体制整備事業実施計画.....	37
1 計画の位置付け.....	38
2 社会的背景.....	38
3 基本目標.....	38
4 基本施策.....	38
III 再犯防止推進計画.....	42
1 計画の位置付け.....	43
2 国・都の動向.....	43
3 基本目標.....	43
4 基本施策.....	43
IV 成年後見制度利用促進基本計画.....	47
1 計画の改定及び推進.....	48
2 現状と課題.....	48
3 基本目標.....	48
4 基本施策.....	48

第2章 高齢者福祉編.....	52
I 高齢者計画.....	52
1 地域共生社会の実現のための体制づくり.....	54
2 社会参加等の促進.....	55
3 介護予防・健康づくりの充実・推進.....	56
4 認知症の人の支援と権利擁護の推進.....	57
5 在宅医療・介護の推進体制の強化.....	58
6 持続可能な介護保険制度の運営.....	59
第3章 障がい者福祉編.....	64
I 障がい者計画.....	64
1 計画の推進.....	67
2 互いを理解し、認め合う地域づくり.....	68
3 安心で住みやすいまちづくりの推進.....	70
4 障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実.....	72
5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援.....	74
6 社会参加の推進.....	78
7 障がいのある人を支える地域の基盤整備.....	80
第4章 生活支援編.....	84
I 生活支援計画.....	84
1 生活保護.....	86
2 生活のセーフティネット.....	87
3 国民年金.....	89
4 医療保険.....	90
5 推進体制の強化.....	91
第5章 健康増進編.....	92
I 健康増進計画.....	92
1 計画の改定等と推進.....	94
2 元気創造拠点の活用.....	94
3 健康づくりの推進.....	95
4 疾病予防の推進.....	97
第6章 子ども・若者・子育て支援編.....	100
I 子ども総合計画.....	100
1 子どもを主体とした子ども施策の推進.....	106

2	全ての子どもが幸せに育つことができるための支援.....	111
3	子どもの可能性を引き出す環境等の充実.....	118
4	子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援.....	123

第3部 資料編

1	三鷹市健康福祉審議会委員名簿.....	128
2	用語解説.....	129

第1部 総論



第1章 計画策定における基本事項

1 計画策定の背景

三鷹市では、三鷹市健康福祉総合条例に基づき、健康福祉施策の推進に関する総合計画として、2011（平成23）年度に三鷹市健康福祉総合計画2022を策定し、2015（平成27）年度に第1次改定、2019（令和元）年度に第2次改定を行いました。

三鷹市自治基本条例第13条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」と定めていることから、この条例に基づき、健康福祉総合計画は、基本計画との整合・連動を図りながら、より詳細な内容を掲載した計画として策定しています。

三鷹市健康福祉総合計画2027は、第5次三鷹市基本計画と健康福祉総合計画2022（第2次改定）から現在までの法改正や制度変更等の時点修正的な対応を踏まえた策定を基本とします。

2 計画の目的

この計画は、三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画に掲げる9つの施策のうち、「誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち」及び「個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち（このうち、子ども・若者・子育て支援）」の実現に向けて、健康福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を定めることを目的とします。

3 計画の位置付け

この計画は、三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画を上位計画とし、市の全施策の総合計画である基本計画のうち健康福祉分野の施策について、基本計画との整合を図りながら、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民の健康及び福祉に関する個別の計画及び施策を総合化して策定するものです。また、この計画は、三鷹市健康福祉総合条例に基づく健康福祉施策に関する総合計画とします。

（1）計画の構成

この計画は、「地域福祉編」「高齢者福祉編」「障がい者福祉編」「生活支援編」「健康増進編」「子ども・若者・子育て支援編」で構成します。

それぞれの分野間における「横断的な連携、共通施策・事業」については、それぞれの分野の「施策・事業体系」に、参照関係を明確にした上で重複掲載し、総合行政を進めていきます（その上で、事業内容等は主たる項目に掲載します。）。あわせて、こうした「横断的な連携、共通施策・事業」については「地域福祉編」にも掲載します。

(2) 法令に定める計画との関係

次の個別分野の計画は、それぞれ次のとおり法令に定める計画の性格を合わせ持つものとしてします。

- ア 地域福祉計画（社会福祉法第 107 条の「市町村地域福祉計画」）
- イ 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第 106 条の 5 の「重層的支援体制整備事業実施計画」）
- ウ 再犯防止推進計画（再犯防止推進法第 8 条の「地方再犯防止推進計画」）
- エ 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の「成年後見制度利用促進基本計画」）
- オ 高齢者計画（老人福祉法第 20 条の 8 の「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条の「*市町村介護保険事業計画」）
- カ 障がい者計画（障害者基本法第 11 条の「*市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条の「市町村障害福祉計画」）及び児童福祉法第 33 条の 20 の「市町村障害児福祉計画」
- キ 健康増進計画（健康増進法第 8 条の「市町村健康増進計画」、食育基本法第 18 条の「市町村食育推進計画」）
- ク 子ども総合計画（こども基本法第 10 条の「*市町村こども計画」）

※上記オの「*市町村介護保険事業計画」、カの「*市町村障害者計画」及びクの「*市町村子ども計画」は内容が詳細なため、他の個別分野計画とのバランス等を勘案し、健康福祉総合計画では基本的な内容を掲載し、詳細はそれぞれ別途計画を策定します。

4 計画の期間

計画期間は、第 5 次三鷹市基本計画と合わせ、2024（令和 6）年度から 2027（令和 9）年度までとします。

なお、全国的な基準により策定される、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村こども計画の計画期間については、この計画との整合を図りながら、それぞれの基準に従うこととします。

5 計画策定における市民参加

計画の策定に当たっては、「三鷹市健康福祉審議会」での意見聴取やパブリックコメントの実施のほか、2023（令和 5）年度の「三鷹市市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～」の政策提案など、多様な市民意見の反映を図ります。

なお、「高齢者計画・第九期介護保険事業計画」、「障がい者（児）計画」については、今回の策定に先行して 2023（令和 5）年度に策定のための市民会議等を設け意見を聴取しました。また、「子ども総合計画」については、2024（令和 6）年度に策定を行う中で、「子ども・子育て会議」等において意見を聴取し、その意見を計画に反映します。

6 三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）の達成状況（令和5年度末現在）

三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）に基づく、後期（2019（令和元）年度～2023（令和5）年度）の主な事業の成果は、次のとおりです。

（1）地域福祉の推進

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
福祉ボランティアの参加者数	18,310 人	23,060 人	24,185 人	25,886 人	25,300 人
地域ケアネットワークの設立住区数及び活動の充実	4 住区	7 住区	充実・発展	充実・発展	充実・発展

計画の達成状況等

地域福祉の推進では、地域共生社会の実現に向けて、共助の仕組みである地域ケアネットワークへの支援を継続するとともに、地域福祉コーディネーターの配置など重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた取組を進めました。

地域ケアネットワーク推進事業については、7か所の地域ケアネットワークが地域の特性を踏まえて取り組む居場所づくり等の活動への支援を継続し、地域ケアネットワークの充実と発展に努めました。

災害時避難行動要支援者支援事業については、避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成を行い、避難支援等関係者に情報共有することにより、発災時だけでなく、平常時における共助の仕組みづくりを推進しました。個別避難計画については、連絡が付かず未作成の対象者もいることから、今後は郵送以外の連絡手段等の検討も必要となります。

見守りネットワーク事業については、地域での見守りや安否確認を協働して行うために、民生・児童委員をはじめ地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、見守り協力団体等との連携の強化に取り組みました。

地域福祉人財養成事業では、三鷹市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）又はルーテル学院大学との連携により、地域福祉人財養成基礎講座や地域福祉ファシリテーター養成講座を実施するなど、地域活動や地域課題等の解決を支援する新たな担い手を養成しました。

(2) 高齢者福祉の充実

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034 人	2,554 人	2,975 人	3,102 人	3,500 人
介護予防活動立ち上げ支援事業支援団体数	—	—	20 団体	65 団体	180 団体
認知症サポーターの養成者数	1,950 人	5,542 人	9,100 人	11,766 人	11,500 人

計画の達成状況等

高齢者福祉の充実では、「高齢者の生活と福祉実態調査」を実施し、その結果を踏まえて検討市民会議やパブリックコメント等の市民の意見を反映させた三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画を策定しました。

在宅生活の支援・推進及び介護保険サービスの充実では、多職種連携の取組や「連携窓口みたか」の充実、後方支援病床利用事業の強化等により在宅医療・介護連携を推進するとともに、2023（令和5）年12月には、在宅医療・介護の推進拠点施設である福祉Labo どんぐり山を開設しました。

健康づくりと介護予防のための取組の推進では、地域の資源開発や情報発信など生活支援コーディネーターの活動を推進したほか、オンラインツールを活用した介護予防体操講座を開催するなど高齢者の「通いの場」を拡充しました。また、介護予防・日常生活支援総合事業での市の訪問型基準緩和サービスに従事できる認定ヘルパーの養成講座（みたかふれあい支援員養成講座）及び資格更新のためのフォローアップ講座を開催しました。

介護予防活動立ち上げ支援事業については、目標値を下回る結果となりましたが、関係機関との連携により認知機能低下予防、趣味活動等の多様な活動の場が多数立ち上がるなど、住民主体で運営する活動の場を拡充することができました。

認知症の人の支援については、地域包括支援センターや医療機関等の地域の連携による認知症の人本人への支援のほか、認知症の人を介護する家族への支援や認知症サポーターの養成など「認知症にやさしいまち三鷹」の更なる推進に向けて取り組みました。

(3) 障がい者福祉の充実

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
障害福祉サービスの受給者証発行数	951 人	1,254 人	1,694 人	2,142 人	2,050 人
障害福祉サービスの利用率（利用者数／発行数）	86.0%	89.1%	96.9%	92.4%	97.0%
市内グループホームの入居定員	103 人	164 人	193 人	220 人	210 人

計画の達成状況等

障がい者福祉の充実では、「障がい者等の生活と福祉実態調査」を実施し、その結果を踏まえて三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心とした検討やパブリックコメント等の市民の意見を反映させた「第三期三鷹市障がい者（児）計画」を策定しました。

障がい者の権利保障では、毎年 12 月の障害者週間を中心に「心のバリアフリー」事業を実施することで、差別解消に向けた周知・啓発を行いました。

分かりやすい情報提供及び相談機能の充実では、ICT（情報通信技術）の活用等も図り利用者の立場に立った情報提供に努めました。また、基幹相談支援センターが中心となり、事例検討や情報交換をすることで相談機能の充実に取り組みました。一方で、国や東京都、市役所、社会福祉協議会等、多数の機関が支援・情報を提供しているため、利用可能なサービス等について、障がいのある人やその家族等が得たい情報や適切な相談先に結び付くことが難しい場合があります。引き続き課題となっています。

障がいのある人の就労の推進では、一般就労と福祉的就労において、それぞれのネットワークを活用した取組を行いました。一方で、週 20 時間未満の短時間雇用を行う事業所の新規開拓及び周知が不足していることや、他市の就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携が不十分な点等が課題となっています。

障がい者（児）の生活支援では、地域生活支援拠点の整備や家族支援の充実に取り組みました。また、子ども発達支援センターと総合保健センターとの連携により、早期発見、早期療育、早期支援の体制の充実を図りました。

基盤整備とサービスの質の確保では、障がい者グループホーム設置等民間の障がい者施設への施設整備の支援やヘルパー養成講座の開催等担い手の確保に努めました。また、調布基地跡地福祉施設整備については、重症心身障害者（児）、重度知的障害者（児）を対象とした 2 施設の開設に向けて、事業者及び府中市、調布市等関係機関との協議を行いました。

障害福祉サービスの利用率については、新型コロナウイルス感染症の拡大によるサービスの利用控えや利用者の高齢化による実績低下等の要因が重なったことにより、目標値を下回る結果となりました。また、一人ひとり異なる障がいの特性や生活実態にあわせて多様なサービスを総合的に提供するために不可欠な相談支援専門員が不足しています。

(4) 生活支援の充実

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
就労支援事業による就労者数	55 人	94 人	158 人	152 人	160 人

計画の達成状況等

生活支援の充実については、生活保護制度の主要課題である「自立支援の充実」について、生活保護受給者の就労自立支援プログラムに基づき、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援により新規就労者数の増を図るとともに、健康管理支援員等を活用した精神障がい者等の自立支援では受給者個々の状況に応じた支援を行いました。また、生活保護の適正実施については、引き続き年金資産調査員による資産状況の把握や年金申請の支援強化に努めるなど、運用体制の強化に取り組みました。

就労支援事業による就労者数については、生活困窮者、生活保護受給者に対する就労自立促進事業を通じて、ハローワークとの連携による積極的な就労支援に取り組みましたが、厳しい雇用情勢により目標値を下回る結果となりました。

(5) 健康づくりの推進

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
健康づくり事業への参加者数	9,998 人	9,699 人	12,348 人	11,266 人	13,000 人
健康診査の受診者数	27,505 人	31,570 人	30,379 人	28,460 人	32,000 人

計画の達成状況等

健康づくりの推進については、病気やフレイルにならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりに取り組みました。

疾病予防の推進については、がん検診について、国の指針に基づく胃がん内視鏡検査を 2019（令和元）年度に導入するなど、がんの早期発見・早期治療に向けた取組を進めました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、市民生活の安心と安全を維持するため、関係機関と連携を図るとともに、病床確保などを行う医療機関への支援、PCR センターの設置及び運営、自宅療養者相談支援センターによる感染者への支援などの多様な感染症対策を行いました。特例臨時接種として実施した新型コロナウイルス感染症の予防接種においては、コールセンターをはじめとした相談体制を整備し、市内特設会場による集団接種、高齢者及び障がい者等施設での施設接種など、希望する方が円滑に接種を受けられるよう、三鷹市内の様々な関係機関のご協力のもと、接種体制を確保しました。

休日等における診療体制の確保については、市内 3 か所に点在していた「休日診療所（内科・小児科）」、「小児初期救急平日準夜間診療所（こども救急みたか）」、「休日歯科応急診療所」、「休日薬局」を統合して、2023（令和 5）年 3 月に旧総合保健センター跡地に新たな医療施設である「三鷹市休日・夜間 診療所・薬局」を開設しました。

まちづくり指標の達成値から見る状況について、健康づくり事業への参加者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止した事業もあり、目標値を下回る結果となりましたが、定員を抑えながらもオンラインで実施するなど、情報発信や啓発方法を工夫しました。

健康診査の受診者数についても同様に、感染拡大による受診控えの影響により大きく減少し、目標値を下回る結果となりましたが、SUBARU 総合スポーツセンターと連携した運動教室をはじめ、糖尿病性腎症の重症化予防や高齢者に対するフレイル予防事業に取り組むなど、健診受診者に対するフォローアップの充実を図るとともに、健診結果データ等に基づくより効果的な事業を実施しました。

(6) 子ども・子育て支援の充実

目標指標の達成状況

まちづくり指標	計画策定時	達成値			目標値
	平成 22 年度	平成 26 年度 (前期)	平成 30 年度 (中期)	令和 5 年度 (後期)	令和 5 年度
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038 人	76,073 人	67,943 人	52,894 人	70,000 人
保育園待機児童の解消	243 人	179 人	190 人	0 人	0 人
市内の保育施設における保育定員数	2,491 人	3,122 人	4,047 人	4,634 人	4,600 人
地域子どもクラブ事業の参加者数	167,247 人	208,710 人	205,093 人	220,760 人	210,000 人

計画の達成状況等

子ども・子育て支援の充実については、全ての子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支える環境の整備・充実に取り組みました。

子ども家庭支援センター利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、すすくひろば、のびのびひろばの利用者が減り、以降、利用者数が回復せずに目標値を達成することができませんでした。働きながら子育てする家庭が増え、平日にひろばを利用する家庭が減ってきたことや市内各地域のひろば事業が充実し、利用が分散されたことも利用者減の要因と考えられます。

保育園待機児童の解消については、定期利用保育室の活用や認可保育所定員の弾力化などにより定員の拡充を図るとともに、待機児童の保護者に対してきめ細かな情報提供を行いながら空き定員とのマッチングを実施する手法などにより、2022・2023（令和4・5）年度には、待機児童を解消しました。

小学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりとして実施している地域子どもクラブ事業では、2021（令和3）年度から1校で、一部民間委託方式等を取り入れながら、長期休業日も含めて毎日実施（土日祝日除く。）を開始しました。その後2022（令和4）年度に2校、2023（令和5）年度には3校で開始し、更なる充実を図ることで目標を達成することができました。

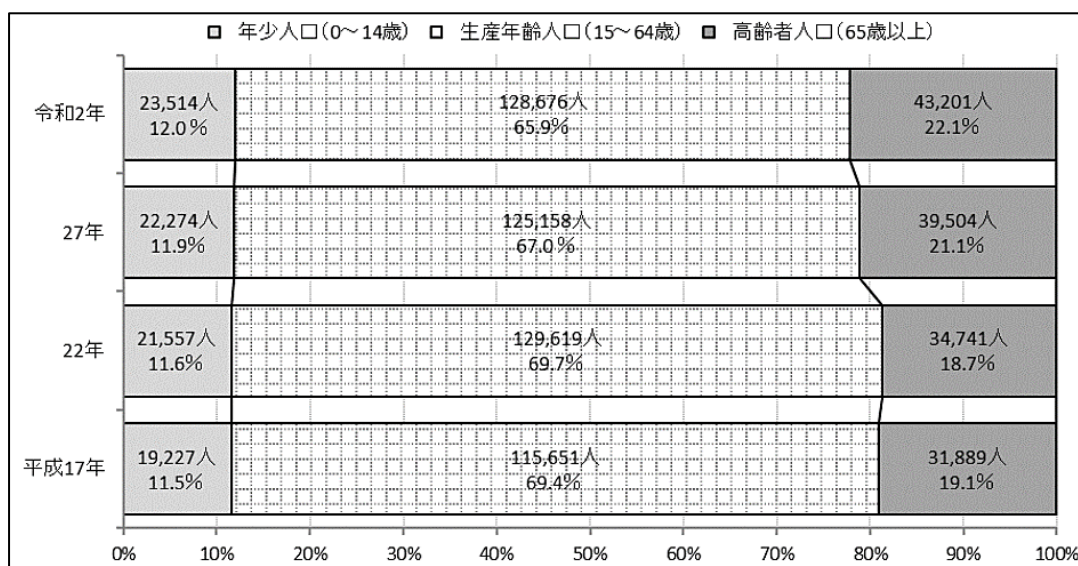
第2章 社会環境の変化及び健康福祉施策の現状と今後の方向性

1 社会環境の変化

(1) 少子高齢社会の進展

2020（令和2）年の国勢調査によると、三鷹市の高齢者人口（65歳以上）は43,201人、人口に占める割合は22.1%で、東京都（22.7%）と同程度であり、全国（28.6%）より低い割合となっています。一方、年少人口（15歳未満）は23,514人、人口に占める割合は12.0%で、東京都（11.2%）より高い割合であり、全国（11.9%）と同程度となっており、前回調査時よりも高齢者人口は1.0%、年少人口は0.1%増加しています。

■年齢別人口割合の推移¹



■全国、東京都との比較²

	年少人口（15歳未満）		生産年齢人口（15～64歳）		高齢者人口（65歳以上）	
	割合	前回調査比	割合	前回調査比	割合	前回調査比
全国	11.9%	△0.7ポイント	59.5%	△1.4ポイント	28.6%	+2.0ポイント
東京都	11.2%	△0.1ポイント	66.1%	±0.0ポイント	22.7%	+0.1ポイント
三鷹市	12.0%	+0.1ポイント	65.9%	△1.1ポイント	22.1%	+1.0ポイント

出所：三鷹市『令和2年三鷹市国勢調査 人口等基本集計結果の要約』

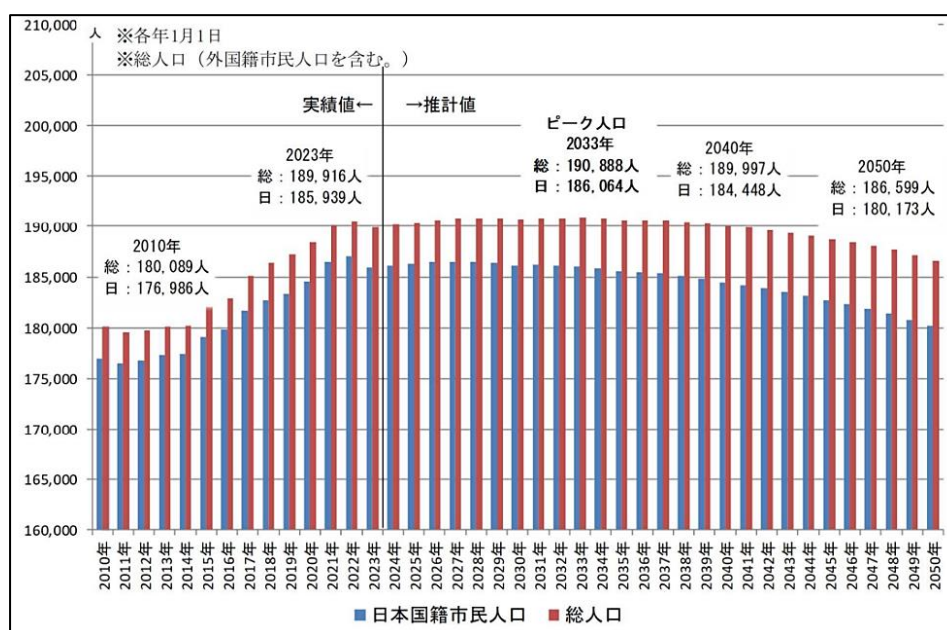
¹ 令和2年と平成27年は不詳補完値によるもので、平成22年と平成17年は原数値によるため、不詳を除いています。

² 不詳補完値によるものです。

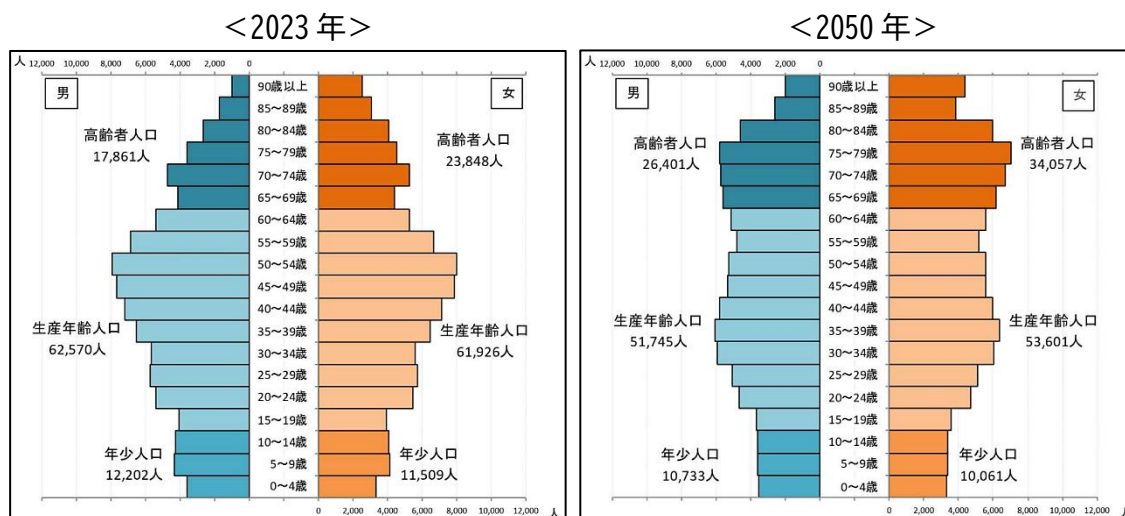
また、第5次三鷹市基本計画における人口の将来推計によると、三鷹市の総人口は2023（令和5）年時点では189,916人ですが、2033（令和15）年に最大（190,888人）となり、その後、徐々に減少に転じ、2050（令和32）年には186,599人まで減少します。

高齢者人口は、2023（令和5）年時点では41,709人（22.0%）ですが、今後の平均寿命の伸びを反映して、増加傾向を見込んでおり、2050（令和32）年には60,458人（32.4%）まで増加します。全体的に高齢者の人口規模が大きくなり、2050（令和32）年には、最も人口の多い年齢階級が75～79歳となり、全体的に高齢者の人口規模が大きくなります。一方、年少人口は、2023（令和5）年時点では23,711人（12.5%）ですが、近年の出生数の減少の影響を受け、減少傾向となり、2050（令和32）年には20,794人（11.1%）まで減少します。

■総人口及び日本国籍市民人口の将来推計



■人口ピラミッド



出所：三鷹市『第5次三鷹市基本計画』

高齢化が進展する中で、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、多様な価値観と行動力を持った元気な高齢者がこれまで以上に増加することが予想され、地域活動やボランティア活動の新たな担い手になるという「人生 100 年時代」へ向けた期待がある一方、人口減少や単身世帯の増加などによる家族形態の変化も進行していることから、その後の高齢者福祉に関わる急激な負担の増加も予想されています。

少子化の主な要因としては、若い世代に結婚や子どもを持つことに希望はあるものの、所得の伸び悩みからくる経済的不安感が未婚化や晩婚化を進行させていることや、核家族化や仕事との両立等を考えたときの子育てに対する負担感の増大等が考えられています。

(2) 地域に暮らす人々による「共助」の仕組みづくり（地域共生社会の実現）

少子高齢社会の進展と、核家族化、世帯・家族規模の縮小により、高齢者単身や高齢者のみの世帯が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、地域における人と人とのつながりの希薄化の進展やリモートワークなど雇用のあり方が大きく変化し、「地域社会（コミュニティ）」における課題が複雑化・複合化しています。8050 問題や老老介護、ひきこもり、ヤングケアラーなど高齢者や子育て家庭における社会的な孤立や孤独に起因した事象が顕在化する中で、分野をまたぎ複合的な支援が必要となる対応困難なケースも増加しています。そこで、改正社会福祉法（2021（令和3）年4月1日施行）の趣旨に則り、地域共生社会の実現を目指し、重層的支援体制の整備による包括的な支援体制の整備が求められてきています。

(3) 介護保険法の改正

2000（平成 12）年4月から介護保険制度がスタートしましたが、介護保険に関する様々な課題に対応して定期的に制度の見直し（法改正）が行われています。2005（平成 17）年の改正では「介護予防の推進」や「地域密着型サービスと地域包括支援センターの創設等の地域包括ケア体制確立に向けた取組」が導入され、2011（平成 23）年の改正では「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設」等が、2014（平成 26）年の改正では「地域包括ケアシステムの構築」に向けた「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施や「一定所得以上の利用者の自己負担の引き上げ」等が、2017（平成 29）年の改正では「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保の実現」に向けた「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療・介護の連携の推進」等が、2020（令和 2）年の改正では「感染症や災害への対応力強化」や「介護人材の確保・介護現場の革新」等が導入されました。そして、2023（令和 5）年の改正では「人口構造や社会経済状況の変化」を踏まえ「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として介護報酬改定が行われました。

(4) 障がい者施策の動向

近年の障がい者施策をめぐる国の動向は、2014（平成26）年の障害者権利条約の批准を目指した動きとして、2011（平成23）年の「障害者基本法の改正」や「障害者虐待防止法の制定」を皮切りに、2013（平成25）年の「障害者優先調達推進法の施行」、「障害者雇用促進法の改正」、「障害者差別解消法の制定」や「障害者基本計画（第3次）の策定」、「障害者総合支援法の施行」など大きな変化を見せてきました。

また、障がいのある人等を取り巻く状況も、障がいのある人の重度化・高齢化が進み、親亡き後の問題への対応や家族等のレスパイト施策などの充実が求められるとともに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立など、障がいのある人の日常生活における支援、相談体制の一層の整備等が求められています。

こうした障がい者施策の動向を踏まえた、障がい者計画の改定、障がい者（児）計画策定など、適切な制度対応に向けた取組が求められています。

(5) 生活困窮者に対する複層的な支援

日本の社会経済の構造的な変化に対応するため、2013（平成25）年12月6日に成立した「生活困窮者自立支援法」は、2015（平成27）年4月に施行されて以降、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援として、「第二のセーフティネット」として機能してきました。

この制度は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計等の相談や支援を、関係機関等の緊密な連携により一体的に提供するものです。中心となる自立相談支援事業においては、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談員を配置し、日常生活や社会的・経済的な自立に向けた支援を行っています。

(6) 子ども・子育て支援の状況

2023（令和5）年4月には、内閣府の外局として、こども家庭庁が創設されました。こども家庭庁は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据える、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、これまで別々に担われてきた司令塔機能を一本化し、新たな司令塔として創設されました。

また、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「こども基本法」が2023年（令和5）年4月に施行されました。

さらに、2023（令和5）年12月には、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援するの3つを基本理念とする

「こども未来戦略」が策定されるとともに、「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が策定されました。

加えて、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策として「こどもまんなか実行計画」が2024（令和6）年5月に策定されました。

2 健康福祉施策の現状と今後の方向性

地域共生社会の実現を目指し、「健康福祉総合計画 2027」に基づき、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民の健康と福祉に関する施策を総合的に推進します。

また、施策の推進に当たっては、業務改革やデジタル技術の活用など DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に努め、市民の暮らしやすさと利便性の向上に努めます。

(1) 地域福祉

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティネット機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきています。地域における課題は、8050 問題をはじめとした社会的な孤立や孤独など様々な問題が複雑にからみ合い多様化しており、誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための共助の基盤づくりが必要となります。多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会の実現」を目指し、市民のニーズに対応した地域福祉を推進します。

具体的には、地域共生社会の実現に向けた取組として、地域の特性に応じて多様な活動を展開する「地域ケアネットワーク推進事業」や地域福祉コーディネーターをはじめ関係機関等が連携し属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方などへの福祉課題の相談に応じ必要な公的サービスにつなげる「重層的支援体制整備事業」を推進します。また、安心して暮らせる地域づくりとして、支援が必要な高齢者や障がい者などの要配慮者が災害時に安心して避難生活を送れるようにする「災害時の要配慮者受入れ体制の整備」、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿情報の更新や一人ひとりの事情に合わせた個別避難計画を作成する「災害時避難行動要支援者の支援」、市民の緊急事態などに対応する見守りの仕組みである「見守りネットワーク事業の推進」、傾聴ボランティアなど地域福祉活動を推進する担い手の養成と活動支援を行う「福祉人材の養成と活動」等に取り組みます。

さらに、福祉を支える環境の整備として、福祉センター・総合保健センター等の連携や、第三者評価事業や社会福祉法人に対する指導監査の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉

今後、生産年齢人口の減少により更なる高齢化が進むことが見込まれる中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、安心して、自分らしい生活を継続していくため、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムについて、包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、より一層推進します。また、団塊の世代全員が後期高齢者となる 2025 年問題など社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人

ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

在宅医療・介護の推進体制の強化に向けて、2023年（令和5）年12月に開設した福祉Labo どんぐり山による取組のほか、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心とした在宅医療・介護連携を推進します。また、認知症の人の支援と権利擁護の推進のために、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人が住み慣れた地域で、いつまでも安心して、自分らしく暮らせるまちを目指し、「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進します。介護予防・健康づくりの充実・推進に向けて、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、介護予防教室の充実や高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するほか、通いの場の拡充を図ります。住宅支援の充実・推進のために、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、新たな幅広い高齢者の住環境の支援策の検討や既存の福祉住宅の見直しを行います。

（3）障がい者福祉

2014（平成26）年1月、我が国は、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進すること等を目的とした初めての国際条約となる「障害者権利条約」を批准しました。この条約の批准に先立ち、2011（平成23）年8月には障害者基本法を改正、2013（平成25）年6月には障害者差別解消法が成立するなど、国内法令の整備が進められました。また、2012（平成24）年4月には児童福祉法の一部改正により、施設・事業体系が、利用形態の別により一元化されるとともに、2013（平成25）年4月には障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に難病等が加えられ障害福祉サービスの対象となるなど、制度の拡充が図られました。加えて、2013（平成25）年4月には、障害者優先調達推進法の施行により、国及び地方公共団体等による障害者就労施設からの物品等の調達環境が整備されるとともに、2016年（平成28）年4月には障害者差別解消法が施行され、2021（令和3）年5月の改正により2024（令和6）年4月からは不当な差別的取扱いの禁止と障がいのある人の求めに応じて合理的な配慮を行うことが民間事業者にも義務付けられました。

これらの動向等を踏まえ、三鷹市では「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体とした「障がい者（児）計画」を策定し、関係機関等との連携を図るとともに、「障がい者等実態調査」の実施や、「障がい者地域自立支援協議会」等との協働により、当事者ニーズや課題の把握に努め、各種施策の推進に努めてきました。

障がいの有無にかかわらず、地域で生涯にわたり安心して暮らしていくために、障がいの重度化、高齢化及び難病等対象疾病の拡充等に伴う当事者ニーズへのきめ細やかな対応が求められています。障がいのある人の視点に立った支援の提供に向けて、多様な手段による情報提供や相談機能の充実について、様々なネットワークを活用し、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援に取り組めます。さらに、地域で安心して生活するために、地域の方々の障がいへの理解を促進し、支え合いの環境づくりを進める

など、障がいのある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。

(4) 生活支援

生活保護制度は 1950（昭和 25）年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティネット」として機能してきました。生活保護の受給者は、1995（平成 7）年度を底に全国的に一貫して増え続けてきましたが、2015（平成 27）年 3 月をピークに減少に転じ、三鷹市においても、2013（平成 25）年度以降は微減傾向でした。しかし、全世界を覆った新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動は大きく制限され、市民の方々にも生活不安が広がりました。新型感染症の国内発症が報道された 2020（令和 2）年 4 月には生活保護申請数が前年同月の 3 倍以上となりましたが、その後は、国や自治体による各種給付金をはじめとする生活支援・家計支援策などが奏功したことにより、生活保護受給世帯数は微増状態を維持し続け、新型感染症への対策となる行動制限の緩和にともない相談件数全体の総数は伸び止まり傾向を示してきています。経済活動が再開した社会に無事に復帰できた人や、アフターコロナの新たな生活様式において経済基盤を見いだした人がいる一方で、貯蓄を使い果たしたり、コロナ禍前の所得水準を回復できなかった方々が潜在的な困窮状態にあるものと予想されることから、そうした方々に対して相談を躊躇する事態を招くことのないよう、適宜適切な相談支援や生活保護制度の利用についての説明・申請の勧奨など、これからも注意深く丁寧な対応を図る必要があります。

市民だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、重層的なセーフティネットの担い手として定着した生活困窮者への自立相談支援をはじめとした生活に困窮した方が相談しやすい体制の引き続きの整備を進め、支援を必要とする方々に寄り添いながら各世帯の状況やライフステージ全体を見通した就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実に努める一方で、制度の適切な運用を図るために一層の事務適正化に取り組みます。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の生活課題解決による自立支援や、低所得者・離職者支援を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の実施やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化のほか、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。一方、2018（平成 30）年度から都道府県単位化により、東京都が財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、国民健康保険制度の構造的な問題から、その財政状況は引き続き大変厳しい状況です。国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、低所得者層に対する負担軽減の拡充を図りながら、適正な負担のあり方について検討し、東京都とともに国民健康保険財政の健全化に取り組みます。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険制度の改革を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

2008（平成 20）年度に創設された後期高齢者医療制度については、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等において、きめ細かな丁寧な対応に努めてきました。今後、国が進める高齢者医療制度改革の動向を注視し、引き続き丁寧な対応に努めます。

（5）健康増進

国が展開する「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」の基本的な方向性の 1 つである「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を実現するためには、市民一人ひとりの「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識に加え、市民、行政、関係機関等が協働して取り組むことが大切です。

健康づくりの推進と疾病予防の推進を両輪に据え、「健康福祉総合計画 2027」に基づき、健康福祉施策を総合的かつ計画的に実施することで、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らすことができるよう、多様な主体と協働して生涯を通じた健康増進の取組を推進します。

健康づくりの推進については、住民協議会等と協働して地域との連携を深めながら地域ごとの課題に合わせた事業の展開等、地域健康づくり事業を実施するとともに、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、取り組みます。

また、疾病予防の推進については、がん検診や特定健康診査・特定保健指導、歯科健診等を実施することにより、自身の健康管理や生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、予防接種の正しい知識の普及啓発に努め、予防接種事業を円滑に実施することで感染症を予防し、健康保持と公衆衛生の向上を図ります。

あわせて健康診査等の結果データを活用した効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、各種健康増進事業等へ参加しやすい環境整備を図るため、AI（人工知能）の活用や DX の取組を推進します。

これからも市民一人ひとりが健やかで心豊かに生活でき、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることを目指し、三鷹市総合保健センターを健康づくりの拠点として機能の強化を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりを進めていきます。

（6）子ども・若者・子育て支援

市が目指すべき子ども・子育て支援施策の基本的かつ総合的な方向性を示す「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」と、具体的な行動計画である「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」を統合するとともに、「こども基本法」に基づく市町村子ども計画のほか、そ

の他の子ども施策関連法令等に基づく計画の内容も含む「三鷹市子ども総合計画」を策定することで、市・教育委員会をはじめとする関係機関、関係団体及び市民が、三鷹市全体の子どもの中心に据えた子どもに関する取組を総合的に推進する体制を構築します。子どもの最善の利益を追求し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会の実現を目指す中で、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定するとともに、全ての子どもが養育環境に影響されずにいきいきと自分らしく幸せに成長することができるよう、貧困や虐待、ヤングケアラー等の諸課題について、地域の関係機関等と連携して必要な支援を行います。

また、子どもが豊かに成長、発達していくためには、育ちの基礎となる乳幼児期に、子どもにとって適切な環境が整っていることが大切です。乳幼児期からの安定した愛着の形成を促すとともに、愛着を土台として、全ての子どもが人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

さらに、子どもは皆、限りない可能性を秘めており、「育てにくさ」や障がいの有無、成育環境等に影響されることなく、一人ひとりに豊かに成長する権利があります。その権利が適切に守られるよう、家庭、保育・幼児教育施設、地域の中で、子どもが持つ可能性を引き出すための環境整備についても行います。

加えて、子ども・若者を取り巻く環境は、経済不況や急速な高度情報化、少子高齢化や核家族化の進行などの社会環境の変化により複雑かつ多様化しています。こうした状況の中、子ども・若者が安全安心に過ごすとともに多様な交流や体験を通じて健全に成長できる環境づくりが必要となるため、学校を拠点とした地域子どもクラブの全校での毎日実施の推進や、多世代交流センター、コミュニティ・センター、図書館等での子どもの居場所づくりについて、地域連携の視点も取り入れながら、更なる充実に努めます。

（7）DXの推進

新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル技術の進展など、社会環境が急速に変化する中、多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、行政サービスを維持・提供するためには、サービスデザイン思考など利用者の視点に立ち、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて事務を再構成するなどのBPR（業務改革）が求められます。

また、デジタル技術の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスが提供できるようになり、行政分野におけるデジタル技術の活用は、市民生活や窓口業務をはじめとする市の業務のあり方を大きく変えるとともに、市民の利便性向上や行政事務の効率化が期待できます。

行政分野におけるデジタル技術の活用には、行政文書のペーパーレス化や申請手続きのオンライン化など、情報管理・行政事務のデジタル化が不可欠であり、デジタル化を

推進することで、AI・データの利活用による新たな市民サービスの創出や職員の生産性向上等の実現が可能となります。

健康福祉施策の推進に当たっては、誰一人取り残されない地域共生社会の実現に向け、業務の標準化・共通化を意識し、BPRと行政事務のデジタル化を一体的に取り組むなどのDXを推進することで、質の高い福祉サービスの提供を目指します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標と施策推進の基本的な考え方等

三鷹市基本構想では、誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまちを目標として掲げ、一人ひとりに寄り添いながら暮らしを支援し、地域で支え合う、誰もが安心して健康に暮らせるまちをつくることとしています。

そこで、三鷹市基本構想や基本計画（市の施策全体の総合計画）を基本とし、これまでの健康福祉総合計画の改定等を踏まえるとともに、三鷹市健康福祉総合条例の改正を見据えながら、健康福祉総合計画 2027 の「基本目標」と「施策推進の基本的な考え方」を次のとおり定めます。

また、各分野別計画の「基本目標」と「施策の基本的方向」についても、同様の考え方に従い、次のとおり定めます。

(1) 健康福祉総合計画 2027 の「基本目標」と「施策推進の基本的な考え方」

基本目標

高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が、地域において、健康で安心して、いきいきと自分らしい生活を送ることができる「高福祉のまち」をつくる

施策推進の基本的な考え方

- ・全ての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力（自助）」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動（共助）」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策（公助）」が相互に連携して推進されることによって「高福祉のまち」の実現を目指す
- ・サービスの質を確保し、市民、関係機関、事業者等と市が協働して地域コミュニティを基礎として、利用者の視点に立ったサービス提供を目指す

(2) 各分野別計画の「基本目標」と「施策の基本的方向性」

ア 地域福祉計画

基本目標

地域において全ての市民が共に支え合い、いつまでも住み慣れた地域社会で安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくり

施策の基本的方向性

市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み（地域ケアネットワーク等）の充実と発展に向けた支援を図るとともに、保健、医療、福祉にとどまらず様々な分野と連携する重層的支援体制の構築や福祉人財の養成を進める

イ 重層的支援体制整備事業実施計画

基本目標

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の推進

施策の基本的方向性

世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会参加への支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進するとともに、全ての市民が安心して暮らせるように、住民同士が支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進する

ウ 再犯防止推進計画

基本目標

犯罪や非行をした方が円滑に社会に復帰することができ、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組の推進

施策の基本的方向性

様々な課題を抱えた犯罪や非行をした方々が、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるための支援を行う

エ 成年後見制度利用促進基本計画

基本目標

全ての市民が個人として尊重され、ともに支え合いながら、いつまでも自分らしく暮らせるまち

施策の基本的方向性

地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進を目指す

オ 高齢者計画

基本目標

高齢者一人ひとりが尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で、年齢を重ねることができるよう、地域の住民や多様な主体が参画し、互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち

施策の基本的方向性

高齢者の社会参加等の促進、認知症の人や家族を支える地域づくり、医療と介護の提供体制の強化や持続可能な介護保険制度の運営等により、地域共生社会の実現を目指す

カ 障がい者計画

基本目標

障がいのある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」

施策の基本的方向性

障がいに対する理解の推進や差別解消の取組を進め、ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援の充実のための体制整備や、障がいのある人を支える地域の基盤整備を推進し、共生社会の実現を目指す

キ 生活支援計画

基本目標

生活保護や医療保険など基本的な社会保障制度の運用による、安心して安定した市民生活の確保

施策の基本的方向性

生活保護制度や国民健康保険制度の適正な運用と、生活保護など市民生活を支える社会保障制度の正しい情報についての周知浸透に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度をはじめとする関係機関の連携による困窮状態への早期介入・早期支援に努めることで生活支援の充実を図る

ク 健康増進計画

基本目標

市民一人ひとりが、いつまでも元気でいきいきと暮らすことができる健康長寿のまちづくり

施策の基本的方向性

市民一人ひとりが生涯を通して「自らの健康は自らが守り・つくる」という意識の醸成を図りつつ、市民、行政、関係機関が連携して病気やフレイルにならないための予防に重点を置き、乳児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健、医療、福祉の連携を図りながら、総合的に健康づくりを推進する

ケ 子ども総合計画

基本目標

市全体の子どもの中心に据えた子どもに関する取組を総合的に推進する体制を構築し、子どもの最善の利益を追求し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会の実現を目指す

施策の基本的方向性

全ての子どもの権利が守られ、子どもたちが主体的に活動し、自分らしく安心して成長できるよう、福祉・教育・就労など様々な分野の連携体制の強化、整備を図り、子どもの健やかな成長を支える

また、安心して子育てができるよう支援の充実を進める

さらに、子ども・若者の居場所の拡充を図りながら必要な支援を行うとともに、保育園・学童保育所の運営の強化を図る

第4章 計画の施策体系

健康福祉総合計画 2027 における個別計画の施策体系を次のとおり定めます。

編	個別計画	施策体系（大項目）
第1 地域福祉編	I 地域福祉計画	1 計画の改定及び推進 2 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進 3 安心して暮らせる地域づくり 4 福祉を支える環境整備 5 健康福祉施策の推進体制の整備
	II 重層的支援体制整備事業実施計画	1 計画の位置付け 2 社会的背景 3 基本目標 4 基本施策
	III 再犯防止推進計画	1 計画の位置付け 2 国・都の動向 3 基本目標 4 基本施策
	IV 成年後見制度利用促進基本計画	1 計画の改定及び推進 2 現状と課題 3 基本目標 4 基本施策
第2 高齢者福祉編	I 高齢者計画	1 地域共生社会の実現のための体制づくり 2 社会参加等の促進 3 介護予防・健康づくりの充実・推進 4 認知症の人の支援と権利擁護の推進 5 在宅医療・介護の推進体制の強化 6 持続可能な介護保険制度の運営

編	個別計画	施策体系（大項目）
第3 障がい者福祉編	I 障がい者計画	1 計画の推進 2 互いを理解し、認め合う地域づくり 3 安心して住みやすいまちづくりの推進 4 障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実 5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援 6 社会参加の推進 7 障がいのある人を支える地域の基盤整備
第4 生活支援編	I 生活支援計画	1 生活保護 2 生活のセーフティネット 3 国民年金 4 医療保険 5 推進体制の強化
第5 健康増進編	I 健康増進計画	1 計画の改定等と推進 2 元気創造拠点の活用 3 健康づくりの推進 4 疾病予防の推進
第6 子ども・若者・子育て支援編	I 子ども総合計画	1 子どもを主体とした子ども施策の推進 2 全ての子どもが幸せに育つことができるための支援 3 子どもの可能性を引き出す環境等の充実 4 子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援

第5章 まちづくり指標

健康福祉総合計画 2027 におけるまちづくり指標を次のとおり定めます。

編	指標	計画策定時の状況	目標値 <令和9年度>
地域福祉	民生・児童委員の充足数	84.3%	90.0%
	福祉ボランティアの参加者数	23,763 人	26,000 人
	地域福祉コーディネーターの相談対応件数	2,189 件	4,400 件
高齢者福祉	介護人財育成センター研修受講者数	—	1,000 人
	認知症サポーター養成者数	10,842 人	14,500 人
	高齢者の「通いの場」の参加人数	2,625 人	3,400 人
障がい者福祉	障害福祉サービスの受給者証発行数	2,052 人	2,600 人
	障害福祉サービスの利用率（利用者数／発行数）	96.2%	97.0%
	市内グループホームの入居定員	217 人	250 人
生活支援	生活困窮者自立支援プラン作成件数	249 件	300 件
	就労支援事業による就労者数	227 人	270 人
健康増進	健康づくり事業への参加者数	12,385 人	13,000 人
	特定健康診査の受診率	48.6%	60.0%
子ども・若者・子育て支援	保育園・学童保育所の待機児童数	0 人	0 人
	多世代交流センターユースタイム（中高生・若者交流事業）参加者数	3,026 人	3,900 人
	「子育て支援プログラム」への参加家庭数	484	650
	「ゆりかご面接」、「新生児訪問」の実施率	ゆりかご面接 98% 新生児訪問 95%	各 100%

※計画策定時の数値は、2022（令和4）年度実績値又は2023（令和5）年度当初の数値としています。

第2部 各論



第1章 地域福祉編

I 地域福祉計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の改定及び推進		
2 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進	(1) 支え合いの仕組みづくり	《主要》 ① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 《主要》 ② 重層的支援体制整備事業の推進 ③ 地域交流、多世代交流の促進
	(2) 相談支援の充実	① 包括的な相談支援体制の推進 ② 権利擁護の推進
3 安心して暮らせる地域づくり	(1) 要配慮者・要支援者の支援体制の整備	《主要》 ① 災害時の要配慮者受入れ体制の整備 《主要》 ② 災害時避難行動要支援者の支援 《重点》 ③ 災害時における要支援者・要配慮者の支援体制の強化
	(2) 地域における見守り体制の強化	《主要》 ① 見守りネットワーク事業の推進
	(3) 地域福祉を推進する人財の確保	《主要》 ① 福祉人財の養成と活動支援 ② 民生・児童委員の担い手確保と活動支援 ③ 市民活動・ボランティア等の活動支援
	(4) 居住支援体制の推進	① 住宅確保要配慮者の居住支援
4 福祉を支える環境整備	(1) 保健・福祉施設の拠点機能の充実	① 福祉センター・総合保健センター等の機能の充実
	(2) 利用者の利便性の向上	① 窓口機能の充実 ② 各種手続きのオンライン化の推進 ③ 情報提供の充実

大項目	中項目	小項目（事業名）
		④ 利用者支援の推進
	(3) サービスの質の向上	① 第三者評価事業の推進と支援 ② 社会福祉法人に対する指導監査の充実
5 健康福祉施策の推進体制の整備	(1) 保健・医療・福祉の連携	① 保健・医療・福祉の連携によるサービス・機能等の充実
	(2) 関係団体等との連携	① 関係団体等との連携による施策の充実 ② 関係団体等との連携強化に向けたデジタル基盤の整備

《主要》…「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画2027」の重点事業に当たる事業

1 計画の改定及び推進

「地域福祉計画」に基づき、各分野及び分野にまたがる施策を推進します。

2 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進

地域における「支え合い（共助）」の仕組みとして、地域ケアネットワーク推進事業をはじめ、重層的支援体制整備事業を推進します。事業の推進に当たっては、高齢者をはじめ地域住民の社会的孤立防止と地域交流・多世代交流の促進を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

(1) 支え合いの仕組みづくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 **《主要》**

コミュニティ住区を基本エリアとする7つの地域ケアネットワークが取り組む、地域特性に応じた多様な活動、地域の状況に応じた、より柔軟で自主的な運営や事業展開について支援を継続し、ネットワークの充実を図ります。

また、今後の事業展開に当たって、関係機関や専門機関、関係団体や地域福祉人財との連携を進めるとともに、新たな担い手が地域の活動に関わりやすくなる仕組みづくりや、各ケアネットによる地域の状況に応じたより柔軟で自主的な運営などについて支援します。

引き続き、持続可能な運営に向けて、今後の運営体制等についても関係機関や関係団体等と検討します。

② 重層的支援体制整備事業の推進 **《主要》**

属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方などの福祉課題の相談に応じ、必要な公的サービスへつなげるため、全ての住区にそれぞれ1人の地域福祉コーディネーターを配置し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、課題の早期発見・対応を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

地域福祉コーディネーターは、福祉分野にかかわらず生活の中での困りごと等の相談にも対応するため、福祉部門以外の庁内の関係部署や関係機関とも連携を図りつつ、適切な相談支援に努めます。

また、全ての市民が安心して暮らせるように、住民同士が互いに支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進します。

(「第1 地域福祉編_Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画_4_(1)_①」参照)

③ 地域交流、多世代交流の促進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO 法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・多世代交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

(2) 相談支援の充実

① 包括的な相談支援体制の推進

生活困窮者への支援やひきこもり・8050 問題など、様々な分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取組として、重層的支援体制整備事業を推進します。7つの住区にそれぞれ1人配置する地域福祉コーディネーターが、生活の中での困り事に関する相談を受け付け、必要な公的サービス等につなげるとともに、市の分野を超えた各課や関係機関、関係団体等との連携を図り、複雑化・複合化する課題を抱える方への支援を行います。

(「第1 地域福祉編_Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画_4_(1)_①」参照)

② 権利擁護の推進

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置付け、既存の広報機能、相談機能に加えて利用促進機能、後見人支援機能の充実に努め、地域連携による支援体制の強化を図ります。

(「第1 地域福祉編_IV 成年後見制度利用促進基本計画_4_(1)_①」参照)

3 安心して暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者などの要配慮者を支援するための災害時避難行動要支援者支援事業、高齢者等の孤立・孤独の防止や安否確認のための見守りネットワーク事業等を推進します。事業の推進に当たっては、福祉人財の確保など新たな担い手の養成や活動支援に努めるとともに、住宅確保要配慮者への居住支援体制の整備等に取り組むことで、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 要配慮者・要支援者の支援体制の整備

① 災害時の要配慮者受入れ体制の整備 **《主要》**

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者などの要配慮者が災害時に安心して避難生活を送れるよう環境の整備を進めます。

また、市職員を福祉避難所へ派遣する仕組みづくりの検討を進めるとともに、福祉避難所の拡充や、利用者の特性に応じた備蓄品を整備します。

② 災害時避難行動要支援者の支援 **《主要》**

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者名簿情報を毎年更新するとともに、協定を締結した関係機関や関係団体（三鷹警察署や三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、町会・自治会、地域包括支援センター）に名簿を提供し、関連部署と連携しながら災害時の避難支援体制の整備を図ります。

また、災害時に要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの事情にあわせて、あらかじめ立てておく個別避難計画について、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携して作成を進めるとともに、地域支援者を確保するための手法やデジタルを活用した作成支援の仕組みづくり等について検討します。

要支援者の情報を登録する災害時避難行動要支援者管理システムについて、次期の更改に向け、災害時のデジタル活用事例を収集するとともに、共同利用・標準化等の対応を検討します。

③ 災害時における要支援者・要配慮者の支援体制の強化 **《重点》**

浸水・土砂災害・内水氾濫エリアの要支援者を対象に作成した個別避難計画について、市内全域の要支援者の作成に向けた実施計画を整備します。

また、三鷹市地域防災計画の内容を踏まえつつ、福祉避難所等のあり方を検討するとともに、市職員及び施設職員向け福祉避難所開設・運営マニュアルの作成や施設と連携した福祉避難所訓練の実施を推進します。

（２）地域における見守り体制の強化

① 見守りネットワーク事業の推進 **《主要》**

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体と協働で、市民の孤立・孤独の防止、安否確認や緊急事態などに対応する見守りの仕組みである「見守りネットワーク事業」をさらに推進し、見守り協力団体の拡充を目指します。

また、見守りネットワーク内の研修や情報共有による連携強化などにより同事業の更なる推進を図ります。

（３）地域福祉を推進する人財の確保

① 福祉人財の養成と活動支援 **《主要》**

地域福祉の充実に資する地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティアなど地域福祉活動を推進する担い手の養成と活動支援について、社会福祉協議会や市内大学等と連携しながら進めます。

また、福祉人財の確保に向けて、地域福祉活動の担い手の必要性を広く市民に周知するとともに、地域で活躍している方との連携強化を行うことで、地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充していきます。

② 民生・児童委員の担い手確保と活動支援

地域の中で悩みを抱えている方に寄り添い、見守り、行政・関係機関との架け橋を担うなど、地域の身近な福祉の相談役として、重要な役割を担う民生・児童委員について、担い手を確保するため、様々な機会を捉えて民生・児童委員への理解や、担い手確保に向けた働きかけを行うとともに、やりがいを持って活動できるよう、負担軽減に向けた対応等の支援を実施します。

また、市広報紙のほか、ホームページや SNS など多様な媒体を用いた広報など、幅広い世代に活動を周知することで、市民の認知度を高めるとともに、民生・児童委員への理解を深めてもらうなど、制度の普及・啓発に努めます。

③ 市民活動・ボランティア等の活動支援

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会が運営する「みたかボランティアセンター」やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図ります。

また、活動したことはないが活動してみたいなどの潜在的な人財を確保するため、市民活動を行う団体等と連携し、講座・イベントを開催するなど、活動へのきっかけづくりの充実を図ります。

(4) 居住支援体制の推進

① 住宅確保要配慮者の居住支援

住宅部門と福祉部門が中心となり、不動産団体、居住支援団体等と一体的に連携を図るための居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や住まいの見守りを促進します。

また、入居者や貸主への入退去時の支援サービスなど、住宅セーフティネット制度を整備・活用し、安心して住み続けられる環境づくりを推進します。さらに、重層的支援体制整備事業による全庁的な連携のもとで、横断的に住まいに関する課題に取り組みます。

(「第2 高齢者福祉編_I 高齢者計画_1_(4)_①」参照)

4 福祉を支える環境整備

保健・福祉施設が集約された三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおいては、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、各施設・機能の有機的な連携により、多様なサービスを提供します。

また、誰もが使いやすいような配慮と利用者中心の行政サービスを念頭に置きつつ、利用者の利便性の向上と情報提供の充実、サービスの質の向上等を図り、福祉を支える環境整備に努めます。

(1) 保健・福祉施設の拠点機能の充実

① 福祉センター・総合保健センター等の機能の充実

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内にある福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターそれぞれが連携しあうとともに、同施設内の他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

(2) 利用者の利便性の向上

① 窓口機能の充実

利用者視点に立った窓口の実現に向け、高齢分野・障がい分野などの福祉部門、関係各課・関係機関等により横断的な連携体制を整備し、福祉総合案内や相談体制の強化など、窓口機能の充実に向けて取り組みます。

② 各種手続きのオンライン化の推進

利用者の利便性向上や市職員の業務効率化のため、申請・申込等の手続きのオンライン化を推進します。市民が窓口に出向かずに申請・申込等の手続きをオンライン上で完結できる電子申請サービスを拡充するとともに、ワンスオンリーなど利用者が具体的なメリットを実感できるようなサービスの提供を目指します。

③ 情報提供の充実

従来の市広報紙だけでなく、ホームページや SNS など多様なデジタルツールを用いた情報発信など、幅広い世代に情報が届けられる取組を推進します。市の福祉施策や地域福祉を支える団体・ボランティア等の活動を広く発信することで、地域福祉への共感を高めるとともに、イベントやボランティア活動等への参加を促進します。

また、多くの市民が必要な情報に容易にアクセスできるよう、効率的・効果的な情報提供の仕組みを検討するとともに、利用者が欲しい情報のみを欲しい時に受け取れるようなプッシュ型サービスを目指すなど、利用者に分かりやすい福祉サービス等の情報提供に取り組みます。

④ 利用者支援の推進

各種手続きのオンライン化やデジタル技術を活用したサービスの提供を推進するに当たり、誰もがその恩恵を享受できるよう、デジタルデバイドの解消に向けた利用者への支援を推進します。

高齢者などデジタル機器に不慣れな方でも容易に操作が可能な UI の設計や、利用者の手続きの円滑化・負担軽減を目的としたデジタル技術の活用など、利用者の視点に立ったサービスの提供を目指すとともに、窓口における技術的支援等に努めます。

(3) サービスの質の向上

① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

② 社会福祉法人に対する指導監査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。

また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

5 健康福祉施策の推進体制の整備

健康福祉施策は、保健衛生部門、医療機関、福祉部門、地域で活動する団体等、様々な機関との連携により成り立っています。関係団体等の連携を図り、市民に迅速かつ適切なサービスを提供するため施策の推進に取り組みます。

(1) 保健・医療・福祉の連携

① 保健・医療・福祉の連携によるサービス・機能等の充実

市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の各関係機関が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取組を進めるとともに、ネットワーク化によるサービス・機能等の充実を図ります。

(2) 関係団体等との連携

① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的には、社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動「ほのぼのネット」及び地域ケアネットワーク等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

② 関係団体等との連携強化に向けたデジタル基盤の整備

市職員が関係団体等の活動の事務局を務める事業において、構成員であるメンバーの情報管理のデジタル化や、メンバーとのコミュニケーション等におけるデジタルツールの活用等を推進します。

複数の団体に所属しているメンバーも多いことから、台帳システム等でメンバーの情報を管理し、所属団体や活動状況を把握することで、団体間での調整や人財確保の円滑化を図るなど、関係団体等との連携を強化します。

また、メンバーとのコミュニケーションにデジタルツールを活用することで、市職員からの迅速な情報提供や、メンバー同士の連絡・情報共有など、コミュニケーションの活性化に努めます。

II 重層的支援体制整備事業実施計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の位置付け		
2 社会的背景		
3 基本目標		
4 基本施策	(1) 包括的な相談支援体制の推進	① 包括的な相談支援体制の整備 ② 包括的な相談支援を実施する事業 ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施
	(2) 社会参加に向けた支援の推進	① 社会参加に向けた支援の推進
	(3) 地域づくりに向けた支援の推進	① 地域づくりに向けた支援体制の整備 ② 地域づくりに向けた支援を実施する事業
	(4) 重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化	① 重層的支援体制推進会議の取組 《重点》 ② 事例データの検証及び関係機関との連携強化に向けた取組

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画 2027」の重点事業にあたる事業

1 計画の位置付け

本計画は、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

2 社会的背景

少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、8050 問題や育児と介護のダブルケア、社会的孤立、ヤングケアラーなど複雑化・複合化する課題が増加傾向にあります。

このような状況から、「地域社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」が 2020（令和 2）年 6 月に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行うため、「重層的支援体制整備事業」が定義されました。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子ども、生活困窮等の各支援機関が連携して対応する重層的な支援体制の構築が求められています。

3 基本目標

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会参加への支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進するとともに、全ての市民が安心して暮らせるように、住民同士が支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進します。

4 基本施策

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号に規定されています。既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援について、次の 4 つの施策について取り組みます。

（1）包括的な相談支援体制の推進

① 包括的な相談支援体制の整備

既存の相談拠点の設置形態（国が定める基本型）は変更せず、各支援機関同士の連携を図り、包括的な相談に対応します。

属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方などの福祉課題の相談に応じ、必要な公的サービスへつなげるための地域福祉コーディネーターを市内7地区に各1人配置します。

② 包括的な相談支援を実施する事業

実施事業	分野	実施体制	所管課	拠点数	形態
地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】	介護	三鷹市地域包括支援センター	高齢者支援課	7	委託
障害者相談支援事業 【第1号のロ】	障がい	基幹相談支援センター	障がい者支援課	1	
利用者支援事業 【第1号のハ】	子ども	三鷹市東多世代交流センター、三鷹市西多世代交流センター	児童青少年課	2	
		三鷹市子ども家庭支援センター（すくすくひろば・のびのびひろば・りぼん）	子ども家庭課	3	
		三鷹市子ども発達支援センター（たかのこ）	子ども家庭課	1	
		三鷹市総合保健センター	子ども家庭課	1	
		三鷹市子ども政策部子ども育成課窓口	子ども育成課	1	
生活困窮者自立相談支援事業 【第1号のニ】	生活困窮	三鷹市生活・就労支援窓口	生活福祉課	1	委託

※実施事業名及び【 】の表記は、社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定されているものです。

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

地域福祉コーディネーターが、市や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携を図りながら、支援を必要とする方の情報を得た場合は、直接訪問して状況を伺うなど、プッシュ型やアウトリーチ型の相談等を実施し、継続的な支援を行います。

(2) 社会参加に向けた支援の推進

① 社会参加に向けた支援の取組

地域福祉コーディネーターが、社会とのつながりを作るため、地域ケアネットワークやほのぼのネットなどの社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

ひきこもり支援や障がい者支援を行う団体等と連携し、当事者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートして、当事者や家族のニーズや状態にあった支援を行います。

(3) 地域づくりに向けた支援の推進

① 地域づくりに向けた支援体制の整備

住民主体で取り組む市内7か所の「地域ケアネットワーク」や市内28か所の「ほのぼのネット」など、従来からある地域づくりに関係する団体と連携しながら、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせる取組を推進します。

地域福祉コーディネーターが市内7か所のコミュニティ・センターで実施する相談サロンを通じて、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特性にあった多様な地域づくりを進めます。

② 地域づくりに向けた支援を実施する事業

事業	分野	実施体制	所管課	拠点数	形態
地域介護予防活動支援事業 【第3号のイ】	介護	介護予防活動立ち上げ支援事業	高齢者支援課	30	
生活支援体制整備事業 【第3号のロ】	介護	生活支援コーディネーター	高齢者支援課	7	委託
地域活動支援センター事業 【第3号のハ】	障がい	地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型	障がい者支援課	2	
地域子育て支援拠点事業 【第3号のニ】	子ども	親子ひろば事業（一般型15、連携型1）	子ども家庭課	16	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	地域福祉コーディネーター	地域福祉課	7	委託

※実施事業名及び【 】の表記は、社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定されているものです（生活困窮者支援等のための地域づくり事業は除く）。

(4) 重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化

① 重層的支援体制推進会議の取組

社会福祉法に規定する多機関協働事業の取組の一つとして、市の関係部署や関係機関と連携した個別のケース会議や情報交換及び人財育成のためのワークショップを実施する重層的支援体制推進会議を定例的に開催します。

重層的支援体制推進会議は、社会福祉法に規定する本人同意を得て支援に関する検討を行う「重層的支援会議」や構成員に守秘義務を課して本人同意を得ずに支援に関する検討を行う「支援会議」、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」の機能を併せ持っています。支援会議等は、必要に応じて臨時的に開催することで、関係機関が複合的な課題を抱えた方へ適切な支援を行えるよう多職種による連携や多機関の協働を推進します。

② 事例データの検証及び関係機関との連携強化に向けた取組 **《重点》**

地域福祉コーディネーターがこれまでに受けた相談や実施した支援など、これまでに蓄積された事例データ等を取りまとめ、相談者の属性、抱える課題、支援の内容、連携先となる市の窓口・関係機関・団体の情報等を分析・検証します。相談者の属性や課題・支援内容の傾向等を分析するとともに、重層的支援体制推進会議で事例データや分析・検証結果を共有し、支援内容や連携先の拡充等の検討のエビデンスとして活用するなど、連携体制の更なる強化に努めます。

また、分析した事例データから、相談者の属性や課題に応じた市の相談窓口・関係機関等の情報を体系化し、誰もがその情報を確認できる仕組みを検討するなど、適切な相談・支援につなげるための環境整備に努めます。

Ⅲ 再犯防止推進計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の位置付け		
2 国・都の動向		
3 基本目標		
4 基本施策	(1) 就労・住居の確保等のための取組	① 就労に向けた相談支援 ② 住居の確保のための支援
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	① 高齢者、障がい者等への支援 ② 薬物依存を有する人への支援
	(3) 非行の防止・学校等と連携した修学支援等のための取組	① 学校や地域と連携した取組 ② 保護司会と連携した取組
	(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組	① 対象者の特性に応じた支援
	(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	① 保護司の活動の支援 ② 広報・啓発活動の推進
	(6) 地域による包摂を推進するための取組	① 地域共生社会と重層的支援体制の推進 ② 地域での見守り活動等の推進
	(7) 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組	① 国・東京都等の関係機関・団体との連携強化

1 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

2 国・都の動向

全国的にも都内でも刑法犯検挙人員は、減少傾向が続いている一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は減少幅が小さく、再犯者の割合は約 5 割を占めていることから、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められています。

3 基本目標

本計画は、様々な課題を抱えた犯罪や非行をした方々が、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるための支援をしていくことを目的としています。再犯を防止するための取組を整理・体系化することにより、犯罪や非行をした方が円滑に社会に復帰することができ、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

4 基本施策

本計画は、国の第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日に閣議決定）の内容を勘案し、次の 7 つの施策について取り組みます。

（1）就労・住居の確保等のための取組

① 就労に向けた相談支援

不安定な就労が再犯の要因となっており、東京都内においても保護観察終了時に保護観察終了者に占める無職者率はなお約 3 割に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています。

就労は安定した生活を送る上で重要な基盤となることから、生活困窮者自立支援事業の推進や生活・就労支援窓口と連携し、誰もが安定した生活を送ることができるよう取組を進めます。

（「第 4 生活支援編_I 生活支援計画_2_（1）_②」参照）

② 住居の確保のための支援

住宅確保要配慮者の類型の一つとして保護観察対象者及び更生緊急保護対象者が含まれていることから、三鷹市居住支援協議会と連携しながら、誰もが住居に困ることのないよう支援を進めます。

(「第2 高齢者福祉編_I 高齢者計画_1_(4)_①」参照)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

① 高齢者・障がい者等への支援

国の計画によると、高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

複雑化・複合化する課題の解決を図る重層的支援体制整備事業を推進し、適切な医療や福祉サービスを提供できるよう関係機関の連携を強化します。

(「第1 地域福祉編_II 重層的支援体制整備事業実施計画_4_(1)_①」参照)

② 薬物依存を有する人への支援

全国での覚せい剤取締法違反による検挙者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移しており、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあります。薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もあることから、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう専門機関につなぐなど、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援に取り組みます。

(3) 非行の防止・学校等と連携した修学支援等のための取組

① 学校や地域と連携した取組

国の計画によると、全国の高等学校進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8%、少年院入院者の24.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程等で、高等学校を中退する人も多く、入所受刑者の23.8%、少年院入院者の56.9%が、高等学校を中退している状況にあります。

いじめや貧困・虐待などの環境や本人の特性による生きづらさによる非行や修学の阻害要因に対し、学校・地域と連携しながら子どもや家庭を支援する取組を進めます。

② 保護司会と連携した取組

保護司会と連携し、社会を明るくする運動を推進するとともに、小・中学校でのポスターの掲示や小・中学生を対象とした作文コンテストの実施等の支援を行うことで、犯罪や非行のない地域社会づくりに向けて取り組みます。

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

① 対象者の特性に応じた支援

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況など、一人ひとりの特性を適切に把握した上での適切な支援や継続的な支援が求められます。

関係部署・関係機関と連携しながら、少年・若年者に対する支援、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する方に対する支援など、対象者の特性に応じた支援を進めます。

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

① 保護司の活動の支援

再犯の防止を推進するためには、保護観察所とともに矯正施設を出所する人の生活環境の調整や出所した人の保護観察を行い、寄り添い支援をする保護司の存在は欠かせません。

更生保護事業の円滑な実施と市民の理解と協力を促進するため、保護司会への補助及び会議の開催場所の提供、保護司による保護観察対象者との面接場所の確保など、保護司の活動を支援します。

② 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について地域の理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くため、社会を明るくする運動を推進します。

保護司、更生保護女性会、BBS会など様々な団体が構成される「“社会を明るくする運動”三鷹市推進委員会」をはじめ民間協力者の活動を促進することで、再犯防止の広報・啓発活動に取り組みます。

(6) 地域による包摂を推進するための取組

① 地域共生社会と重層的支援体制の推進

犯罪をした人に限らず、様々な生きづらさを抱える市民が孤立することなくつながり、全ての人々が地域の中で主役となって自分らしく暮らすことのできるような地域共生社会を実現するためには、多様性の理解・尊重のもと、様々な分野が連携し、地域の連携体制を高めることが必要です。

属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方などへの福祉課題の相談に応じ必要な公的サービスにつなげる「重層的支援体制整備事業」を推進します。

(「第1 地域福祉編_II 重層的支援体制整備事業実施計画_4_(1)_①」参照)

② 地域での見守り活動等の推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを地域とともに推進していく必要があります。

保護司をはじめ、地域ケアネットワークや民生・児童委員など地域の幅広い関係者と協力して、地域における見守り活動の充実を図ります。

(7) 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組

① 国・東京都等の関係機関・団体との連携強化

再犯防止を推進する施策は、国・東京都等の関係部署と連携することで、より効果的に進められるものがあります。法務省東京保護観察所立川支部や保護司をはじめ専門機関等と連携・強化を図ります。

IV 成年後見制度利用促進基本計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の改定及び推進		
2 現状と課題		
3 基本目標		
4 基本施策	(1) 中核機関及び協議会の設置・運営	① 中核機関の設置・運営 ② 相談機能の充実 ③ 協議会の設置・運営
	(2) 地域連携ネットワークによる支援機能の充実	① 広報機能の充実 ② チームによる発見・見守り ③ 利用促進・担い手確保 ④ 後見人への支援
	(3) 円滑な制度活用に向けた利用者支援	① 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ② 総合的な権利擁護支援策の充実

1 計画の改定及び推進

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。これらの方が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援として、権利擁護センターみたかの充実と成年後見制度の利用促進を図ります。成年後見制度に関する施策を総合的に推進していくため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」第 14 条に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」として改定します。

2 現状と課題

2024（令和 6）年 4 月の三鷹市の高齢化率は 22.1%となっており、今後も上昇することが想定されています。また、認知症の人や知的障がいのある人も全国的に増加傾向にあることから、今後身寄りのいない高齢者の増加や、親亡き後の障がいのある人への支援に関連して、成年後見制度へのニーズの増大が予想されます。

成年後見制度を必要とする方を早期に発見し、支援につなげるためには、保健、医療、福祉等を含めた地域での日常的な連携が必要不可欠です。複雑化・複合化する課題に対応するためにも、司法等の専門職を含めた地域でのネットワークの構築が求められています。

3 基本目標

「全ての市民が個人として尊重され、ともに支え合いながら、いつまでも自分らしく暮らせるまち」を基本目標とし、自助・共助・公助の取組が相互に連携して推進されることにより、地域や福祉、医療、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進を目指します。

4 基本施策

権利擁護支援とは、本人を中心とした支援や活動の共通基盤となる考え方であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待や不当取引等の権利侵害からの回復支援等により、判断能力が不十分な方を支援するものです。権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の適切な利用を通じて、支援を必要とする方が地域社会へ参加し、尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、次の 3 つの施策を推進します。

(1) 中核機関及び協議会の設置・運営

① 中核機関の設置・運営

中核機関は専門職による助言・支援の確保、協議会の事務局の役割、地域連携ネットワークのコーディネートなど、成年後見制度の利用推進を図るための中心的役割を担う機関です。三鷹市では、権利擁護センターみたかを中核機関に位置付け、各種の権利擁護事業と連携した成年後見制度の総合的な推進を図ります。

② 相談機能の充実

権利擁護センターみたかでは、権利擁護支援が必要な方を早期に制度利用につなぐため、本人、親族、関係機関等からの権利擁護等に関する相談に応じるとともに、専門性を有する相談に関しては、専門職（弁護士、司法書士）による相談も行います。また、相談者のニーズに応じて、成年後見制度以外の必要な支援につなげます。その他、単身高齢者等の総合相談体制の拡充について検討します。

③ 協議会の設置・運営

協議会は法律・福祉の専門職団体や関係機関が自発的に協力して、権利擁護支援のチームを支える体制づくりを進めるための合議体です。三鷹市では、権利擁護センターみたか運営委員会を協議会と位置付け、後見開始の前後を問わず、チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制の整備、困難ケースに関するケース会議、多職種間の連携強化を図ります。

(2) 地域連携ネットワークによる支援機能の充実

① 広報機能の充実

権利擁護センターみたか及び成年後見制度に関するパンフレット等を発行し、関係機関と連携して広く市民等へ配布します。また、市民や関係機関に成年後見制度を正しく理解してもらうため、講座や講演会等を開催し、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業等の関連する制度も含めて、制度のより一層の周知・啓発に努めます。

② チームによる発見・見守り

権利擁護支援のチームは親族、主治医、ケアマネジャー、相談支援専門員、後見人など、本人に身近な支援者で構成します。チームのメンバーが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握しながら、継続的な支援を行います。チームは、地域で支援が必要な方を発見して支援につなげる役割を果たし、後見開始後は後見人とも連携して支援方針等を共有し、本人に寄り添った支援を行います。

③ 利用促進・担い手確保

本人や親族等からの相談に基づき、本人の状況に応じた申立ての支援や後見人候補者の受任調整（マッチング）を行います。既に地域福祉権利擁護事業等の関連制度を利用している場合は、成年後見制度へのスムーズな移行を支援します。また、地域に

おける担い手を確保するため市民後見人の養成・支援を行います。養成研修及びフォローアップ研修に関しては、他自治体と連携し、合同で実施し、効率的な運用を図ります。さらに、市民後見人の受任調整や選任後の継続的な支援を行います。

④ 後見人等への支援

後見人等からの相談に応じるとともに、市民後見人連絡会、親族後見人のつどい、専門職交流会等を通じて、情報交換や活動支援を行います。また、被後見人の支援チームと連携し、必要に応じてカンファレンスを開催し、後見人等の支援を行います。さらに、既存の権利擁護センターみたか事例検討会を活用し、法律等の専門的知見からの支援も行います。

(3) 円滑な制度活用に向けた利用者支援

① 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度を必要な方が適切に利用できるよう、市長申立ての活用や成年後見人等への報酬助成を行います。また、安心して成年後見制度を利用できるよう、社会福祉協議会による法人後見業務の支援も行います。

② 総合的な権利擁護支援策の充実

高齢化や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する方や身寄りがないことで生活に困難を抱える方の問題が顕在化してきています。任意後見制度の活用支援や、多様な主体による簡易な金銭管理、入院・入所手続きなどの生活支援サービスの充実について検討します。

第2章 高齢者福祉編

I 高齢者計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 地域共生社会の実現のための体制づくり	(1) 市独自の高齢者施策の充実	① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 ② 介護・福祉ニーズの適切な把握
	(2) 関係機関等との連携	① 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実
	(3) 地域を拠点としたまちづくりの推進	《重点》 ① 地域包括支援センターの相談体制の充実 ② 地域共生社会に向けた包括的支援 ③ 地域の見守り体制の充実と発展
	(4) 長寿社会を支える環境の整備	《主要》 ① 高齢者の住まいの安定的な確保 ② 日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備
2 社会参加等の促進	(1) 高齢者の就業、生きがい活動等の支援・充実	① 高齢者就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実
	(2) 地域福祉の担い手としての活動支援	① 地域福祉の担い手としての活動支援
3 介護予防・健康づくりの充実・推進	(1) 健康づくりの推進	《主要》 ① 早期からの健康づくり・介護予防の推進
	(2) 介護予防・生活支援体制の充実	① 介護予防・生活支援サービスの充実 ② 生活支援体制整備事業の推進
4 認知症の人の支援と権利擁護の推進	(1) 認知症の人の支援	《主要》 ① 地域の連携による認知症の人への支援 ② 認知症の人本人とその家族への支援 《重点》

大項目	中項目	小項目（事業名）
	(2) 高齢者の権利擁護の推進	① 権利擁護センターみたかの運営の充実と成年後見制度の推進 ② 高齢者虐待防止の充実
5 在宅医療・介護の推進体制の強化	(1) 福祉 Labo どんぐり山による在宅医療・介護の推進	《主要》 ① 企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装 《重点》 《主要》 ② これからの高齢社会に求められる人財の育成 《主要》 ③ 在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供
	(2) 在宅医療・介護連携の推進	《主要》 ① 在宅医療・介護連携の体制の整備
	(3) 在宅生活の支援・推進	① 安心した在宅生活の支援 ② 家族介護者への支援
6 持続可能な介護保険制度の運営	(1) 介護保険事業の円滑な運営	① 介護保険事業の円滑な運営
	(2) 介護保険サービスの充実	① 在宅サービス基盤の充実 ② 施設等サービス基盤の充実
	(3) 給付の適正化と保険料の設定	① 給付適正化の推進 ② 要介護認定の公平性の確保 ③ 適正な保険料の設定
	(4) 介護保険サービスの質の向上	① 第三者評価事業の推進と支援 ② 介護サービス事業者に対する指導・監査等 ③ 事業者情報の提供・公開の促進 ④ 介護保険事業者連絡協議会との連携
	(5) 介護人財確保と業務効率化の支援	① 離職防止・定着促進支援 ② 介護人財確保の支援 ③ 介護職の魅力向上支援 ④ 業務効率化の支援 ⑤ 事業継続の支援
	(6) 災害や感染症への備えの充実	① 災害・感染症への備えの充実 ② 災害・感染症発生時の連携体制の整備

《主要》…「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画2027」の重点事業に当たる事業

1 地域共生社会の実現のための体制づくり

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現するための取組として、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る関係各課が連携した包括的な支援体制の構築を目指します。また、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、関係機関、関係団体等との連携ネットワークによる支援体制の充実に努めます。あわせて、住まいの安定的な確保や道路のバリアフリー化など、長寿社会を支える環境面の整備にも取り組みます。

(1) 市独自の高齢者施策の充実

① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、高齢者の実態調査等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

(2) 関係機関等との連携

① 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

関係各課と連携しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進し、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、担当部署の垣根を越えた連携を強化します。

(3) 地域を拠点としたまちづくりの推進

① 地域包括支援センターの相談体制の充実 **《重点》**

地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図ります。高齢者の総合相談に応じるほか、三鷹市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターみたかの事例検討会等を活用しながら、困難事例等への対応を図ります。

また、多職種や地域住民との協働により地域包括ケア会議を開催し、個別課題の検討から地域のニーズを把握し、政策提言につなげます。課題抽出や解決策の検討方法を見直すことにより、効果的な政策提案を目指します。

② 地域共生社会に向けた包括的支援

ダブルケア、8050 問題など複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」に向けた取組として、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る関係部課が連携した包括的な支援体制を構築します。

地域福祉コーディネーターを全地区に配置し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぎ活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進します。

また、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」の普及・啓発などを行います。

(「第1 地域福祉編_Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画_4_(1)_①」参照)

③ 地域の見守り体制の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つとして、7つのコミュニティ住区にある全市展開した「地域ケアネットワーク」の多様な活動の充実を支援します。

(4) 長寿社会を支える環境の整備

① 高齢者の住まいの安定的な確保 **《主要》**

高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らし続けることができる環境整備を誘導・促進します。高齢者が安心して住み続けられるように、居住支援法人との連携等により民間賃貸住宅の住替え等における相談体制の充実を図るほか、新たな幅広い高齢者の住環境の支援策について、居住支援協議会において検討を進めます。また、住宅セーフティネット制度の活用や新たな見守り制度の仕組みの検討など、民間との連携によるきめ細かな居住支援へと転換を図りながら、既存の福祉住宅のあり方を見直します。

② 日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備

移動支援サービスの利用促進のほか、バリアフリーのまちづくりの推進、買物環境の整備により、高齢者の日常生活や社会活動への参加を支援します。

2 社会参加等の促進

高齢者が、地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、地域活動・生涯学習施策等を推進します。また、高齢者の多様な就労ニーズに応えるため、一人ひとりが豊かな知識や経験を活かして自分らしく働くことのできる就労機会の創出を積極的に進めます。

(1) 高齢者の就業、生きがい活動等の支援・充実

① 高齢者就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、シルバー人材センターやわくわくサポート三鷹と連携して、就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。

また、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人と団体とのマッチング推進事業の充実を図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

さらに、高齢者を含む市民等の学習機会の拡大を図るとともに、主体的な学習活動を支援します。また、「スポーツを通じた健康都市づくり」の実現のため、「健康・スポーツの拠点」である SUBARU 総合スポーツセンターを中心に、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、「健康・体力相談事業」を指定管理者との連携により推進します。

(2) 地域福祉の担い手としての活動支援

① 地域福祉の担い手としての活動支援

地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア等の担い手の養成や、地域で活躍している方との連携強化を行うなど、地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充していきます。

(「第1 地域福祉編_I 地域福祉計画_3_(3)_①」参照)

3 介護予防・健康づくりの充実・推進

高齢者が主体的に介護予防や健康づくりに取り組み、生きがいを持って毎日を送ることを目指します。身体機能の低下や要介護状態への移行、介護状態の重度化の予防を図るため、介護予防・健康づくり事業の一層の充実を図ります。

(1) 健康づくりの推進

① 早期からの健康づくり・介護予防の推進 **《主要》**

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、三鷹市介護予防体操「(通称) うごこっと体操」の周知と、一般介護予防事業として実施している介護予防教室の充実にも努め、心身の健康の維持増進を図ります。また、健診データを分析・活用した健康課題に基づく効果的な事業を展開し、他の介護予防事業との連携にも努めます。

特に、75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することで、より効果的かつきめ細やかな支援による高齢者の健康保持・増進を図ります。

高齢者をはじめとする地域住民が、他者とのつながりの中で主体的に「通いの場」等の多様な社会参加を継続できるよう支援するとともに、各事業の連携により「通い

の場」づくりを推進します。健康なうちから地域の活動に参加する高齢者を増やすことにより、高齢者の孤立を予防し、地域とのつながりの強化を図ります。

(2) 介護予防・生活支援体制の充実

① 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの充実を図ります。

② 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングに努めるとともに、三鷹市内と周辺地域の介護・医療・地域資源等の情報提供に努めます。

また、地域ケアネットワークや地域福祉コーディネーター等、地域における多様な関係者や企業とのネットワークの構築を図り、生活支援コーディネーターの活動の充実を図ります。

4 認知症の人の支援と権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下しても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、尊厳と希望を持って、家族や地域の人と穏やかな生活を送ることができるよう、地域、学校、企業等と連携して「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進します。2023（令和5）年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、市の条例制定や計画策定について取組を進めるとともに、認知症施策の推進体制の強化を図り、地域展開の拡充と施策全般の充実を図ります。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、認知症の人を地域で支える制度の活用のほか、高齢者虐待防止のための啓発活動や早期発見・早期対応の体制充実に取り組みます。

(1) 認知症の人の支援

① 地域の連携による認知症の人への支援 **《主要》**

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。

② 認知症の人本人とその家族への支援 **《主要》** **《重点》**

認知症の人本人とその家族への支援を目指し、広く市民に向けた普及啓発に取り組むほか、家族のための介護教室や介護者交流事業などを実施します。認知症施策全般において、認知症当事者の意見を尊重することにより、認知症の人本人とその家族に寄り添い、地域で支える「認知症にやさしいまち三鷹」のより一層の推進を図ります。

市の認知症に係る条例制定及び計画策定の取組を進め、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。計画等には、認知症の人本人とそのご家族の意見を反映させます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

① 権利擁護センターみたかの運営の充実と成年後見制度の推進

認知症の人等が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援として、権利擁護センターみたかの充実と成年後見制度の利用促進を図ります。「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置付け、既存の広報機能、相談機能に加えて利用促進機能、後見人支援機能の充実に努め、地域連携による支援体制の強化を図ります。

(「第1 地域福祉編_IV 成年後見制度利用促進基本計画_4_(1)_①」参照)

② 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生・児童委員、地域包括支援センター等地域との連携強化により、虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。

5 在宅医療・介護の推進体制の強化

医療や介護が必要な高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、医療と介護のサービスが効果的に提供される必要があります。2023（令和5）年12月に開設した福祉 Labo どんぐり山では、最新のイノベーションと質の高い人財の育成・発掘を通して、三鷹市の医療と介護の提供体制を強化していきます。

また、在宅医療・介護連携推進事業の成果が現れはじめたこの流れを途切れさせることなく、引き続き関係機関等と連携し、多職種の協働による医療・介護の一体的な提供を推進します。

(1) 福祉 Labo どんぐり山による在宅医療・介護の推進

① 企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装 **《主要》** **《重点》**

在宅医療・介護研究センターにおいて、企業や大学等との協働により、高齢者やその家族の在宅生活を支える研究開発や最新技術の活用を推進します。

② これからの高齢社会に求められる人財の育成 **《主要》**

介護人材育成センターにおいて、介護人材不足の解消とこれからの高齢社会に求められる人財を育成するための各種研修や、介護を行う市民向けの研修等による介護人材の裾野拡大に取り組みます。また、介護サービス事業者を支援する取組を行います。

③ 在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供 **《主要》**

生活リハビリセンターにおいて、在宅生活を希望する高齢者やその家族を支援する市独自のサービスを提供します。同センターにおいて、在宅医療・介護研究センターや介護人財育成センターの実践や実証に取り組みます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携の体制の整備 **《主要》**

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療、福祉、介護等の多職種連携を推進し、看取りや認知症等の対応も含め、地域全体で高齢者を支えていく体制の整備を行います。

また、市民自身が、主体的に今後の生き方や人生の終末期の過ごし方等を考えられるよう、人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援を図ります。

さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識した上で、医療と介護の両方の関わりが必要となる主な4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取り組みます。

6 持続可能な介護保険制度の運営

介護保険事業の適正な運営、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上、将来にわたりサービスの提供を支えることのできる人財の確保等を図ることにより、介護保険制度の円滑な運営に努めます。また、介護サービスを持続的に提供できるよう、負担と給付のバランスを考えながら、介護保険財政の健全性を確保することで、安定的な財政運営に努めるとともに、引き続き、介護給付費等の適正化に努めます。

(1) 介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努めるとともに、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。また、介護人財の処遇改善等の制度上の課題が生じた場合には、国や東京都に改善要望を行います。

(2) 介護保険サービスの充実

① 在宅サービス基盤の充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス等の充実やサービス提供を支える人財の確保を図るとともに、在宅サービス基盤の中心となる、介護支援専門員不足の解消に向けて取り組みます。

② 施設等サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、施設等サービス基盤の整備・充実に努めます。

なお、開設予定を2026（令和8）年度末として、認知症高齢者グループホームの公募を実施します。

（3）給付の適正化と保険料の設定

① 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取組を進めます。取組に当たっては、「第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」との調整・連携を図りながら進めます。

② 要介護認定の公平性の確保

要介護（要支援）認定の調査及び介護認定審査が、法令に基づく基準に従い適正に実施されるように、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を引き続き実施するとともに、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、必要な体制を計画的に整備していきます。

③ 適正な保険料の設定

低所得者に配慮した多段階の保険料率の設定を継続するとともに、保険給付費準備基金の活用等により、介護保険料の上昇を抑制しつつ、適正な介護保険料を設定します。

（4）介護保険サービスの質の向上

① 第三者評価事業の推進と支援

介護サービス事業者の質の向上を図り、利用者が効果的に事業者を選択できるよう、事業者が実施する第三者によるサービス評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供が行われるよう支援します。

② 介護サービス事業者に対する指導・監査等

介護サービス事業者に対して、人員、設備、運営基準等についての介護保険関係法令、条例等の遵守の徹底を図るため、法令に基づき、定期的に実地指導を行うとともに、必要に応じて監査を実施します。

また、法令遵守の一層の徹底を図るため、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。

③ 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者等に関するデータベースの運用を行い、介護サービスの空き情報等の最新情報をウェブサイトから情報発信するなど、介護サービス事業者情報の提供・公開を促進します。

④ 介護保険事業者連絡協議会との連携

三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、各種研修の実施等を通じて、その活動を支援します。介護サービス事業者同士が、研修や各種活動を通じて、交流の機会を増やし、介護サービスの質の向上を目指して、互いに切磋琢磨し相談しあえる関係の構築を支援します。

また、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を図るため、介護サービス事業者向けに、介護保険の法令・制度改正等に関する情報提供と法令遵守に係る周知・啓発、法令解釈に係る相談支援の充実に努めます。

さらに、ケアマネジメントの質の更なる向上を目指し、同協議会との連携により策定した「三鷹市ケアマネジメントに関する基本方針」を周知するとともに、介護支援専門員のスキルアップ研修等を実施します。

(5) 介護人財確保と業務効率化の支援

① 離職防止・定着促進支援

介護サービス事業者と連携を図り、管理職のマネジメント力や効率的な業務運営の向上を支援するなど、介護の仕事に携わる人財が長く働ける環境の整備に取り組みます。

② 介護人財確保の支援

介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保等の状況を把握し、効果的な支援策を実施します。また、介護人財の裾野を広げる取組を行うとともに、外国人介護人財の受入支援、潜在的介護人財の復職・再就職支援等を行うことにより、多様な介護人財の確保を図ります。

③ 介護職の魅力向上支援

介護職の魅力を広く伝えることにより、介護職に対するイメージの向上を図ることで、多様な人財の介護職への参入促進につなげます。

④ 業務効率化の支援

介護サービス事業者の業務効率化の観点から、介護分野の文書事務に係る負担軽減を推進します。特に、事業所の新規指定時や指定更新時、実地指導等における提出書類を精査し、事業者の文書事務負担の軽減を図ります。また、介護サービス事業者に対して、介護ロボット等の活用に向けた支援を行うことで、介護の質を維持しながら効率的な業務運営の実現を図ります。

⑤ 事業継続の支援

介護サービス提供を安定的に確保する観点から、介護サービス事業者の事業継続に向けた取組への支援を推進します。

(6) 災害や感染症への備えの充実

① 災害・感染症への備えの充実

三鷹市介護保険事業者連絡協議会等と連携し、日ごろから災害や感染症に対する備えの周知啓発等を実施するとともに、災害や感染症発生等の緊急時には、介護サービスの提供に支障が出ないよう、介護サービス事業者への支援を行います。

② 災害・感染症発生時の連携体制の整備

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

第3章 障がい者福祉編

I 障がい者計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の推進	(1) 計画の策定等	① 計画の策定等 ② 計画の評価・検証
	(2) 計画の推進	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実 ② 庁内関係部署との連携強化 ③ 関係機関との連携
2 互いを理解し、認め合う地域づくり	(1) 障がいに対する理解の推進	《主要》① 心のバリアフリーの推進 《重点》② 地域住民の理解促進と支え合う意識づくり ③ 福祉教育の推進
	(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進	《主要》① 障がい者差別解消の取組 《主要》② 合理的配慮の推進
	(3) 障がいのある人の権利保障	《主要》① 障がい者虐待防止の取組 ② 権利擁護の取組の推進
3 安心して住みやすいまちづくりの推進	(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ② 重層的支援体制の整備
	(2) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
	(3) 安全安心のまちづくり	① 災害時・緊急時の対策の強化 ② 感染症に対する備え ③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実
4 障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実	(1) 情報提供の充実	① 多様な手段による情報提供の充実
	(2) 相談機能の充実	① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

大項目	中項目	小項目（事業名）
	(3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備 ③ 障がい者ケアマネジメントの推進 ④ 地域の相談支援体制の充実 ① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進 ② 福祉サービス未利用者への対応強化
5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	(1) 障がい児の生活支援の充実	《主要》 <ul style="list-style-type: none"> ① 発達障がい児等の支援体制の充実 ② 障がい児等の発達支援の充実 ③ 障がい児等に対する地域の保育力向上 ④ 民間児童発達支援事業所等の質の向上と連携支援
	(2) 障がいのある人の生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援拠点の機能の充実 ② 障がいのある高齢者への支援 《主要》 ③ 地域生活支援の充実 ④ 精神障がい者施策の充実 ⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
	(3) 家族支援の充実	《主要》 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児・者への支援体制の充実 ② 「育てにくさ」への支援 ③ 障がいのある子どもへの支援 ④ 子どもの発達に合わせた相談支援 《主要》 ⑤ 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実
6 社会参加の推進	(1) 社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な手段による移動支援の充実 ② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実
	(2) 就労の推進	《主要》 <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な働き方の推進 《主要》 ② 福祉的就労の充実 《主要》 ③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携

大項目	中項目	小項目（事業名）
	(3) スポーツ・芸術・文化活動等の推進	① スポーツ活動の充実 ② 芸術・文化活動の充実 ③ 生涯学習の充実
7 障がいのある人を支える地域の基盤整備	(1) 福祉人財の確保・定着	《主要》① 障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着 《重点》② ピアサポート活動の推進
	(2) サービスの質の確保	① 指導監査等の充実 ② 事業者の連携体制の強化
	(3) 施設整備の推進	① 市施設の効果的な運用 《主要》② 障がい者福祉施設の整備 《重点》

《主要》…「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画 2027」の重点事業に当たる事業

1 計画の推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し
支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯
にわたり安心して暮らしていけるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で
個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現を目指し、障害
者基本法に基づく「障がい者計画（本計画）」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達
成すべき目標を示します。

計画の策定に当たっては、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉
法に基づく「障がい児福祉計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取組
の成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。

また、計画の進捗状況について、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心に障がいの
ある人やその家族、支援者等、障がい者福祉に携わる様々な人の意見を把握し、評価・検
証しながら、関係機関と連携し本計画を効果的、総合的に推進していきます。

（1）計画の策定等

① 計画の策定等

実態調査の結果や三鷹市障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえて策定し
た「第三期障がい者（児）計画」の計画的な推進を図ります。

また、地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画等、ライフステ
ージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ等の分野の関
連計画との連携、協働に取り組みます。

計画やその進捗状況等について、「広報みたか」や市ホームページ等を通じて、周知
を図ります。

② 計画の評価・検証

障がい者計画の施策の推進状況や、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画
（第3期）」の成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込量）等の状況等につ
いては、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、評価・検証を行います。各委員
の意見や各年度の財政状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、より効果的・効率的な
施策の推進を図ります。

（2）計画の推進

① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がいのある人をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による
三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況を確認し、必要な施

策の検討や先進事例の調査研究を行うなど、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けた協議の場の活性化を目指し、運営の充実を図ります。

② 庁内関係部署との連携強化

障がい分野だけでなく、保健、介護、保育、教育等、庁内の関係部署との連携・協力（横の連携）を強化するために、随時情報交換等を行います。

③ 関係機関との連携

三鷹市障がい者地域自立支援協議会を活用し、関係機関とのネットワークを構築・連携し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、地域に密着した活動を行う団体や企業等との連携を強化することにより、障がい者施策の充実を図ります。

さらに、計画の推進、制度の見直し、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等を行います。

2 互いを理解し、認め合う地域づくり

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、「心のバリアフリー」を推進し、互いを理解し、支え合える地域づくりを進めます。

「障害者差別解消法」の改正により、2024（令和6）年4月から民間事業者等でも「合理的配慮の提供」が義務化されることとなりました。障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、引き続き、周知・啓発活動を実施します。

また「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現を目指し、障がいのある人が望む生活の実現のために、障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思の表明や選択を支えるための必要な支援を行っていきます。

さらに、「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止に取り組むとともに、地域との協力や、関係機関及び庁内関係部署との連携により虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

（1）障がいに対する理解の推進

① 心のバリアフリーの推進 **《主要》** **《重点》**

心のバリアフリーを推進するには、障がいのある人と積極的に交流し、理解し合うことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。

障がいや障がいのある人の人権・疾病等に関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、学校や地域におけるあらゆる機会や場において、広報・啓発活動の

充実を図ります。また、障がいのある人と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

② 地域住民の理解促進と支え合う意識づくり

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業等で地域住民が関わるきっかけづくりを進め、障がいへの理解を促進するための活動を積極的に行います。

また、ボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

地域ケアネットワーク等を活用し、地域の中で障がいのある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組み、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めます。

また、ヘルプカードやヘルプマークの周知・普及を図り、障がいのある人への配慮や支援につながる環境づくりに努めます。

③ 福祉教育の推進

障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加が促進されるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し、福祉教育を推進します。

(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進

① 障がい者差別解消の取組 **《主要》**

2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱（2016（平成28）年4月1日施行）」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を継続して進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会等を通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

② 合理的配慮の推進 **《主要》**

「障害者差別解消法」の改正により、2024（令和6）年4月1日から企業や店舗等の事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、市民や事業者に向けた事例等を踏まえた講座等を実施し、理解の促進、周知・啓発に努めます。

(3) 障がいのある人の権利保障

① 障がい者虐待防止の取組 **《主要》**

障がいのある人が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努めます。

また、地域との協力や関係機関等との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努めます。

② 権利擁護の取組の推進

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置付け、知的障がいや精神障がいのある人等の市民が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援を行います。

社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応等の専門相談等を行います。

(「第1 地域福祉編_IV 成年後見制度利用促進基本計画_4_(1)_①」参照)

3 安心で住みやすいまちづくりの推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現のために、障がいに対する理解を推進するとともに地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。

また、障がいのある人が当たり前前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

災害時や緊急時に備えた対策の強化や感染症に対する備え、また、安心して住み続けられる地域づくり、障がいのある人やその家族等を犯罪被害から守るための情報提供等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つである市内7つの「地域ケアネットワーク」は、各ケアネットワークが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。

また、「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行います。

(「第1 地域福祉編_I 地域福祉計画_2_(1)_①」参照)

② 重層的支援体制の整備

複雑化、複合化している支援ニーズに対応するために、地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内の様々な部署や関係機関が連携し重層的支援体制の整備を進めます。また、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見、早期対応を行います。

（「第1 地域福祉編_Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画_4_（1）_①」参照）

（2）バリアフリーのまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

第5次三鷹市基本計画との整合性を図り「バリアフリーのまちづくり基本構想2027」を2024（令和6）年度に策定します。

障がいのある人が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るために、道路、公園、建築物等の施設について、新設や大規模な改修が行われる施設に加え、既存の施設においてもバリアフリー化を進めていきます。

歩道段差の解消、電柱の移設等を推進しバリアフリー化に配慮した道路空間の整備を行います。

市内の公園ではトイレのバリアフリー化等を行い、あらゆる人が利用できる公園整備を推進します。

障がいのある人と積極的に交流し理解しあうことにより、偏見や差別をなくすことで心のバリアフリーを推進しハード・ソフト両面のバリアフリー化を図ります。

（3）安全安心のまちづくり

① 災害時・緊急時の対策の強化

災害時の支援策として、日ごろの備えや避難計画等についての事前準備の啓発に取り組みます。災害対策基本法に基づき作成した、障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署等、避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図ります。

また、災害時に電力の供給停止が生命の危機に直結する、移動等の避難行動が困難である等の特性がある在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を、東京都多摩府中保健所等と連携して作成します。

さらに、災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所ごとに組織されている連絡会を適宜開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。

また、福祉避難所を効率的かつ適切に運営するため、障がいのある人、事業者及び関係部署との連携を強化し、課題を抽出の上、福祉避難所運営マニュアルの作成等の検討を進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。

（「第1 地域福祉編_Ⅰ 地域福祉計画_3_（1）_②」参照）

② 感染症に対する備え

様々な感染症に対する対策及び支援について、関係部署等と連携することで感染の拡大や重度化の防止に努めます。感染症に対する備えとして、障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発等を行うとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、各事業所における感染症に対する研修等の実施や受講を推進します。

③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実

消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止について、事業者等を通じて注意喚起を行います。

現在、三鷹市消費者活動センター、三鷹市地域包括支援センター、三鷹警察署等が連携した三鷹市消費者活動センター・三鷹市地域包括支援センター連絡会を基本として消費者被害及び特殊詐欺被害等防止体制を構築しています。

さらに、2023（令和5）年度には、安全安心課を新たに構成員に加えて、消費者安全法に規定する三鷹市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置しました。

同協議会の活動を推進し、より一層の消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止・啓発に取り組みます。

4 障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、障がいのある人の視点に立った必要な情報の提供と相談支援の充実を進めます。地域での生活を支える医療や福祉サービスを、だれもが必要なときに利用できるまちづくりを目指します。2022（令和4）年5月に制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい特性やライフステージに対応した多様な手段による情報提供の充実を図ります。

地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターは、総合的な相談や専門相談等の相談業務に加え、地域の相談機能の充実を図るために、相談支援専門員の育成・資質向上の取組を行います。基幹相談支援センターや市役所窓口、各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の分野横断的な相談体制の強化を進めます。そのために、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークの体制整備を推進します。

(1) 情報提供の充実

① 多様な手段による情報提供の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、障がい特性に応じた多様な手段で必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備し、「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、情報アクセシビリティの改善を図ります。

また、市役所の窓口到手話通訳者等を配置するなど、福祉総合案内の機能の充実を図るとともに、市職員が研修やハンドブック等で障がい特性や窓口での対応方法等を学ぶことにより、障がい特性に応じた情報提供ができるよう努めます。

(2) 相談機能の充実

① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

障がい者相談支援センターぽっぴや障がい者自立支援センターゆー・あい等の、まず「受け止める」窓口としてだれもが気軽に相談できる「身近な窓口」を周知します。

また、相談内容によって、発達障がい相談や高次脳機能障がいの相談といった専門家による「専門相談」等のほか、相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。

さらに、自分を理解できる場、安心して自分を出せる場、共感してもらえる場として、ピアサポートの視点をもった地域での相談の場の充実に努めます。

② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備

ライフステージに応じた福祉サービス等の情報を、障がいのある人や家族等の立場にあわせて分かりやすく提供します。ライフステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、相談支援事業者連絡会や三鷹市障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成します。

また、子ども・成人・高齢者それぞれのライフステージへの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が代わっても支援が途切れないような体制を整備します。具体的には、障がいの特性や支援内容等の記録を蓄積し、切れ目のない支援体制の確立に努めます。

③ 障がい者ケアマネジメントの推進

地域でサービスを必要とする障がいのある人に対し、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、適切なサービスの利用を支援します。

障がいのある人本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する障がい者ケアマネジメントの適切な運用を推進します。

④ 地域の相談支援体制の充実

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的・専門的な相談業務や虐待防止等運営の充実を図ります。加えて、相談に対応する相談員等の確保、育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援事業者連絡会等の開催のほか、地域の相談支援事業所からの困難ケース等の相談に対応するとともに、地域の主任相談支援専門員と協力して相談支援従事者初任者研修等を活用しながら、相談支援専門員の育成を行います。

(3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進

適切な障害福祉サービスの提供に向けた相談支援の実施とサービス等利用計画の作成を通じ、障害福祉サービスを必要とする人に適切な支援が行きわたるよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）によりの確なニーズ把握に努めます。

② 福祉サービス未利用者への対応強化

地域生活支援拠点機能のうち、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（令和2年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に、主にサービス未利用者の方に対し、緊急時個別支援計画～わたしのあんしんプラン～」を作成し、福祉制度を知ることや平時から体験の機会・場を活用する等の対応を進めます。

5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指し、障がいのある人とその家族等が安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

障がいのある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障がいの特性や生活状況に合わせたライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

障がいのある人やその家族等が抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者等と連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

特に「子どもから成人期」「成人期から高齢期」といったライフステージの転換期には医療、福祉、教育、就労等の分野横断的な切れ目のない支援を関係機関等と連携し進めていきます。

障がいの重度化、高齢化に対応するために、地域生活支援拠点の機能を充実させます。

また、障がいの有無にかかわらず高齢化が進展する中では、事業者の「共生型サービス」への参入について、高齢部門と連携しながら進めていきます。

障がいのある人や子ども、医療的ケア児を支える家族等についても、いきいきとその人らしく暮らしていくために、レスパイトや就労についての支援の充実に努めていきます。

必要な障害福祉サービスの量的・質的充実に努め、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

(1) 障がい児の生活支援の充実

① 発達障がい児等の支援体制の充実 **《主要》**

発達の課題や特性のある子どもとその保護者に対し、身近な地域における相談支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンター事業をはじめとしたピアサポートを活用しながら、保護者の精神的不安や負担の軽減を図ります。また、地域における「発達障がい」への理解の促進を図り、子どもと家族を包括的に支援する地域支援体制を構築します。

② 障がい児等の発達支援の充実

障がい児等が日中を過ごす場で、子ども達が安定した生活を送れるよう、子どもの育ちを保障し、地域で生活していくためのインクルージョンの推進を図ります。

また、保育所等訪問支援事業により、障がい児等が保育園・幼稚園等で安全・安心に過ごせる環境をつくり、集団生活を送ることを支援します。

③ 障がい児等に対する地域の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、専門研修等の実施により、障がい児等を含めた保育の質の向上に取り組みます。

④ 民間児童発達支援事業所等の質の向上と連携支援

民間の児童発達支援事業所等に向けて、事業者連絡会等を行い、情報の共有を図るとともに、子ども発達支援センターを中核として、専門研修やコンサルテーション等の実施により、地域全体の質の向上に取り組みます。

(2) 障がいのある人の生活支援の充実

① 地域生活支援拠点の機能の充実

障がいのある人の「親亡き後」や障がい重度化・高齢化してもなお、障がいのある人が、地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する地域生活支援拠点機能の充実に向けた整備を進めます。三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（2020（令和2）年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に進め、体験の機会・場の提供や専門的人材の確保・養成等の充実に努めます。

また、地域生活支援拠点の運用等については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会と連携し、取組を推進します。

② 障がいのある高齢者への支援

障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくなる「共生型サービス」について、国の動向を踏まえ、事業者の参入を進めていきます。

③ 地域生活支援の充実 **《主要》**

病院や入所施設からの退院・退所後は、地域定着支援や自立生活援助、居宅介護等の障害福祉サービスや関係機関につなげることで、地域での生活を支えます。

また、地域活動支援センターの機能向上等により、日中の活動場所の確保に努めます。また、生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動終了後の過ごし方について、引き続き検討を行います。

住まいの支援について、市営住宅・都営住宅等の公営住宅の申込みに関する相談への対応等とともに、既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用した支援についても継続して行うほか、「居住支援協議会」を設置し、居住支援協議会や居住支援法人を活用した、障がいのある人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。

これにより、障がいのある人が安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅政策を推進します。

（「第2 高齢者福祉編_I 高齢者計画_1_(4)_①」参照）

④ 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携するとともに、アウトリーチ事業（精神障がい者等在宅生活支援事業）等も活用しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

また、複合的な課題を抱えた重度の精神障がいのある人等が、地域生活をする上で、より手厚い支援を受けられる「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を進めます。

さらに、精神障がいのある人の家族が他の家族や支援者から情報提供やサポートを得られる場や機会の提供等、三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を中心に支援体制の充実を図ります。

⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等の生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を推進します。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。

(3) 家族支援の充実

① 医療的ケア児・者への支援体制の充実 **《主要》**

医療的ケア児・者が日常生活を送る上で必要な支援を充実させるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等、関係機関の連携につながる重症心身障害児生活支援協議会の場や庁内の連絡会において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を図ります。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を推進します。

② 「育てにくさ」への支援

障がいの有無にかかわらず、「育てにくさ」を抱える親子に対し、日々の育児の中での関わり方や子どもに生じている状況を一緒に考え理解を促すと同時に、保護者の心理的フォローを行い、子どもの育ちにつながる子育てに親自身が安心し、自信をもって取り組めるよう支援します。

(「第6 子ども・若者・子育て支援編_I 子ども総合計画_3-2_(1)_③」参照)

③ 障がいのある子どもへの支援

認可保育園等や学童保育所において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実を図ります。障がいの有無にかかわらず、子どもの育ちのために、地域で共に過ごし成長していくことを保障し、インクルージョンの推進に取り組みます。

また、医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、子どもの特性に応じた受入体制を整備し、保育園等での受入れを行います。

④ 子どもの発達に合わせた相談支援

子ども発達支援センターでは、発達支援の入り口として、子どもの発達過程や特性、個々のニーズに合わせた幅広い相談支援を行っていくとともに、地域の子どもの健全な発達支援の中核機関として、障がい者福祉・母子保健・医療・教育・子育て支援機関と連携強化を図ります。

(「第6 子ども・若者・子育て支援編_I 子ども総合計画_3-2_(1)_①」参照)

⑤ 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実 **《主要》**

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、地域生活支援拠点の「相談機能」を中心に、親子ともに将来を見据え、基幹相談支援センターや市内の相談支援事業所、一時保護施設等、地域の複数の機関が相互に連携して支援することで家族等の不安の軽減を図ります。

調布基地跡地に整備される障がい者福祉施設（三鷹市・府中市・調布市による共同整備）において重症心身障がいや重度知的障がいのある人等を主な対象として実施される短期入所事業等を通じて、在宅における家族等介助者の負担の軽減を図ります。

6 社会参加の推進

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」を目指し、外出、就労、交流や様々な活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がいのある人自身のニーズに寄り添い、能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。さらに、就労後も適切な「合理的配慮」等が提供されているかなどの職場環境や生活面における見守りや必要な支援について、職場や関係機関が連携して取り組みます。福祉的就労については、引き続き、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上につながる取組として、地域の商工会や企業とも連携した「共同受注」の取組や、農業分野との連携（農福連携）について検討を進めていきます。

また、就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援についてもスポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。

(1) 社会参加の推進

① 多様な手段による移動支援の充実

障がいのある人の自立と社会参加の推進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣等を通じて、地域での活動に参加しやすい環境整備を図ります。

医療的ケアが必要な人の移動支援については、安全な支援を最優先に担い手の確保等について検討していきます。

また、市内の交通不便地域において、コミュニティバスやAI デマンド交通の運行により移動利便性の向上を図るほか、市内で運営されている福祉有償運送事業者（NPO 法人みたかハンディキャブ）への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対して福祉タクシー券（助成券）を配付し、移動手段の確保に取り組みます。

② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

毎週金曜日には、障がい者支援課の窓口到手話通訳者を設置し、庁内での各種相談や手続きの通訳を行いコミュニケーションの充実を図ります。また、障がいの特性に応じた多様な手段によるコミュニケーション支援を検討していきます。

(2) 就労の推進

① 多様な働き方の推進 **《主要》**

「障がい者就労支援センターかけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、就労を目指す障が

いのある人に対し、継続的な支援を行うとともに、障がいのある人自身のニーズや持てる能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、雇用者向けのパンフレットの作成、配布や「障がい者の就労を考えるつどい」等を活用して様々な雇用事例や補助制度等についての情報提供を行います。

また、企業等へ積極的に働きかけるだけでなく、企業側と福祉側の相互のネットワークの構築や顔が見える関係づくりを進めます。

さらに、特別支援学校在籍中から連携できる就労支援策や、事例検討会等を通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取組について検討を進めます。

② 福祉的就労の充実 **《主要》**

障がいのある人の社会参加を推進するために、障がいのある人の生きがいややりがいの創出、自己実現を図ることができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を中心に、障がい者福祉施設のネットワークを活用した「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進め、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上を図ります。

③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携 **《主要》**

障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障がい者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。

また、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいやニーズに合わせた就労支援と生活支援に取り組めます。

(3) スポーツ・芸術・文化活動等の推進

① スポーツ活動の充実

障がいのある人がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野とスポーツ分野が連携した取組を進めます。「三鷹市スポーツ推進計画 2027」に基づき、ボッチャや車いすバスケットボール等の障がい者スポーツの普及のほか、市内の施設だけでなく東京都パラスポーツトレーニングセンター等の市外施設を活用した取組を検討します。

② 芸術・文化活動の充実

障がいのある人が自己実現を図れるよう芸術・文化活動のための環境づくりを推進します。引き続き、みたかカラフルアート（障がい者作品展）や、アール・ブリュットみたかの開催等の支援をします。

③ 生涯学習の充実

様々なライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供する、三鷹市の生涯学習の拠点である「生涯学習センター」において、障がいのある人も参加できるように、必要に応じて講座に手話通訳者を配置したり、障がい者自主グループに対して駐車場やロッカーの利用について配慮したりするなどの学習活動支援を行います。

また、図書館利用における支援や障がいのある人向けの図書サービスの充実、ボランティアによる支援等を通じて、生涯学習の充実を推進します。

7 障がいのある人を支える地域の基盤整備

「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指した地域の基盤整備を進めます。

社会全体が人口減少の傾向にある中、福祉分野への就労希望者も減少しつつあります。

一方、障がいのある人の地域生活を支えるためには、福祉サービスやその担い手、ボランティアの存在が不可欠です。

障がいのある人を支える仕事やボランティア活動について、他の福祉分野とも連携して積極的に広報、啓発に努めていきます。

また、障がいのある人が安心して地域生活をおくるために、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付事業と必要な地域生活支援事業の実施と適切な運用を行うとともに、サービスの質の向上や必要な量の確保に努めます。

障がいのある人が地域において自分らしい暮らしを続けられるよう、公設の施設の事業については、市民ニーズに合うように、運営事業者等とも十分な検討、調整を行い、サービスの質、量の充実に努めます。

民間事業者の新規整備等については、市民ニーズと地域の実情等を考慮し、障がいのある人が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。特に障がいのある人の重度化や高齢化に対応する施設や地域生活をする上で欠かせない住まいについては、グループホーム家賃助成や「日中サービス支援型共同生活援助」を提供するグループホームの設置等の支援を行います。

さらに、調布基地跡地福祉施設整備については、2022（令和4）年6月に一部改定した「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に関する基本プラン（改訂版）」に基づき、2026（令和8）年度中の開設に向けて、関係自治体と連携して整備を進めていきます。

(1) 福祉人財の確保・定着

① 障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着 **《主要》** **《重点》**

担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。また、引き続きガイドヘルパー養成研修、地域ボランティアの養成講座等の実施や福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに、地域での就職相談会等を地域の関係機関と連携して取り組みます。

さらに、実務者が情報交換できる場や事例検討を通じた研修会等を実施し、スキルアップや実務者同士が支え合える体制づくりや、管理職、リーダー層のマネジメント力向上のための研修等の実施に向けた支援を進めることで、離職防止、就労の定着を推進します。

また、調布基地跡地福祉施設の2026（令和8）年度中の開設を見据え、経験や専門性のある人財の確保、育成について事業者及び関係自治体と連携して取り組みます。

担い手の処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパーや相談支援事業所等支援者の不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

さらに、働きやすい魅力的な職場環境に向けて、業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組みます。

② ピアサポート活動の推進 **《主要》**

ピアサポーター養成講座やリカバリーカレッジ講座等の実施によってピアサポーター等の育成を行うとともに、ピアサポート活動の有効性について発信し、活動の普及・啓発に努めます。

また、ピアサポーター等が、その専門性を発揮できるための環境整備を進めます。

(2) サービスの質の確保

① 指導監査等の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導及び監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。

また、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導を適切に実施し、サービス内容の適切な運用と質の確保に努めます。

さらに、事業者に対して、福祉サービスの第三者機関における評価事業の受審を推進するとともに、評価結果を公表し良質なサービスを提供する事業者を支援します。

② 事業者の連携体制の強化

事業者連絡会を通じて事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修の実施や好事例の紹介を通して、事業者のスキルアップ、サービスの質の向上を図ります。

(3) 施設整備の推進

① 市施設の効果的な運用

「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づく、公設施設の老朽化等に伴う、施設改修等の着実な実施により、安心して施設を利用できるよう維持保全に取り組みます。

福祉コアかみれんや下連雀複合施設の老朽化等に伴う施設改修等に合わせ、市施設の利用について効果的な運用ができるよう、活用方法を検討します。

また、北野ハピネスセンターについては、更なる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者と活用方法について調整し、進めていきます。

② 障がい者福祉施設の整備 **《主要》** **《重点》**

障がいのある人の日中活動の場や居住の場の確保に向けては、民間の事業者による適切な施設整備についての支援を推進します。

障がいのある人の重度化、高齢化に対応できる「共生型サービス」を提供する事業者や、日中サービス支援型共同生活援助施設等の整備については、民間事業者による適切な施設整備の推進と必要な支援を行います。

さらに、調布基地跡地福祉施設整備については、重症心身障がいや重度知的障がいのある人等を主な対象とした2施設の2026(令和8)年度中の開設に向けて、事業者、東京都、府中市及び調布市と連携して整備を進めていきます。

第4章 生活支援編

I 生活支援計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 生活保護	(1) 生活支援の充実	《主要》① 生活保護制度の適正な運用 《重点》 《主要》② 正しい制度理解の推進と相談体制の充実 《主要》③ 生活保護の運用体制の整備
	(2) 自立支援の充実	《主要》① 自立支援プログラムの活用による多様な支援の推進 《主要》② 健康状態の回復支援と就労支援の充実
2 生活のセーフティネット	(1) 生活基盤の支援	① 社会福祉協議会との連携 ② 低所得者・離職者支援の実施 ③ 社会的孤立の防止と地域での支え合いの促進 《主要》④ 住まいの確保に対する支援の推進 ⑤ 中国残留邦人等への地域生活支援
	(2) 自立支援の促進	《主要》① 生活困窮者自立支援事業の推進 《重点》 ② 多様な働き方に対応する支援 ③ 関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実 ④ 子どもの貧困対策の推進 ⑤ 高齢者就業支援事業の推進 ⑥ ひとり親家庭等の経済的支援・自立支援の拡充
3 国民年金	(1) 年金加入の促進	① 相談等の充実
	(2) 年金制度の改善	① 年金制度の改善要請
4 医療保険	(1) 国民健康保険事業の適切な運営	《主要》① 新たな国民健康保険制度における事務の標準化と財政健全化の推進

大項目	中項目	小項目（事業名）
		② 保険税の収納率の向上 ③ 医療費適正化の推進 ④ 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進
	(2) 後期高齢者医療制度の適切な対応	《主要》 ① 後期高齢者医療制度の適切な対応 ② 相談窓口機能・連携の強化
5 推進体制の強化	(1) 関係機関等とのネットワーク強化	① 関係機関との連携強化

《主要》 … 「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

《重点》 … 「三鷹市健康福祉総合計画 2027」の重点事業に当たる事業

1 生活保護

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を国民に保障する制度であり、市民生活を守る最後のセーフティネット（安全網）として、その役割は非常に重要です。

全国的に微減傾向を示し続けた生活保護受給者は、コロナ禍を経て微増傾向に転じました。三鷹市でも、制度の適正な運用と就労をはじめとする自立支援に努めた結果、2013（平成25）年度以降微減傾向が続いてきましたが、2020（令和2）年度以降は、ほぼ横這いとなっています。コロナ禍を経た新たな社会において、だれもが安心して生活を営みながらも、凶らずも困窮状態に陥ったときには躊躇することなく相談できるように制度理解の周知浸透に努めます。

生活保護受給後は自立を目指した支援を行うとともに、より一層の適正な制度運用に取り組めます。生活保護受給者の自立支援では、自立支援のための体制整備を図り、経済的な自立につながる就労支援だけではなく、日常生活や社会生活における自立支援を充実します。

（1）生活支援の充実

① 生活保護制度の適正な運用 《主要》 《重点》

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムを活用して日常生活を支援し、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化やシステム活用による資産調査等の迅速化など、制度の適切な運用に向けた取組の強化に努めます。

② 正しい制度理解の推進と相談体制の充実 《主要》

ある日突然に貧困状態に陥るリスクも視野に入れた「困窮を我がこととした生活保護制度理解」が深まる周知啓発の方法について検討し、誰もがいつでも躊躇なく相談できる環境整備に努めるとともに、庁内及び関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。

③ 生活保護の運用体制の整備 《主要》

生活保護制度を適正に運用するため、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、複雑化し複層的な課題を抱える要支援者に対応するため ICT の利活用による事務作業を支援するシステムの導入や、地区担当員の増員や専門性を高めた形での職員配置など、職員自身の心身の健康を保持するための労働環境を整備し、組織的支援体制の構築に努めることで実施体制を整備していきます。

(2) 自立支援の充実

① 自立支援プログラムの活用による多様な支援の推進 《主要》

生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、就労支援員や健康管理支援員など専門性の高い担当による支援や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理や金銭管理の支援、債務整理支援、居場所づくり支援等を実施します。

② 健康状態の回復支援と就労支援の充実 《主要》

自らの疾患やその治療に関する正しい知識と、それを踏まえた日常生活について支援することで疾病の重症化を予防し、受給者本人が将来に希望を持てる支援に取り組みます。その次の段階として、能力や適正にあった就労とのマッチングによる経済的自立を目指し、ハローワークとの連携のもとで、就労支援担当地区担当員・就労支援員（市職員）や、就労準備支援員（委託事業者）による就労支援を充実します。

2 生活のセーフティネット

社会保障制度の基本的な骨格は国が定めていますが、市民に最も身近な政府である三鷹市として、関係機関の緊密な連携などこれまでの取組実績を活かした重層的なセーフティネットの充実を図っていく必要があります。

三鷹市では、生活保護世帯の自立支援を充実するとともに、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するために関係機関等と連携して相談から自立まで継続的な支援を行う生活困窮者自立支援事業を実施します。

(1) 生活基盤の支援

① 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護受給世帯を除く低所得世帯への応急援助資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を支援する制度の周知を図ります。

② 低所得者・離職者支援の実施

生活困窮者自立支援事業において、就労支援・就労準備支援を行うとともに、生活困窮状態から脱却するための支援の充実を図っていきます。こうした生活の不安や心配を抱える方について、全市展開された地域福祉コーディネーターとの連携強化にも努めながら、生活困窮者自立相談支援窓口へのアクセス機会の多様化など相談者数の増加を図っていきます。

③ 社会的孤立の防止と地域での支え合いの促進

若者や、高齢者などが社会的に孤立することを防止するため、各種相談窓口に関する情報発信を積極的に行うとともに、地域ケアネットワークや見守りネットワーク事業などの「支え合い」の仕組みを通して地域で困りごとを抱える方々への早期の支援介入や、地域ぐるみでの支援の仕組みづくりの促進を図ります。

④ 住まいの確保に対する支援の推進 **《主要》**

2025（令和7）年4月の改正生活困窮者自立支援法等の内容を踏まえ、離職によって住居を喪失又は失うおそれのある世帯等への家賃相当額の支給を行う住居確保給付金事業を引き続き実施するとともに、住居喪失のリスクが差し迫ったり、転宅先が見つからないなど生活の基盤である住まいに対する困りごとを抱える住宅確保要配慮者に対する相談支援の充実を図ります。そのために、これまでの自立相談支援窓口と新たに設置される居住支援協議会の緊密な連携による実効性の高い「住まいの総合相談窓口機能」について検討を進めていきます。

（「第2 高齢者福祉編_I 高齢者計画_1_（4）_①」参照）

⑤ 中国残留邦人等への地域生活支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、永住帰国した中国残留邦人、樺太残留邦人等が安定した生活が送れるよう、国の基準に従い支援給付の実施や地域社会で安心して暮らせるよう支援相談員による日常生活支援を行います。

（2）自立支援の促進

① 生活困窮者自立支援事業の推進 **《主要》** **《重点》**

様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、相談から自立までを関係機関同士が連携して継続的に支援を行う生活困窮者自立支援事業を引き続き実施します。本庁舎内に設置した自立相談支援窓口において、専門の支援員による相談支援と、住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・学習等支援・ひきこもり支援等のきめ細かい支援メニューの提供に加え、新たに設置される居住支援協議会との関係による住まいの総合相談機能により住居支援の強化を行います。また、生活保護からの自立後も途切れることのないフォロー体制の推進に努めます。

② 多様な働き方に対応する支援

性別や年齢などによって区別されることなく、個々のスキル・特性を活かした就職・再就職を実現するため、能力・技術の習得講習や就職セミナーを開催し、誰もが自分らしく働ける仕事とマッチングできるよう支援を推進します。また、起業・副業・兼業などの就業形態をはじめ、リモートによる在宅ワークなど勤務形態も多様化する現代の働き方に即した支援を関係機関等と連携しながら行います。

- ③ 関係機関等との連携による子ども・若者支援施策の充実
庁内関連部署及び関係機関の連携の強化を図り、子ども・若者・保護者からの相談機能窓口を果たすとともに、総合的に対応します。
(「第6 子ども・若者・子育て支援編_I 子ども総合計画_4-3_(2)_①」参照)
- ④ 子どもの貧困対策の推進
生活保護受給世帯の小学校から中学校の児童・生徒に対し、学習塾等の費用を支給し、在宅での学習環境を整え、本人及び世帯の自立を促進します。
(「第6 子ども・若者・子育て支援編_I 子ども総合計画_1-3_(2)_②」参照)
- ⑤ 高齢者就業支援事業の推進
就労意欲のある高齢者に対して就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。
(「第2 高齢者福祉編_I 高齢者計画_2_(1)_①」参照)
- ⑥ ひとり親家庭等の経済的支援・自立支援の拡充
ひとり親家庭の安定に向け利用可能な制度の活用を提案しながら各家庭の事情に寄り添った支援を行います。
また、就労を希望する方に就職に関する相談や支援を行います。
(「第6 子ども・若者・子育て支援編_I 子ども総合計画_2-4_(2)_③」参照)

3 国民年金

国民年金制度は、健全な国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に、全国民共通の基礎年金として、高齢になったときや万一の時に経済的な支えとなる重要な役目を担っています。近年は、少子長寿社会の進展、財政問題等制度に対する不安が高まっており、今後も持続可能な制度の維持と制度に対する信頼の確保が課題となっています。

保険者は国であり、業務を日本年金機構に委託しています。三鷹市は、日本年金機構の組織である年金事務所と連携し、国からの法定受託事務及び協力連携事務を担っています。

(1) 年金加入の促進

① 相談等の充実

国民年金窓口では、年金事務所との連携を強化しながら、市民の方が年金受給権を確保できるよう、引き続き無年金の防止に向けた相談等を実施します。

(2) 年金制度の改善

① 年金制度の改善要請

年金制度について、今後も持続可能な制度の維持と信頼の確保に努めるとともに、利便性の確保の観点から日本年金機構への事務の一元化に向けて、東京都国民年金協議会等を通じて、国に要請していきます。

4 医療保険

国民健康保険事業については、2018（平成 30）年度から都道府県単位化により、東京都が財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、その財政状況は引き続き大変厳しい状況にあります。三鷹市は、保険税の適正な賦課を行い、収納率の向上を図るとともに、国保データベースを活用した保健事業の充実やジェネリック医薬品の利用促進など医療費の適正化事業の拡充、法定軽減の対象となる世帯の更なる拡充を図るなど低所得者層に配慮しながら、東京都とともに保険財政の健全化に取り組めます。

また、子どもの均等割額軽減制度の創設のほか、国の公費負担割合の拡大など国民健康保険の財政基盤の拡充・強化につながる国民健康保険制度の改革や医療保険制度の一本化に向けた取組を国に強く要望していきます。

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度については、三鷹市の役割である保険料の徴収や保険証の引き渡し等を円滑に実施しながら、国が進める高齢者医療制度改革の動向を注視し、東京都後期高齢者医療広域連合と連携して、丁寧な対応に努めます。

(1) 国民健康保険事業の適切な運営

① 新たな国民健康保険制度における事務の標準化と財政健全化の推進 《主要》

財政運営を担う東京都とともに、事務の効率化・標準化と国民健康保険財政の健全化を図ります。特に、国民健康保険加入者の医療費の動向等を見極めながら、東京都が示す国民健康保険事業費納付金を納付するため、三鷹市の標準保険料率等を参考に、国民健康保険税の適正な負担のあり方について、法定軽減の対象となる世帯の更なる拡充を図るなど低所得者層に配慮しつつ、必要な検討と対応に取り組めます。

② 保険税の収納率の向上

保険税の適正な賦課を行い、クレジットカード決済の導入など納税者の利便性の向上に取り組むつつ、ショートメッセージサービス（SMS）により、対象者に一斉に納付勧奨メッセージの送信などの取組により未納者への早期対応を図るとともに、「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」に基づき、きめ細やかな納税相談を行いながら収納率の向上に努めます。

③ 医療費適正化の推進

医療費通知・広報の充実による市民の適正受診への意識啓発のほか、市民の健康増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取組や、東京都国民健康保険団体連合会が提供する国保データベース（KDB）システムを活用した効果的な保健事業を実施します。また、ジェネリック医薬品の更なる利用促進、重複・多剤服薬者に対する通知及び保健指導の実施など、医療費の適正化を推進します。

④ 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進

生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療に向けて、健康診査や特定健康診査等の受診促進と受診機会の充実に努めるとともに、事後フォローの充実を図ります。（「第5 健康増進編_健康増進計画_4_（2）_①」参照）

（2）後期高齢者医療制度の適切な対応

① 後期高齢者医療制度の適切な対応 **《主要》**

東京都後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度については、三鷹市の役割である保険料の徴収や申請の受付等を円滑に実施します。

また、被保険者等からの窓口や電話等による問い合わせに対しては、引き続き丁寧な対応に努めます。

5 推進体制の強化

三鷹市が実施しているセーフティネット機能を果たす諸施策のより一層の周知を図るために、情報を一元化するための窓口の連携強化を図ります。

低所得者や離職者等の生活安定を図るため、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関との連携を緊密にし、推進体制の強化を図ります。

（1）関係機関等とのネットワーク強化

① 相談窓口機能・連携の強化

② 関係機関との連携強化

三鷹市が実施しているセーフティネット機能を果たす諸施策をより効果的に実施するため、市民へのより一層の周知を図るとともに、関係機関等との緊密な連携により、各窓口の機能・連携を強化します。

第5章 健康増進編

I 健康増進計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の改定等と推進		
2 元気創造拠点の活用	(1) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを活用した多様なサービスの提供	① 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを核とした総合的な健康増進事業の展開
3 健康づくりの推進	(1) 地域で進める健康づくり	《主要》 ① 住民協議会等との健康づくり事業の推進 《重点》 《主要》 ② 市民の手による健康づくりの支援
	(2) 栄養・食生活についての啓発	《主要》 ① ライフステージに応じた食育の推進 《主要》 ② 食育についての普及啓発 ③ 食育を展開するための連携の強化
	(3) 歯・口腔の健康づくり	《主要》 ① 口腔に関する正しい知識の普及 ② 歯科保健意識の向上
	(4) こころの健康づくり	《主要》 ① 自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進
	(5) ライフステージを踏まえた健康づくり	《主要》 ① ライフステージを踏まえた健康づくり事業の推進 《重点》 ② ライフステージを踏まえた健康づくりに関する普及啓発
4 疾病予防の推進	(1) 「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」の推進	《主要》 ① 「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」の推進
	(2) 生活習慣病等予防事業の推進	《主要》 ① 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進 《重点》

大項目	中項目	小項目（事業名）
		《主要》 ② 日常における運動・食生活・生活習慣改善の推進
	(3) がん検診等の推進	《重点》 ① がん検診の充実と各種検診事業の推進
	(4) 予防接種事業の着実な推進	《主要》 ① 定期予防接種等の着実な実施 《重点》 ② 予防接種のデジタル化の導入
	(5) 感染症対策の強化	《主要》 ① 感染症等に対する危機管理体制の強化 《重点》

《主要》…「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画2027」の重点事業に当たる事業

1 計画の改定等と推進

国が展開する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」の基本的な方向性の1つである「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を実現するためには、市民一人ひとりの「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識に加え、市民、行政、関係機関等が協働して取り組むことが大切です。健康づくりの推進と疾病予防の推進を両輪に据え、「健康福祉総合計画 2027」に基づき、健康福祉施策を総合的かつ計画的に実施することで、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らすために、多様な主体と協働して生涯を通じた健康増進の取組を推進します。

2 元気創造拠点の活用

健康の実現は、市民一人ひとりが主体的に取り組むことによって達成されるものであり、健康づくり活動を地域で実践する場が求められています。

少子高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指して三鷹中央防災公園・元気創造プラザを元気創造拠点とし、市民の活動や情報提供の場として有効に活用します。あわせて、保健・医療・福祉の連携を図りながら、関係機関と協働して市民の乳幼児期から高齢期までライフステージに合わせた健康づくりに関する多様なサービスを提供します。

(1) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを活用した多様なサービスの提供

① 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを核とした総合的な健康増進事業の展開

総合保健センターが三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に位置することを活かし、健康づくりの拠点として、その機能を強化するとともに、同施設内のスポーツ施設と連携した事業を実施し、市民の健康づくりを支援する体制を整えるなど、総合的な健康増進事業の充実を図ります。また、市民が自分の健康を自分で守ることができるよう、安心して相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの推進を図りつつ、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と協働で「三鷹市休日・夜間 診療所・薬局」の運営に当たり、休日等における診療体制の確保に努めます。あわせて、病院や大学等、関係機関と連携し、健康づくりに関する施策の充実を図ります。今後も、関係部署や関係機関等と連携しつつ、ホームページや SNS 等を活用しながら、積極的に健康・スポーツ情報等を提供します。

3 健康づくりの推進

健康づくりにおいては、一人ひとりが心豊かで健やかに暮らすことができるよう病気になる前の一次予防が大切です。身体活動・運動、食等に関する生活習慣を改善し、健康的なライフスタイルづくりに取り組むために、市民が健康に関する知識や技術を身につける支援を行うとともに、地域と連携し地域における健康課題の抽出を行いながら、健康づくりを支えるための環境づくり（地域づくり）を推進します。

また、こころの問題、フレイル予防、女性の健康づくり等、新たな健康課題への対応を図ります。

(1) 地域で進める健康づくり

① 住民協議会等との健康づくり事業の推進 《主要》 《重点》

いつまでも元気に慣れ親しんだ地域に住み続けられるよう、地域活動の活性化に向け、住民協議会や関係機関等と連携して、市民健康講座等の幅広い世代が関心を持つ各種講座等企画の検討やフレイル予防の事業を行うなど、地域で行う健康づくり事業を推進し、地域全体の健康意識の向上や担い手の育成を図ります。

② 市民の手による健康づくりの支援 《主要》

各住民協議会の健康づくり委員等から成る健康づくり委員会等連絡会を引き続き実施するなど、地域で行う健康づくりの活動方法や課題解決について横断的な情報交換を行い、市民の手による健康づくりを支援します。また、健康づくりの継続・発展に向けそれぞれの役割を見直しながら、誰もが取り組むことができる健康づくりを推進します。

(2) 栄養・食生活についての啓発

① ライフステージに応じた食育の推進 《主要》

全ての市民が健全な食生活を実現することができるよう、ライフステージに応じた様々な食育の推進に取り組みます。特に、食に関する知識や意識、実践面で課題の多い若年層や、食の情報を収集する機会が少なく、低栄養等によるフレイル状態に陥りやすい高齢者に対しては、関係機関と連携を図りながら、食育の推進に取り組みます。

② 食育についての普及啓発 《主要》

食育は、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むとともに、生活習慣病の発症や重症化予防、改善につなげられることから、自らの食生活を自分で管理、実践できるよう、食生活についての正しい知識の啓発に努めます。

③ 食育を展開するための連携の強化

保育園、幼稚園、学校、住民協議会、高齢者団体や地域包括支援センター、栄養士会、保健所、商工会及び生産者等の関係機関が連携して、食育を推進する目的を共有し、それぞれの取組を理解することで、食育を推進する環境づくりを推進します。

(3) 歯・口腔の健康づくり

① 口腔に関する正しい知識の普及 **《主要》**

歯科医師会、保育園、学校、保健所、歯科衛生士団体等との連携を図りながら、口と歯の健康づくりと全身の健康づくりの関連性等、ライフステージに応じた歯科保健に関する知識の普及啓発に努め、相談等の事業の充実を図ります。

② 歯科保健意識の向上

関係機関との連携により、口と歯の健康づくりと全身の健康づくりの関連性について周知を図り、歯科保健意識を高めます。また、定期的な歯科健診の必要性と効果についても周知し、歯科健診のあり方について見直しを図りながら受診率の向上を目指します。

(4) こころの健康づくり

① 自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進 **《主要》**

うつ病をはじめとした精神的な健康危機を予防するため、こころの健康づくりについての普及啓発に努め、相談支援の充実を図ります。

また、2023（令和5）年3月に改定した三鷹市自殺対策計画に基づき、各専門相談機関と連携を図り相談支援を強化しながら、地域における人との「つながり」の場となる居場所や交流の場づくりを関係機関と協力して推進し、生きることの包括的な支援を推進します。

(5) ライフステージを踏まえた健康づくり

① ライフステージを踏まえた健康づくり事業の推進 **《主要》** **《重点》**

生涯を通じた健康づくりを推進するため、健康教育の機会を増やし、普及啓発等を図ります。

また、疾病等の予防のため、ライフステージに応じた健康診査やがん検診の充実を図ります。

② ライフステージを踏まえた健康づくりに関する普及啓発

多様な市民が一人ひとりのライフステージを意識し、生涯において健康づくりに取り組めるよう、幅広い世代と多様な主体に向けて、地域のイベントと連携するなど健康に関する知識の普及啓発を推進し、健康教育の機会を増やすとともに、相談支援の充実を図り、健康づくりを支援します。

また、市などが高齢者に対して実施する各種保健事業や介護予防事業などについて、より実効的なものとするため、健診結果やレセプトデータを活用して一体的に取り組みます。

あわせて、疾病等の予防のため、ライフステージに応じた健康診査やがん検診の積極的な受診勧奨に努めます。

4 疾病予防の推進

市民の健康を守るため、若い世代や壮年期世代を含めた全ての世代へ向けて、がんをはじめとする生活習慣病に関する予防対策や各種健康診査の受診率向上への働きかけ等、早期発見、早期治療に向けた疾病予防を推進します。

加えて、需要の高まりが想定される在宅医療など地域医療のあり方等について検討を進めます。また、様々な機会を活用し、生活習慣改善の推進に向けて、正しい知識の普及・啓発等に取り組みます。

(1) 「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」の推進

① 「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」の推進 《主要》

2024（令和6）年3月に策定した「第三期国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）・第四期特定健康診査等実施計画」に基づき、健康や医療に関するデータを分析し有効活用を図りながら PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

(2) 生活習慣病等予防事業の推進

① 特定健康診査等による生活習慣病予防の推進 《主要》 《重点》

糖尿病などの生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療に向けて、若い世代からの健康診査や特定健康診査等の受診促進と受診機会の拡充に努めるとともに、事後フォローの充実を図ります。

② 日常における運動・食生活・生活習慣改善の推進 《主要》

生活習慣病の予防に向けて、健康診査等の様々な機会を活用し、生活習慣が健康に及ぼす影響について普及啓発を図るなど、ライフステージに応じたより良い生活習慣への改善を支援します。

また、糖尿病などの生活習慣病の予防のため、栄養指導などの保健指導を通じて、単なる知識の伝達ではなく、自らの健康管理に対する自主的な実践を促しながら、正しい知識の普及を図ります。あわせて、各種講座などの機会をとらえて、医療機関などの関係機関と連携を図りながら、喫煙・禁煙及び不適切な飲酒等に関する情報提供に努めます。

(3) がん検診等の推進

① がん検診の充実と各種検診事業の推進 《重点》

健康寿命の延伸や受診率向上、医療費削減などに向けて、がんの早期発見、早期治療を進め、がん予防に向けた取組を推進するとともに、国の「がん対策推進基本計画」や「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等に基づき、適切な啓発やがん検診の実施に努めます。

(4) 予防接種事業の着実な推進

① 定期予防接種等の着実な実施 《主要》 《重点》

予防接種法に基づく定期の予防接種について、適切な情報提供と接種勧奨等を着実に実施し、接種率を向上させることにより、感染症のまん延を防止するとともに公衆衛生の向上を図ります。また、今後新たに定期接種化されるワクチンや任意の予防接種等については、正しい知識の普及啓発に努め、地域の医療機関等と連携を図りながら接種事業の円滑な実施に努めます。

(「第6 子ども・若者・子育て支援編_Ⅰ 子ども総合計画_2-1_(2)_①」参照)

② 予防接種のデジタル化の導入

国が示す方針に基づき、予防接種の予診票のデジタル化などを円滑に導入・実施し、予防接種関連の手続きを簡素化することにより、市民の利便性を高め、接種が受けやすい環境を整備していきます。

(5) 感染症対策の強化

① 感染症等に対する危機管理体制の強化 《主要》 《重点》

「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、国及び東京都の行動計画との整合を図りながら、改定を進めます。

また、平時から医師会や保健所等の関係機関との連携体制を強化し、保健所との人事交流や研修等について東京都と調整を行うなど、保健所を持たない基礎自治体における人材育成や専門性の向上を図ります。

あわせて、感染症発生時に全庁を挙げて組織横断的な対応がとれるよう、庁内関係部署が協働で感染症対応力の向上に取り組みます。

災害時等、自治体に必要な、地域からの医療・健康・安全等の正確な情報の効率的な収集方法や市民のニーズに沿った情報発信の手法について、検討を進めます。

第6章 子ども・若者・子育て支援編

I 子ども総合計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 子どもを主体とした子ども施策の推進	1-1 子どもの権利擁護の推進	
	(1) 子どもの権利に関する条例の制定	《主要》 ① 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定
	(2) 子どもの権利の意識啓発	① 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」及び「三鷹子ども憲章」に基づく意識啓発の実施 ② CAP ワークショップ（Child Assault Prevention の略で、子どもに対するあらゆる暴力を防ぐための子どもへの教育プログラム）の実施
	(3) 子どもの権利に関する相談体制の確保	① 子ども自身が相談できる相談体制の充実 ② オンブズパーソン等の相談救済機関の設置の検討
	1-2 子どもの社会参画・意見反映	
	(1) 子どもの社会参画・意見表明の推進	① 子どもの社会参画や意見表明の機会の充実 ② 各年代の子どもの意見を反映した施策の実施
	1-3 子どもと家庭の包括的支援の推進	
	(1) 子どもや家庭が抱える複合的な課題に対する切れ目のない包括的支援	《主要》 ① 地域における包括的な支援体制の構築 ② 子育て世代包括支援会議の充実 ③ 不登校の子どもへの支援 ④ 子ども政策・教育と医療機関との連携
	(2)	《主要》 ① ヤングケアラーへの支援 ② 子どもの貧困対策

大項目	中項目	小項目（事業名）
	困難な状況にある子どもの相談・支援	③ 子どもの自殺対策 ④ いじめへの対応 ⑤ 日本語を母語としない子ども・家庭への支援
	1-4 児童虐待等への適切な対応	
	(1) 児童虐待防止対策の強化	① 子ども家庭センターの円滑な運営 《主要》 ② 児童虐待防止対策の実施
	(2) 不適切な養育の未然防止	① 養育困難家庭への支援
	(3) 社会的養護体制の強化	《主要》 ① 養育家庭（里親）の普及・啓発 《主要》 ② 児童養護施設との連携
2 全ての子どもが幸せに育つことができるための支援	2-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	
	(1) ウェルカムベビープロジェクトの推進	《主要》 ① 妊婦等包括相談支援事業の推進 ② 妊婦健康診査等を通じた支援 ③ 不妊・予期せぬ妊娠の相談支援
	(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援	① 子どもの健康を守る取組の推進 ② プレコンセプションケアの推進 ③ 妊娠期からの食育及び口腔衛生の推進 ④ 年齢に応じた保健教育の実施
	2-2 乳幼児期から学童期の教育・保育施設の充実	
	(1) 効率的な保育園の運営に向けた検討	《主要》 ① 待機児童ゼロの継続 《主要》 ② 公立保育園のあり方の検討
	(2) 幼稚園の運営支援	《主要》 ① 施設の有効活用の検討
	(3) 学童保育所における定員・サービスの拡充	《主要》 ① 待機児童ゼロの継続 《主要》 ② 学童保育所の質の向上の推進
	2-3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進	
	(1) 子育て情報発信等による普及・啓発	《主要》 ① 一元化された子育て情報の発信
	(2) 子育て支援事業の充実	《主要》 ① 子育てに関する相談機能の充実 ② 子育てをサポートする事業の充実

大項目	中項目	小項目（事業名）
		③ 地域の人財と連携した子育て支援
	(3) 子どもの安全・安心の確保	① 地域の防災力強化 ② 安全安心・市民協働パトロール体制の充実 ③ 安全安心メールの普及促進 ④ 地域安全マップの配布・活用 ⑤ 交通安全意識の啓発強化
2-4 子育て世帯をとりまく生活環境の整備		
	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 子育て家庭への各種手当の支給 ② 子どもの医療費助成の実施 ③ 幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用 ④ 学校給食の無償化 ⑤ フードバンク・フードドライブ等への支援
	(2) ひとり親家庭等への相談、支援の充実	① ひとり親家庭等を対象とした相談事業 ② ひとり親家庭への経済的支援 ③ ひとり親家庭への自立支援 ④ 困難を抱える母子への支援
	(3) 多様な働き方と子育ての両立支援	① 家庭における育児・家事に関する意識啓発 ② 男性の育児休業等取得の推進
	(4) 子育てしやすいまちづくりの推進	① 子育てに関するデジタル化の推進 ② 公共施設及びその周辺のバリアフリー化の推進 ③ 駐輪場の「思いやりゾーン」の設置 ④ 安全で安心な特色ある公園・緑地の整備 ⑤ 休日・夜間診療等事業の実施 ⑥ 大規模な開発事業における子育て支援施設の誘導 ⑦ 三鷹駅前地区の再開発における子どもや子育て世代のための施設づくり

大項目	中項目	小項目（事業名）
3 子どもの可能性を引き出す環境等の充実	3-1 親子関係づくりへの支援	
	(1) 子どもと親の関わり支援	《主要》 ① 子育て支援プログラムの推進
	(2) 相談・講座等による子育て支援	① 親子ひろば等を活用した子育てに関する相談、講座等による子育て支援 《主要》 ② 保育園を活用した在宅子育て支援
	3-2 子どもの成長・発達に応じた支援	
	(1) 子どもの特性に応じた相談・支援	① 子どもの発達に合わせた相談支援 ② 保育施設等職員の専門性の向上 ③ 「育てにくさ」への支援 ④ 障がいのある子どもへの支援
	3-3 幼児教育・保育の充実	
	(1) 保育園・幼稚園等の子育て支援機能の充実	《主要》 ① 地域と連携した相談機能の充実
	(2) 保育園における保育人財の確保・育成の強化	《主要》 ① 保育人財の確保 《主要》 ② 保育人財の育成
	(3) 保育の質の向上と幼児教育の充実	《主要》 ① 保育園巡回指導の強化 ② 指導検査の強化 ③ 国や東京都の補助制度を活用した子どもの健やかな成長の支援
	(4) 幼稚園・保育園・小学校で連携した取組の推進	① 就学前から学齢期にかけての切れ目ない教育支援の推進 ② 乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの充実
	3-4 遊び・体験の機会の充実	
	(1) 多様な遊びや体験の機会の充実	① 自然や農業に親しむ体験の充実 ② 絵本を通じた親子のコミュニケーションの推進 ③ 乳幼児と関わる機会の確保 ④ 芸術文化、生涯学習、スポーツに親しむ機会の充実

大項目	中項目	小項目（事業名）
	(2) 生活習慣の形成・定着	① 食育の推進 ② “早寝早起き朝ごはん”の推進
4 子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援	4-1 子ども・若者の居場所づくり	
	(1) 子ども・若者の居場所づくりと若者の社会参画の推進	① 子ども・若者のニーズ把握 ② 多世代交流センターにおける地域連携による事業実施及び内容の充実 ③ 職員の専門性向上のための研修の実施 《主要》④ 民間団体等との連携による中高生、若者世代を対象とした居場所の拡充 ⑤ 次世代を担う人財の育成
	4-2 地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充	
	(1) 放課後の総合的な居場所づくり	《主要》① 地域子どもクラブの全校毎日実施 ② 学童保育所と地域子どもクラブの連携・交流の推進 ③ 「三鷹市子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」の策定
	(2) 子どもの居場所の選択肢の充実	《主要》① 公共施設をはじめとした地域での居場所づくりの推進 ② 三鷹幼稚園跡地を活用した子どもの居場所づくり 《主要》③ 地域主体の活動に対する支援の充実
	4-3 青少年健全育成の推進	
	(1) 子どもを犯罪等から守る取組の推進	① 青少年の健全な育成に向けた関係団体との連携 ② 非行や犯罪から子ども・若者を守るための取組 ③ 消費者啓発及び消費者教育の充実
	(2) 生活・就労支援事業等との連携	① 庁内関連部署及び関連機関との連携強化 《主要》② 生活・就労支援相談の実施 ③ 生活困窮世帯に対する学習支援事業等の実施

《主要》…「第5次三鷹市基本計画」の主要事業に当たる事業

1 子どもを主体とした子ども施策の推進

2023（令和5）年4月1日に施行された「こども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するための基本理念及び子ども政策の基本事項が定められています。

三鷹市においても、子どもが権利を侵害されることなく幸せに過ごすことができるまちの実現を目指し、市が取り組むべき施策の基本となる事項を定める「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定します。条例の制定に当たっては、市民への意識啓発や相談体制の整備など、子どもの権利擁護のための取組や子どもの社会参画・意見表明等の視点も含めて検討します。

また、全ての子どもが養育環境に影響されずいきいきと自分らしく幸せに成長することができるよう、貧困や虐待、ヤングケアラー等の諸課題について、地域の関係機関等と連携して必要な支援を行います。

1-1 子どもの権利擁護の推進

(1) 子どもの権利に関する条例の制定

① 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定 **《主要》**

「人権を尊重するまち三鷹条例」、日本国憲法、児童の権利に関する条約、「こども基本法」（2023（令和5）年4月施行）等の理念を踏まえ、子どもの基本的人権を保障し、子どもが社会で幸せに暮らしていけることを目的とした「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けて取り組みます。

(2) 子どもの権利の意識啓発

① 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」及び「三鷹子ども憲章」に基づく意識啓発の実施

「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」及び「三鷹子ども憲章」に基づき、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」が保障され、子どもにとっての最善の利益が図られ、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現するとともに、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、子どもから大人まで幅広く意識啓発に取り組みます。

- ② CAP ワークショップ (Child Assault Prevention の略で、子どもに対するあらゆる暴力を防ぐための子どもへの教育プログラム) の実施

市内小学校と協力し、子どもがいじめ・誘拐・虐待・性暴力などの様々な暴力から自分を守る方法や、生まれながらに持っている基本的人権について分かりやすく学ぶためのワークショップ型の学習プログラムを実施します。

(3) 子どもの権利に関する相談体制の確保

- ① 子ども自身が相談できる相談体制の充実

子ども自身が、自らの権利について侵害されていると感じたり、疑問を抱いたりしたとき、又はいじめや体罰、虐待といった様々な問題について、子ども自らが相談しやすい相談窓口の設置について検討します。

- ② オンブズパーソン等の相談救済機関の設置の検討

子どもの権利侵害に係る救済機関として、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置について、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定とともに検討を進めます。

1-2 子どもの社会参画・意見反映

(1) 子どもの社会参画・意見表明の推進

- ① 子どもの社会参画や意見表明の機会の充実

子どもが市政について考え、意見を表明し、主体的に参加できるように、子どもに関する情報について、分かりやすい情報発信を行うとともに、子どもが活動に参加する団体や子どもの居場所となっている多世代交流センター等の拠点と連携し、地域における子どもの主体的な活動を促進するための取組について検討を進めます。

また、対面形式やアンケート等の多様な方法により幅広い子どもの意見を聴取する仕組みづくり及び子どもが安全・安心に意見を表明できる環境づくりに取り組みます。

- ② 各年代の子どもの意見を反映した施策の実施

子どもから聴取した意見について内容を検討し、市の施策への反映に努めます。

また、市の施策への反映の検討プロセスや反映結果を適切なタイミング・方法でフィードバックし、子どもの社会参画への意識向上と更なる意見表明の促進へとつなげます。

1-3 子どもと家庭の包括的支援の推進

(1) 子どもや家庭が抱える複合的な課題に対する切れ目のない包括的な支援

① 地域における包括的な支援体制の構築 **《主要》**

包括的な相談支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域における支援体制の構築を行います。地域住民が抱える多様な課題に対して、断らない相談支援、参加支援、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に提供します。

② 子育て世代包括支援会議の充実

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく支援するための仕組みづくりを進めるとともに、全ての子どもと子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭センターを核とした庁内関係部署で構成する子育て世代包括支援会議の充実を図ります。

③ 不登校の子どもへの支援

不登校の対応として、児童・生徒や家庭の状況に応じて、学級担任が家庭訪問や面談を行ったり、スクールカウンセラーが面談を行ったりする等、児童・生徒が安心して登校できるよう様々な指導・助言を行うとともに、適応支援教室 A-Room を活用しながら対応します。

また、多世代交流センター等において、学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携しながら保護者の相談対応や児童・生徒の学習スペースの提供、居場所の確保等に努め、多様な子どもの支援を行います。

④ 子ども政策・教育と医療機関との連携

不登校をはじめとした子どもや家庭が抱える複合的な課題に対して、子どもや保護者だけでなく、教員や保育施設等の職員からも相談を受ける等、子どもを所管する部門と教育委員会が医療や福祉の専門機関と連携し、地域できめ細かく対応する支援策の体制構築を検討します。

(2) 困難な状況にある子どもの相談・支援

① ヤングケアラーへの支援 **《主要》**

家族の介護や日常生活上の世話を過度に行うことで、子どもとしての健やかな成長・発達や自立に向けて必要な時間を奪われたり、負荷がかかっているヤングケアラーについて、子どもに関わる関係機関や周囲の人が早期に気づき、子ども本人と家族の思いを大切にしながら、子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用した支援につなげられるよう体制を整備します。

また、特に支援が必要な家庭については、保健師等の専門相談支援員が訪問する養育支援訪問事業やヘルパーが家庭を訪問し家事等を支援することで家庭や養育環境を整える子育て世帯訪問支援事業を実施します。

② 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその環境に左右されないよう、子どもの貧困対策を包括的に推進します。親が離婚した場合でも子どもが健やかに成長できるよう、離婚を考えている方に養育費の取決めに関するリーフレット等を配付し、子どもの最善の利益にも配慮するよう啓発します。

また、離婚を考えている方の事情に合わせた相談や支援を行うとともに、養育費の取決めに関する助成事業を実施します。

さらに、次世代育成支援の観点から、生活保護受給世帯の小学校から中学校の児童・生徒に対し、学習塾等の費用を支給し、在宅での学習環境を整え、本人及び世帯の自立を促進します。

その他、夏季休業中の野外活動等の参加費用等の各種経費を支給し、児童・生徒の健全育成を図ります。

③ 子どもの自殺対策

子どもが困ったり、つらい気持ちになったときに、一人で抱えこまず相談できるよう、リーフレット等を配布し、子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、子どもの相談に寄り添い、関係機関と連携しながら問題解決に向けて支援を行います。

また、幼少期における貧困、虐待、いじめ等の体験は、この時期に形成されるべき自己肯定感を阻害することがあることから、こころの健康について正しい知識を普及します。

さらに、2023（令和5）年3月に改定した三鷹市自殺対策計画に基づき、子どもに関わる関係機関や周囲の人が自殺の危険を示すサインに早期に気付き、関係機関のネットワークによる支援につなげる他、子どもの生きがいや居場所づくり等、生きることの促進要因を増やし、生きるための包括的な支援として推進するとともに、関連部署・機関間での連携強化を図り、自殺予防に取り組みます。

（「第5 健康増進編_健康増進計画_3_（4）_①」参照）

④ いじめへの対応

「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。

⑤ 日本語を母語としない子ども・家庭への支援

「日本語教育の推進に関する法律」に基づく施策の方向性を見据えながら、外国籍の児童・生徒に対する日本語習得支援の更なる充実を図ります。多言語による就学案

内、就学援助制度等の的確な情報提供、入学後の学校生活への適応について、日本語指導員の派遣や、小・中学校児童・生徒日本語支援業務等支援を行います。

また、学校以外の居場所づくりとして、日本語の習得を支援する「子ども教室」の開催を通じて、外国につながるの児童・生徒が楽しく充実した学校、地域生活を送るための支援を推進します。

1-4 児童虐待等への適切な対応

(1) 児童虐待防止対策の強化

① 子ども家庭センターの円滑な運営

母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び妊産婦、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。支援の提供に当たっては、子ども家庭センターが中核となり、多職種によるアセスメントを行い、地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援となるよう配慮します。

また、児童虐待の未然防止に取り組むため、妊娠届時のアンケートなどで支援ニーズが高いと想定される対象者に対して、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって当事者に寄り添った支援体制を早期から整える体制を検討します。

② 児童虐待防止対策の実施 **《主要》**

複雑で多様化している児童虐待に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、支援を必要とする家庭に対しては、子ども家庭支援ネットワークの様々な関係機関による支援と子ども家庭支援センターの保健師などの専門相談員による相談・訪問、子育て世帯訪問支援事業等を実施し、スーパーバイズを得ながら相談から課題解決まで包括的な支援を行います。特に、児童相談所のプログラム活用や児童相談所への送致等が必要な場合には、児童相談所と緊密な連携のもと、迅速な対応を行います。

また、子ども家庭支援ネットワークの運営と同時に、市民や関係機関を対象とした研修会や虐待防止キャンペーン等の実施を通じて、虐待予防及び虐待の早期発見に向けた意識啓発に取り組み、地域全体で子どもの権利を守る環境の構築を目指します。

(2) 不適切な養育の未然防止

① 養育困難家庭への支援

家庭での養育に難しさがあり支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業、子ども家庭支援ネットワークの関係機関との連携による支援を行い、家庭の養育力の補完と向上を図るとともに、児童虐待の未然防止に取り組めます。

また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を感じている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて親子間における適切な関係性の構築を図る親子関係形成事業や、養育環境等に課題を抱える家庭の子ども等に居場所を提供し、生活習慣の形

成や学習支援、食事の提供、相談等を行う子どもの支援の拠点づくり事業の実施について検討を行います。

(3) 社会的養護体制の強化

① 養育家庭（里親）の普及・啓発 **《主要》**

親元を離れて生活している子どもを、一定期間、家族の一員として迎え入れ、家庭的な環境の中で子どもの育ちを保障する養育家庭（里親）の必要性及び制度について普及・啓発を行います。

② 児童養護施設との連携 **《主要》**

宿泊を伴う養育支援が必要な家庭に対し、児童養護施設と連携してショートステイ事業を実施し、子育て家庭の支援を行うとともに、虐待予防やヤングケアラー対策の観点から、子ども自身の希望によるショートステイ事業も実施します。

2 全ての子どもが幸せに育つことができるための支援

子どもが豊かに成長、発達していくためには、育ちの基礎となる乳幼児期に、子どもにとって適切な環境が整っていることが大切です。乳幼児期からの安定した愛着の形成を促すとともに、愛着を土台として、全ての子どもが人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

また、乳幼児期から学童期における教育・保育施設の充実を図ることにより、子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るとともに、子どもの安全・安心の確保に向けた取組を進め、生活環境の整備を推進していきます。

2-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

(1) ウェルカムベビープロジェクトの推進

① 妊婦等包括相談支援事業の推進 **《主要》**

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てできるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図ります。

全ての妊婦に対し助産師、保健師等の専門職が面接を行い、当事者に寄り添った支援を行い、必要な妊婦には、支援プランを作成し、安心して出産や育児ができるよう支援します。出産後は新生児訪問や産後ケア事業、バースデーサポート事業等を通じ、

伴走的な相談支援を行うとともに、国や都の補助金を活用した経済的支援を一体的に実施します。

② 妊婦健康診査等を通じた支援

全ての妊婦が適切な時期に妊婦健康診査を受け、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の費用の一部助成や、産科医療機関の受診状況等を市と共有することに同意を得られた住民税非課税世帯、生活保護世帯等の妊婦に対する初回産科受診料の一部助成を行い、妊婦の疾病の予防と異常の早期発見・健康管理の向上のため受診勧奨や必要な保健指導を実施します。

③ 不妊・予期せぬ妊娠の相談支援

妊娠を望む全ての方が、専門知識を有するピアサポーター等の専門職に相談できる環境を整えます。

また、予期せぬ妊娠・望まない妊娠をした妊婦が、孤立することなく必要な支援が受けられるように相談窓口を設け、継続的に相談に応じることでハイリスク妊婦の早期発見、適切な支援につなげていきます。

(2) 子どもの心身の健やかな成長の支援

① 子どもの健康を守る取組の推進

「母子保健法」に基づき、全ての乳幼児に健康診査を行い、乳幼児の疾病の早期発見、発育・発達の支援を行うとともに子どもを取り巻く家族の健康の保持・増進に努めます。

また、「予防接種法」に基づく定期予防接種について適切に情報提供等を行い、接種率を向上させることにより、感染症のまん延を防止するとともに、公衆衛生の向上を図ります。

さらに、妊娠中を含めて子どもが受動喫煙等の被害を受けることのないよう、保護者向けに各種情報を集約したリーフレットを産前・産後の各種面談等で配付し、受動喫煙等を防止するための助言や禁煙治療に関する知識の普及・啓発を行います。

② プレコンセプションケアの推進

子どもや若者が、男女ともに性や妊娠、健康に関する正しい知識を身に付け、自身の健康管理を行えるよう、発達段階に応じたプレコンセプションケアの意識向上を図ります。

③ 妊娠期からの食育及び口腔衛生の推進

妊娠期から切れ目なく生涯を通じてライフスタイルに沿った食育及び口腔衛生について正しい知識の普及を図るための保健活動・啓発活動・個別相談支援を行います。

食に関する知識と、食を選択する力を身に付け、自ら健全な食生活を実践できるよう食育を推進します。思春期の子どもや若者を対象として、食生活の乱れからくるや

せや肥満等の生活習慣病の予防等、自らの食生活を自分で管理、実践できるよう啓発に努めます。

また、自分の歯や口の健康に関心を持ち、望ましい生活習慣の形成を目指して、意識や行動の変容を図ることができるよう、歯科医師会、保育園、学校、保健所、歯科衛生士団体等と連携を図りながら、歯科保健教育を充実・強化します。

④ 年齢に応じた保健教育の実施

思春期は、将来の家庭生活の準備段階であることから、学校教育や家庭教育と連携しながら、育児体験、命の大切さ、性に関する教育等幅広い知識の普及・啓発に努めます。

また、喫煙・飲酒、薬物乱用の危険性について健康教育、保健指導を充実・強化します。

さらに、「成育基本法」に基づき、成長過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育が確保されるよう、庁内関係部署間で連携しながら保健指導を実施します。

2-2 乳幼児期から学童期の教育・保育施設の充実

(1) 効率的な保育園の運営に向けた検討

① 待機児童ゼロの継続 **《主要》**

「第2期三鷹市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)に基づき保育施設の開設等を進め、2022(令和4)年4月に待機児童の解消を達成しました。引き続き、年齢別、地域別保育ニーズ等を分析した上で、待機児童ゼロを継続します。

② 公立保育園のあり方の検討 **《主要》**

2022(令和4)年12月に策定した「公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)に基づき、公立保育園の今後のあり方を示す基本方針を策定します。策定に当たっては、基本的な考え方で示した公立保育園のこれからの果たすべき役割や、施設のあり方に関する基本的な考え方を踏まえた上で、時期や再配置も含めた検討を進めます。

(2) 幼稚園の運営支援

① 施設の有効活用の検討 **《主要》**

入園児が減少傾向にあり、定員を下回る状況にあるため、人財確保をはじめとした幼児教育の支援とともに、一時預かりの拡充や施設の有効活用等、これからの時代に即した支援のあり方について検討を進めます。

(3) 学童保育所における定員・サービスの拡充

① 待機児童ゼロの継続 《主要》

第2期計画に基づき学童保育所の整備等を進め、2022（令和4）年4月に待機児童の解消を達成しましたが、利用ニーズは当面の間、高い状況が続くと考えられるため、継続的な対策が必要となります。そのため、新たな施設整備や学校施設・民間賃貸物件の活用、教室等の機能転換など様々な手法を検討し、更なる定員の拡充に努めます。

また、運用により定員の弾力運用を行っている施設については、ゆとりある育成スペースの確保に努めます。

② 学童保育所の質の向上の推進 《主要》

障がいのある児童及び医療的ケアが必要な児童の受入学年の拡充や送迎サービスの充実等により、インクルーシブな学童保育所運営を推進します。

また、入所申込手続きの電子化や延長育成の利便性の向上等により、サービスの向上を図ります。

この他、学童保育所職員の資質向上に向けた研修の実施や事業者間の情報共有を図るとともに、職員の処遇改善や働きやすい環境整備に努めることで、運営の質の向上を推進します。

2-3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

(1) 子育て情報発信等による普及・啓発

① 一元化された子育て情報の発信 《主要》

子育て支援サイト・アプリ「みたかきっずナビ」や子育て情報誌を活用し、必要な情報にたどり着きやすく、一元化された分かりやすい子育て支援情報の発信を行います。

(2) 子育て支援事業の充実

① 子育てに関する相談機能の充実 《主要》

地域子育て相談機関の区域ごとの設置について検討を進める等、子育て世代や子育て家庭が必要な助言や支援を身近な場所で気軽に受けられるよう子育て相談機能の充実に努めます。

② 子育てをサポートする事業の充実

家庭での子育てをサポートするため、保護者の思いや困りごとを丁寧に聞きとり、育児支援ヘルパー事業やふたご家庭支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター利用支援事業、一時預かり事業、一時保育事業、トワイライトステイ事業等の事業を組み合わせ紹介し、利用者ニーズに対応するきめ細やかな子育てサポート事業を実施します。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談することができる親子ひろば事業を市内各所で実施し、子育ての孤立化を防ぎ、地域や必要な支援へとつないでいく取組を進め、安心して子育てができる環境を整えます。

③ 地域の人財と連携した子育て支援

生後4か月までの子どもがいる家庭を、地域の民生・児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や見守りを行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、子育て経験があり研修を受けた地域のボランティアが子育て家庭を訪問し、保護者の話の傾聴や家事・育児等を一緒に行う「ホームスタート事業」、助産師会と連携し地域のコミュニティ・センターで行う「あそびとおしゃべりの会」等、地域の人財と連携し、子育て支援の充実を図ります。

(3) 子どもの安全・安心の確保

① 地域の防災力強化

多世代が参加できる防災訓練や市民ニーズに応じた防災出前講座を実施し、市民一人ひとりの自助と地域や隣近所の共助による防災力の強化に取り組みます。

また、災害発生時の避難所運営に当たり、乳幼児のいる世帯向けの備蓄品（ミルク、離乳食や紙おむつ等）を計画的に更新します。

② 安全安心・市民協働パトロール体制の充実

市民・事業者・警察等関係機関との連携を強化し、子どもの見守りや空き巣等の犯罪の未然防止のため、生活の安全を推進する体制及び協働による「安全安心・市民協働パトロール」の充実を図ります。

③ 安全安心メールの普及促進

犯罪や不審者情報の提供等のほか、防災情報や環境情報を配信します。ホームページや防災無線等と並ぶ情報ツールとして、市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。

④ 地域安全マップの配布・活用

子どもに分かりやすいような危険な箇所・安全な箇所等を示した地域安全マップを配布し、子ども自身の防犯能力を養うことで犯罪被害の防止を図ります。

また、市民活動団体等に活用してもらうことにより地域の見守り活動を充実させます。

⑤ 交通安全意識の啓発強化

交通安全を推進し、子どもを事故から守るためには、誰もが交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図る必要があります。学校や地域における交通安全教育活動を通じ、特に自転車を利用する上での交通安全意識の啓発を強化します。

2-4 子育て世帯をとりまく生活環境の整備

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 子育て家庭への各種手当の支給

子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援するため、子どもや家庭の状況に応じた各種手当を支給します。

また、オンライン手続きの周知・普及に努め、利便性の向上を図ります。

② 子どもの医療費助成の実施

経済的な理由による子どもの受診控えをなくすため、所得制限等がない助成事業を継続します。

また、オンライン手続きの周知・普及に努め、利便性の向上を図るとともに、全国一律の助成制度となるよう国への要望を続けます。

③ 幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用

2019（令和元）年10月から始まった幼児教育・保育の無償化について、引き続き適切な運用を行います。

また、東京都の動向を踏まえた上で、無償化の対象範囲の拡充も検討します。

④ 学校給食の無償化

学校給食に係る保護者負担を軽減するため、市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費を無償化します。教育に係る費用負担について、支援が必要な方へは、就学援助制度等の適切な運用に努めます。

⑤ フードバンク・フードドライブ等への支援

食のセーフティネットであるフードバンクやフードドライブ（食品の寄付）、フードパントリー（食品無料配布会）の活動に取り組む市内のNPO法人の活動を支援します。

また、フードバンク等の活動について、理解を深めてもらうための周知啓発に取り組むとともに、食品の提供等に関して、企業・団体、各関係機関への働きかけを支援します。

(2) ひとり親家庭等への相談、支援の充実

① ひとり親家庭等を対象とした相談事業

子育てや子どもの健全育成についての相談、生活の安定に向けての相談、離婚に伴う相談等について、母子・父子自立支援員を中心に相談支援を行います。

② ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭の安定に向け、各種手当、助成、福祉資金等、利用可能な制度の活用を提案しながら各家庭の事情に寄り添った支援を行います。

③ ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、就労を希望する方に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員を中心に、ハローワーク等と連携して就職に関する相談や必要な技能を身に付けるための支援を行います。

また、就労が決まった方や就労中の方には、必要に応じてヘルパーを派遣し、日常生活を総合的に支援します。

④ 困難を抱える母子への支援

DV や生活困窮等によって避難が必要な母子に対して、状況に応じて緊急一時保護を実施します。保護後は、母子の現状や今後の希望を丁寧に聞き取り、安全な住居探しや離婚へ向けた準備など、関係部署・機関と連携して必要な支援を行います。

また、母子生活支援施設への入所者に対しては、精神的な安定を図るとともに生活基盤を整え、自立に向けたきめ細かな支援を実施します。

(3) 多様な働き方と子育ての両立支援

① 家庭における育児・家事に関する意識啓発

男女平等参画啓発誌や男女共同参画週間パネル展、講座の実施等を通じて、性別に捉われない育児・家事の役割分担意識啓発に努めます。実施に当たっては、子育て世帯を含め幅広い市民に関心を持ってもらえるよう、SNS の活用といった情報発信の方法や参加しやすい実施方法等について工夫を図ります。

② 男性の育児休業等取得の推進

それぞれの家庭の状況に応じて男性が育児休業等を活用し、能動的に子育てに参加することを促すため、ゆりかご面接や両親学級等を通じて普及・啓発を図ります。

(4) 子育てしやすいまちづくりの推進

① 子育てに関するデジタル化の推進

プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続き等の簡素化、申請書類・帳票類の簡素化・統一化等を通じ、利便性向上や手続きに関わる事務負担の軽減を図ります。妊婦や子育て家庭が必要とする情報や支援が簡便な手続きで迅速に届くよう、子育てに関する手続きや情報発信についてデジタル化を進めます。

② 公共施設及びその周辺のバリアフリー化の推進

子育て世代や高齢者、障がい者等多くの市民が利用する公共施設の出入口や施設内部、周辺地域におけるバリアフリーの視点を重視した整備に取り組みます。

また、妊産婦や乳幼児連れの子育て家庭が安心して外出できるよう、授乳室やバリアフリートイレの設置等ニーズに応じた整備に取り組みます。

③ 駐輪場の「思いやりゾーン」の設置

一部の駐輪場において、子育て世代や高齢者、幼児2人同乗用自転車、電動自転車等が駐輪しやすい「思いやりゾーン」を設置しています。今後も駐輪場の利用状況等にあわせて「思いやりゾーン」の設置を推進します。

④ 安全で安心な特色ある公園・緑地の整備

「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、多様化する公園へのニーズや防災都市づくりの視点等を踏まえ、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めるとともに、インクルーシブ遊具の設置等に取り組みます。

また、公園ボランティアの支援・拡充を図りながら、プレイパークやコミュニティガーデン等の取組を推進します。

⑤ 休日・夜間診療等事業の実施

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携した休日診療等事業を引き続き実施し、子どもの初期救急医療体制の確保を図ります。

（「第5 健康増進編_健康増進計画_2_（1）_①」参照）

⑥ 大規模な開発事業における子育て支援施設の誘導

大規模な開発事業や都営住宅等の建替えにあわせて、子育てに適した良質な居住空間の確保を図るとともに、保育園・託児所・学童保育所等の子育て支援施設を地域に開かれたスペースとして確保するよう事業者等に要請していきます。

⑦ 三鷹駅前地区の再開発における子どもや子育て世代のための施設づくり

“子どもの森”（仮称）をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区の再開発において、子どもの笑顔があふれ、家族が子どもたちと一緒に過ごし、地域とともに子どもを育む場所等の整備に取り組みます。

また、“子どもの森”（仮称）とその周辺に立地する他の子育て関連施設等との連携により、様々なコミュニティや市民の活動が出会い、新たなにぎわいが生まれることを目指します。

3 子どもの可能性を引き出す環境等の充実

子どもは皆、限りない可能性を秘めており、「育てにくさ」や障がいの有無、成育環境等に影響されることなく、一人ひとりに豊かに成長する権利があります。その権利が適切に

守られるよう、家庭、保育・幼児教育施設、地域の中で、乳幼児期からの個に応じた発達支援に取り組むとともに、子どもが持つ可能性を引き出すための環境整備を行います。

保護者が安心して子育てを行えるよう、子育てに関する講座等の子育て支援施策や発達に応じた相談支援体制を強化するとともに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた取組を推進し、子どもの健やかな成長に必要である多様な遊びや体験活動の機会の充実を図ります。

また、保育・幼児教育の現場においては、保育人材の確保・育成や、保育・教育の質の向上のための取組を強化するほか、保育園・幼稚園と小学校との連携や交流についても、保育園・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、引き続き推進していきます。

3-1 親子関係づくりへの支援

(1) 子どもと親の関わり支援

① 子育て支援プログラムの推進 **《主要》**

子どもの心と身体の育ちや親子の関わりについて学ぶ講座及びプログラムの実践を通じて、親子で向き合う喜びを感じる機会をつくり、親子の健全な愛着関係の構築を図り、子育て家庭の子育てを支援します。

(2) 相談・講座等による子育て支援

① 親子ひろば等を活用した子育てに関する相談、講座等による子育て支援

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、引き続き、親子ひろば事業を実施し、保護者及び子ども同士の交流の場を提供するとともに、家庭における子育てに役立つ各種育児講座・育児相談等の充実を図ります。

また、地域の実情に応じ、地域の様々な団体との協働に取り組むなど、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を行う団体等との連携の強化を図ります。

② 保育園を活用した在宅子育て支援 **《主要》**

保育施設や幼稚園に在園していない地域の在宅親子が参加できる遊びのプログラムを引き続き実施します。子ども自身の発達を促す楽しい遊びを提供するとともに、保護者が不安なく、のびやかに子育てに向かえるよう、栄養士や保健師又は看護師、保育士等の専門職が気軽な相談に応じ、日々の子育てを支援します。

3-2 子どもの成長・発達に応じた支援

(1) 子どもの特性に応じた相談・支援

① 子どもの発達に合わせた相談支援

子ども発達支援センターでは、発達支援の入り口として、子どもの発達過程や特性、個々のニーズに合わせた幅広い相談支援を行っていくとともに、地域の子どもの健全

な発達支援の中核機関として、障がい者福祉・母子保健・医療・教育・子育て支援機関と連携強化を図ります。

② 保育施設等職員の専門性の向上

全ての子どもたちが、地域で健やかに成長していくことができるよう子育て支援施設職員に向けた、巡回発達相談や研修等を実施し、親子の育ちの視点にも配慮した職員の専門性向上を図る取組を推進します。地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考えに基づき、障がいのある子どもも地域の中で適切な支援を受け、いきいきと生活ができるよう地域へのアウトリーチ型支援を充実します。

③ 「育てにくさ」への支援

障がいの有無にかかわらず、「育てにくさ」を抱える親子に対し、日々の育児の中での関わり方や子どもに生じている状況を一緒に考え理解を促すと同時に、保護者の心理的フォローを行い、子どもの育ちにつながる子育てに親自身が安心し、自信をもって取り組めるよう支援します。

④ 障がいのある子どもへの支援

医療的ケアを受け入れている施設の実践や子どもの権利について学ぶ研修を開催するなど、障がいについて理解を深め、受け入れ環境を広げるための取組を行い、市立・私立保育園、市立学校、学童保育所での医療的ケア児の受け入れを推進します。

また、子どもの特性や障がいの種類、年齢等に応じた発達支援の充実を図ります。

さらに、「子どもから成人期」といったライフステージにおける移行期の支援が円滑に切れ目なく行われるよう関係機関と連携するとともに、子どもと家族を包括的に支援するための家族支援の充実にも取り組みます。

（「第3 障がい者福祉編_I 障がい者計画_5_（3）_①」参照）

3-3 幼児教育・保育の充実

（1）保育園・幼稚園等の子育て支援機能の充実

① 地域と連携した相談機能の充実 **《主要》**

保育園が身近な相談施設となれるようなきっかけづくりとして、園庭開放や在宅親子向けの講座等の日程を子育て家庭に広く周知し、少しでも保育園に足を運びやすい環境づくりを進めます。日々の保育園との関わりを増やしていく中で保育園職員との信頼関係を築き、子育てにおける悩みなどを何気ない会話の中から聞くことのできる関係づくりを進めます。

また、幼稚園においても、子育てに関する相談や保護者同士が交流できる身近な場所として感じてもらえるよう、プレ幼稚園や園庭開放など、各園の特色を生かした取組を広く周知します。

(2) 保育園における保育人財の確保・育成の強化

① 保育人財の確保 《主要》

保育の現場を支える保育士の確保に向け、民間の就活サイトを活用した PR を進めます。求人情報を見た方に、市内の保育所で働くイメージを持ってもらえるよう、1日の保育の様子や実際に働いている人の声を動画にまとめ、広く発信します。

② 保育人財の育成 《主要》

特定教育・保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するため、関わる職員の学びを支援します。保育所保育指針に基づいた豊かな保育が実践できるよう、計画・実践・振り返り等の PDCA サイクルを日々の保育に即して学ぶ研修等を実施します。

(3) 保育の質の向上と幼児教育の充実

① 保育園巡回指導の強化 《主要》

特定教育・保育施設等において、子どもの最善の利益が尊重され心身ともに健康で自分らしく育っていくための豊かな保育が実践されるよう、施設を巡回し、保育の質の向上及び充実に向けた指導・助言を強化します。

② 指導検査の強化

特定教育・保育施設等に対し、適正かつ円滑な運営を安定的に確保するため、東京都と連携し、関係法令に基づいた必要な助言、指導その他の措置を講ずるための指導検査を強化します。

③ 国や東京都の補助制度を活用した子どもの健やかな成長の支援

保育所・幼稚園等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験等を通じて子どもの健やかな成長を図るとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図るため都の補助制度を活用して「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施します。実施に当たっては、国が2026（令和8）年度から本格実施を予定している「こども誰でも通園制度」も見据えるとともに、各園の状況を踏まえた検討を行います。

また、各施設の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」等、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践することで、自己肯定感や思いやりといった非認知能力を育成するため、「とうきょうすくわくプログラム推進事業」を実施します。

(4) 幼稚園・保育園・小学校で連携した取組の推進

① 就学前から学齢期にかけての切れ目ない教育支援の推進

子どもが幼稚園、保育園から学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園、保育園と小学校との連携、交流を推進する等、連携を図りながら対応します。

また、各小学校において作成する「三鷹市立小学校スタートカリキュラム」の趣旨を踏まえ、幼児期から義務教育期までの切れ目のない支援を行います。

② 乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの充実

市内の保育所、幼稚園、認定こども園等の施設を問わず、全ての子どもにとって保育環境の向上や教育委員会と連携した小学校への円滑な移行を目指すため、「三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム」を活用し、就学前児童の教育・保育の充実を図ります。

3-4 遊び・体験の機会の充実

(1) 多様な遊びや体験の機会の充実

① 自然や農業に親しむ体験の充実

成長過程において、食の基礎となる農にふれることは、食への意識や関心を高めるだけでなく、地域とのつながりやその土地の文化や歴史などにふれることができ、様々な面で良い影響を与えます。

「丸池の里」においては、田んぼでの農体験等、自然や農業に親しむための事業をボランティア団体の「丸池わくわく村」をはじめとした地元団体と協働して実施します。

また、「大沢の里」においても、地元のボランティア団体の「ほたるの里・三鷹村」が管理する田んぼでの、親子による農体験を実施します。

② 絵本を通じた親子のコミュニケーションの推進

絵本を通じた親子のふれあいは、その絆を育み、子どもの心を豊かにするため、三鷹市立図書館と関係団体等とが連携し、多様な場面で絵本と出会う機会を提供します。

③ 乳幼児と関わる機会の確保

中学校において、職場体験活動の一つとして、幼稚園や保育園等において幼児と接する機会を設けます。

また、中学生のボランティア活動等においても幼稚園や保育園を訪問し、幼児との関わりを通じて、命の大切さや尊さ、人に対する優しさや温かさを体験的に学ぶ機会を提供します。

④ 芸術文化、生涯学習、スポーツに親しむ機会の充実

スポーツと文化財団等と連携し、子どもたちが芸術文化、生涯学習、スポーツを気軽に親しめる講座、イベント等について充実を図ります。

また、市内小中学校の校庭、体育館、会議室等の地域開放を推進するとともに、地域学校協働活動を推進する団体と連携し学校施設を活用した生涯学習講座を実施します。

(2) 生活習慣の形成・定着

① 食育の推進

「食育基本法」に基づき、“食”に関する知識と“食”を選択する力を習得し、健全な食習慣を実践できるよう、様々な経験の機会をつくり、正しい情報の発信や普及・啓発を図ります。

② “早寝早起き朝ごはん”の推進

基本的な生活習慣の確立が、子どもの学習意欲や体力を向上させるとともに、健やかな成長を育むことを踏まえ、“早寝早起き朝ごはん”の大切さについて、普及・啓発を図ります。

4 子ども・若者が健やかに成長し、生活できるための支援

子ども・若者を取り巻く環境は、経済不況や急速な高度情報化、少子高齢化や核家族化の進行などの社会環境の変化により複雑かつ多様化しています。こうした状況の中、子ども・若者が安全安心に過ごすとともに多様な交流や体験を通じて健全に成長できる環境づくりが必要となっています。

学校を拠点とした地域子どもクラブの全校での毎日実施の推進や、多世代交流センター、コミュニティ・センター、図書館等での子どもの居場所づくりについて、地域連携の視点も取り入れながら、更なる充実に努めます。あわせて子どもの居場所づくりの総合的な方向性を定める「子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」の策定に取り組みます。

また、青少年の健全育成を推進するとともに、子ども・若者を犯罪や非行等から守る取組や生活・就労支援、生活困窮世帯に対する学習支援等を実施していきます。

4-1 子ども・若者の居場所づくり

(1) 子ども・若者の居場所づくりと若者の社会参画の推進

① 子ども・若者のニーズ把握

小学生や中高生・若者を対象としたアンケート調査や直接的な対話、多世代交流センターの利用状況等を通してニーズを把握し、子ども・若者の視点を尊重しながら、居場所としての環境づくりや事業内容の拡充に取り組みます。

- ② 多世代交流センターにおける地域連携による事業実施及び内容の充実
多世代交流パートナーや地域市民との協働により、様々な世代を対象とした事業の充実に取り組み、日常的な地域のつながりづくりと若者の社会参画を支援します。
また、子どもとシニア世代が相互に情報発信や交流を行うことで、世代を超えた学びの循環を図ります。
- ③ 職員の専門性向上のための研修の実施
子どもの育ちや子育てに関わる相談、児童・生徒の気持ちに寄り添った対応を行うための専門研修を実施するほか、子ども集団の主体的な成長をサポートし、地域全体に活動を広げていくための職員の資質向上に努めます。
- ④ 民間団体等との連携による中高生、若者世代を対象とした居場所の拡充 **《主要》**
困難を抱える中高生・若者世代への支援も含め、地域の民間団体や大学等の関連機関と連携しながら、情報共有や支援に向けた講座・ワークショップを開催することなどにより、中高生、若者世代が安心して過ごすことができる居場所の拡充に努めます。
- ⑤ 次世代を担う人財の育成
プレイリーダー講習会や多世代交流センターでのボランティア活動、インターンシップの受け入れ等により、次世代を担う人財の育成に取り組むとともに、地域イベントや移動児童館事業において若者と地域とのつながりや活躍の場を広げていきます。
また、子どもの主体的な事業参加や意見表明の機会をつくることにより、長期的な次世代の人財育成を目指します。

4-2 地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充

(1) 放課後の総合的な居場所づくり

- ① 地域子どもクラブの全校毎日実施 **《主要》**
地域や学校、事業者と丁寧に協議を行い、市立小学校の全校で長期休業日も含めた毎日実施が早期に実現できるように取り組みます。あわせて運営方法や実施内容等の標準化を図り、地域の取組に大きな差が生じないように努めていきます。
一方で地域ごとに特色ある活動が行われていることを大切に、地域の意向を踏まえながら画一的にならないように取り組みます。
- ② 学童保育所と地域子どもクラブの連携・交流の推進
学童保育所と地域子どもクラブはいずれも子どもの放課後の居場所であることから、それぞれの特性を生かしつつ、必要に応じて学校施設も活用しながら、連携や交流を推進し、多様な体験ができる居場所となるように努めます。

③ 「三鷹市子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」の策定

親の就労や子どもの状況等にかかわらず全ての子どもにとって安全安心で多様な放課後の居場所づくりを総合的に推進するため、「三鷹市子どもの放課後居場所づくり方針（仮称）」を策定します。

(2) 子どもの居場所の選択肢の充実

① 公共施設をはじめとした地域での居場所づくりの推進 **《主要》**

児童館機能を有する多世代交流センター及びむらさき子どもひろばにおける子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりや多種多様な体験ができるイベントについて、地域連携も取り入れながら更なる内容の充実を図ります。

コミュニティ・センターや図書館、生涯学習センター等においても学習スペース、フリースペースの開放や読書活動の推進に取り組みます。実施に当たっては、子どもの声を聞きながら、それぞれの取組の充実や活動の連携を検討します。

また、民間団体等との連携や支援を行うことにより、公共施設以外でのサードプレイスとしての居場所の拡充に努めます。

② 三鷹幼稚園跡地を利活用した子どもの居場所づくり

2024（令和6）年3月に閉園した私立三鷹幼稚園の跡地について、“子どもの森（仮称）”との連携を見据えながら、幅広い年齢層の子どもたちの遊び場・居場所、子どもたちの悩み事等を相談できる場としての利活用を検討します。

③ 地域主体の活動に対する支援の充実 **《主要》**

食事の提供を伴う子どもの居場所や多世代交流の場となっている子ども食堂の活動に対して、補助金や活動場所の調整、運営ノウハウの共有などの支援について、三鷹市社会福祉協議会とも連携しながら、引き続き取り組みます。

また、地域でサードプレイスとしての居場所づくりに取り組んでいる民間団体等との連携や国の補助制度を活用した支援を行うことにより、子どもに関わる地域主体の活動の活性化を図ります。

4-3 青少年健全育成の推進

(1) 子どもを犯罪等から守る取組の推進

① 青少年の健全な育成に向けた関係団体との連携

青少年問題協議会や青少年委員協議会、青少年対策地区委員会、青少年補導連絡会等、多くの組織・団体と連携し、引き続き青少年の健全育成に向けた活動に取り組みます。

一方で近年の青少年に関わる問題は、経済不況や急速な高度情報化等の社会環境の変化により、複雑かつ多様化しています。これまでの取組を検証しつつ、インターネットの適正な利用など、新たな青少年健全育成の課題への対応を検討します。

② 非行や犯罪から子ども・若者を守るための取組

青少年問題協議会や青少年補導連絡会の活動を通じ、三鷹警察署と連携しながら青少年の非行防止に取り組みます。

また、東京都薬物乱用防止推進三鷹地区協議会と連携し、街頭での啓発活動、中学生のポスターコンクール、指導員向け研修会及び啓発パネル・ポスターの展示活動等を実施し、青少年の薬物乱用を防止するための取組を進めていきます。

さらに、近年の課題である、インターネットの適正な利用や犯罪被害防止、特殊詐欺などの犯罪に関わらないこと等について啓発活動に取り組みます。

③ 消費者啓発及び消費者教育の充実

児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実、特に悪質商法に狙われやすい若者へ向けた出前授業や出前講座等を行うことにより、自立した「賢い消費者」を育成します。

(2) 生活・就労支援事業等との連携

① 庁内関連部署及び関連機関との連携強化

多世代交流センターや子ども家庭支援センター、総合教育相談室、生活・就労相談窓口等で子ども・若者・保護者からの相談窓口機能を果たすとともに、庁内連携により総合的に対応します。この他、地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター、地域若者サポートステーション、ひきこもり支援団体等との連携を図り、重層的支援につなげます。

② 生活・就労支援相談の実施 **《主要》**

若者を含む生活や就労等に悩んでいる市民への相談窓口を設置し、家計改善支援事業や就労準備支援事業等一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施します。

(「第4 生活支援編_I 生活支援計画_2_(1)_②」参照)

③ 生活困窮世帯に対する学習支援事業等の実施

生活困窮世帯に対して、子どもの学力向上に向けた学習支援を行うほか、不登校・引きこもりの解消を図る支援を行います。

(「第4 生活支援編_I 生活支援計画_2_(2)_①」参照)

第3部 資料編



1 三鷹市健康福祉審議会委員名簿

No.	氏名	所属団体等	備考
1	影山 悦子	大沢住民協議会	
2	苗村 深	三鷹市東部地区住民協議会	
3	有江 典子	公募委員	
4	仲佐 正生	公募委員	
5	和田 敏明	ルーテル学院大学名誉教授	副会長
6	神崎 恒一	杏林大学教授	
7	山本 真実	東洋英和女学院大学教授	
8	嶋田 正和	東京大学大学院名誉教授	
9	内原 正勝	三鷹市医師会	
10	宇井 義典	三鷹市医師会	会長
11	五島 博樹	東京都三鷹市歯科医師会	
12	星野 博忠	三鷹市薬剤師会	
13	田原 なるみ	東京都多摩府中保健所	
14	竹内 美佐子	三鷹市助産師会	
15	沖野 由紀子	三鷹市私立保育園園長会	
16	香川 卓見	三鷹市介護保険事業者連絡協議会	
17	新津 健朗	三鷹市障がい者地域自立支援協議会	
18	飯塚 喜弘	三鷹市老人クラブ連合会	
19	黒川 晴美	三鷹市民生・児童委員協議会	
20	竹川 健太郎	三鷹市社会福祉協議会	

※氏名及び所属団体等は委嘱時のものです。

2 用語解説

A~Z

AI (人工知能)

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

生成 AI は AI の一部で、AI がデータに基づきパターンを学習するのに対し、生成 AI は学習したパターンに近いデータを新たに作り出し、テキスト、画像、音声などを生成することができる。

BBS 会

Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年など様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体

BPR

Business Process Re-engineering の略。業務の効率化や生産性の向上のため、業務内容や業務の流れなどを抜本的に見直し、再構築すること。

DX

Digital transformation (デジタル・トランスフォーメーション) のこと。「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱したとされている。

ICT

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。また、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称としても用いられる。

NPO 法人

特定非営利活動法人 (Non Profit Organization) のこと。福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織 (団体)

PDCA サイクル

Plan/Do/Check/Act の頭文字を揃えたもので、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

この 4 段階を順次行って 1 周したら、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように 1 周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務を改善する仕組み。

SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。個人間の交流を支援するサービス (サイト) で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。

UI

User Interface (ユーザー・インターフェース) の略。ユーザー (利用者) と製品・サービスをつなぐ接点 (インターフェース) のこと。

あ行

アール・ブリュットみたか

障がいのある人の社会参加促進と、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会の推進、障がいへの理解を深めることを目的としたアートイベント

アクセシビリティ

利用者が情報や機器、サービスを円滑に利用できること。

一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、市民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的としている。介護予防に関する知識の啓発や地域における介護予防活動への支援、通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣などを行う。

医療的ケア児

NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある人が排除されず、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等しながら、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶという考え方

エビデンス

「根拠」「証拠」「裏付け」「形跡」といった意味を持つ言葉で、提案・意見を述べる際に客観性を高めたり説得力を持たせたりする

ための根拠や、予測・推測をする際の検討・考察の材料となる情報などを指す。

オンライン

インターネットなどのネットワークに接続されている状態のこと。対義語は「オフライン」

か行

介護サービス

介護保険制度に基づくサービスのことで、利用には要介護認定が必要となる。

介護支援専門員

要介護・要支援認定者がその心身の状況などに応じて、適切な介護サービスを利用できるように介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護全般に関する相談援助、関係機関との連絡調整、介護保険の給付管理等を行う人(ケアマネジャー)のこと。

介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)とともに、要介護状態にあってもその重度化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指すこと。

介護予防教室

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らしていけるよう実施する、運動機能向上や認知機能低下予防などを目的にした教室のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防

するために創設された仕組み。三鷹市では、2016（平成28）年4月から実施している。

介護ロボット

ロボット技術が応用され、要介護者等の利用者の自立支援や介護者の負担を減らす介護機器のこと。装着型パワーアシスト、歩行アシストカート、自動排せつ処理装置、見守りセンサー等がある。

※ロボット技術とは、「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」、この3つの要素技術を有する、知能化した機械システムのこと。

かかりつけ医

健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。

通いの場

地域の身近な場所で、自主的かつ継続的に、介護予防を目的として開催される、誰もが参加できる市民運営の居場所のこと。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として障がいのあ
る人の相談に総合的に対応する機関

共生型サービス

高齢者と障がいのある人が、同一の事業所でサービスを受けやすくするために、設置されるサービスのこと。介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなる。

共同受注

一つの事業所で対応できない大規模発注が入った際、複数の事業所が共同で受注し、対応する仕組み

ケアマネジメント

利用者が、地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標、課題解決に至る道筋、方向性等を明らかにして、地域社会にある資源の活用、改善及び開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのこと。

傾聴ボランティア

一人暮らし高齢者宅などを訪問して、日々を穏やかに過ごせるように共感しながらお話を聴くボランティア活動のこと。

権利擁護

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、人として生まれながらに持っている権利や尊厳が保障され、社会生活が営めるよう意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護されること。

権利擁護センター

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言、成年後見制度の利用支援等を行っている。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。65歳以上75歳未満は前期高齢者という。

後方支援病床利用事業

市内在住の在宅療養者に一時的な入院が必要となった際に、市内の協力医療機関に受け入れる仕組み。入院先の確保が円滑に行われることにより、在宅療養者やその家族が安心して日常の在宅療養生活を送ることができるようにするもの。

高齢者社会活動マッチング推進事業

専門的な知識や経験を「地域で発揮したい」高齢者と、サポートを必要とする個人や団体とを結びつけるため、IT（情報システム）等を活用し、マッチングすることで、高齢者の社会活動への参加を推進する事業のこと。

国保データベース（KDB）システム

国民健康保険団体連合会が保険者（市区町村）の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定検診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療を含む。）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報等を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムのこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

コミュニティ創生

住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みを通して、現代的な課題を地域で解決していこうという三鷹市独自の取組

のこと。三鷹市の重点施策として、2011（平成23）年度から取組を行っている。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスのこと。

さ行

サービスデザイン思考

サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、利用者がその手続きを利用しようとした背景や、手続きを利用するに至るまでの過程、利用後の行動までを一連の流れとして捉え、利用者の心理や行動等を含めた体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）全体を最良とすることを目標にしてサービス全体を設計する考え方のこと。

在宅医療・介護連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する取組

ジェネリック医薬品

後発医薬品とも言われ、特許が切れた後に製造・販売される医薬品を指し、先発医薬品に比べて安価に提供される。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されている団体。地域住民のほか、民生・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加、協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生

活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

重層的支援体制整備事業

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぎ活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための取組

障がい者相談員

障がいのある人や障がい児の子育て経験者の中から選ばれた相談員。地域の中で障がいのある人等に寄り添って話を伺ったり、身近な相談に応じたりしている。

シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人

セーフティネット

直訳すると「安全網」で、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されている。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティネットとは、第三（最後）のセーフティネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

生活支援コーディネーター

高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりなどの活動を支援する役割を担う人。主に、関係者・支援者が協力し合えるネットワークの構築や、利用者のニーズとサービスの

マッチング、サービスの担い手の養成、新たなサービスの開発などを行っている。三鷹市では、2016（平成28）年4月から市内全7地区に配置しており、各地域包括支援センターと三鷹市社会福祉協議会が、その役割を担当している。

生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人が増加する中、NPO 法人やボランティア等の多様な主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業。生活支援コーディネーターを配置するとともに、様々な主体の定期的な情報共有と連携強化の場として、協議体（市全域を対象とする1層の協議体と、日常生活圏域を対象とする2層の協議体）を設置している。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の尊厳と権利を護るため、財産管理・身上監護（生活について配慮すること。）を成年後見人等が行うことにより保護・援助する制度。成年後見人等は、裁判所に申立てを行うことにより選任される。

相談支援専門員

障害福祉サービス等を申請した障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう、きめ細かい相談支援を行い、一人ひとりに合った計画作成・モニタリングを行う相談員

第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に育児と介護の両方を担うこと。ダブルケアラーは、ダブルケアを担う人のこと。

団塊の世代

第二次世界大戦直後の数年間のベビーブーム時に生まれた世代。1947（昭和22）年から1949（昭和24）年までに生まれた世代のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケアネットワーク

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる共助のまちづくりを目指して、三鷹市の7つのコミュニティ住区で活動するネットワーク組織。各住区で活動する住民協議会や町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア団体、市民と、関係機関団体、行政などで構成される。地域の課題解決に向けて協議するとともに、それぞれの特色を生かした居場所・サロン事業、多世

代交流事業、見守り支えあい事業、地域向け講座など幅広い取組を検討し、実施している。

地域生活支援拠点

障がいのある人の「親亡き後」や高齢化・障がいが重度化してもなお、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する体制のこと

地域福祉コーディネーター

属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方等の福祉課題の相談に応じて必要な公的サービス等へつなげるとともに、共助の基盤づくりも含めた包括的な支援体制の構築を担う。

地域福祉ファシリテーター

三鷹市、武蔵野市、小金井市、調布市の四市四社協とルーテル学院大学の共催による養成講座を修了した「福祉のまちづくりを協働して推進する人」のこと。

地域包括ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことを目的として、行政職員や地域の関係者で構成される会議体。三鷹市では「地域包括ケア会議」として、個別課題から地域のニーズを把握し、政策形成につなぐ要となる事業として取り組んでいる。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することを目指す仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う介護保険制度上の機関で、各保険者（市区町村）が設置する。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等がその専門知識や技術を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民と連携して地域のネットワークを構築する。主な業務は、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等。生活支援サービスのコーディネート機能を持つ地域の中核機関にもなっており、地域包括ケアシステムの深化・推進においても、重要な役割を担っている。

地域密着型サービス

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように、各市区町村が主体となって、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供する介護サービス類型のこと。利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

デジタルデバインド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

電子申請サービス

都道府県・市区町村等への申請・届出を、インターネットを通じて行うことができるサービスのこと。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。三鷹市では市内を7つの地区（圏域）に分けている。

認知症

脳や身体の病気のために「記憶する」、「時間や自分がいる場所を正しく判断する」、「計画どおりに実行する」などの認知機能が低下すること。進行すると、日常的な社会生活に支障が生じる。記憶力の低下＝認知症という考えは正しくなく、加齢に伴う物忘れとは異なる。

認知症基本法

2023（令和5）年6月に「認知症施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的に成立（正式な法律名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」）。認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため「認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定める」としている。

認知症サポーター

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の知識等に関する住民向けの講座）を受け、講座を通じて認知症の正

しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人のこと。

※キャラバン・メイトとは、認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」において、講師役を務める人のこと。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。

認知症にやさしいまち三鷹

認知症の人が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「認知症にやさしいまち」を合言葉として様々な取組を行っている。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同様に生活できるような支援が必要であるとする考え方

は行

8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難を起因とする生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気、介護等といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

パブリックコメント

行政機関が重要な政策を決める際、あらかじめその案を公表し、広く市民から意見、情報、改善案等を募集する制度のこと。

バリアフリーのまちづくり基本構想 2022

2003（平成 15）年 10 月に策定された「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」の

基本理念、取組の方向性を継承しつつ、時点修正、達成状況の検証による見直しを図り、2012（平成 24）年 3 月に策定したもの。年齢や性別、障がい、国籍などに関わりなく、いきいきと安心して暮らせるまちをつくるために、ハード面での整備、人々の意識などソフト面を含めたあらゆる分野でのバリアフリー化を進めるための構想

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づいて作成している、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方）の名簿のこと。名簿に記載された方の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から個人情報の管理等に関する協定を締結した関係機関（三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、自主防災組織、社会福祉協議会、町会、自治会及びマンション管理組合、地域包括支援センター）に提供し、災害時の円滑で迅速な避難支援等を行うために、役立ててもらう。

福祉避難所

高齢者や障がいのある人、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材及び人財を備えた避難所のこと。

福祉 Labo どんぐり山

三鷹市福祉 Labo どんぐり山。高齢者を取り巻く医療・介護の様々な課題を解決していくため、2023（令和 5）年 12 月に開設し、企業や大学等と協働による研究プロジェクトを行う「在宅医療・介護研究センター」、介護人財の不足解消と人財育成に取り組む「介護人財育成センター」及びこれらの実践・実証の

場となる「生活リハビリセンター」からなる施設。2019（令和元）年度に廃止した特別養護老人ホームどんぐり山の施設を活用

プッシュ型サービス

市役所などが住民に対して、「市役所にどんなサービスがあるのか」「何を申請すべきか」など、受けられる行政サービス情報を該当者にお知らせし、そこから簡単に手続きなどができるサービスのこと。プッシュ型行政サービスともいう。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

ペアレント・メンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

ほのぼのネット

三鷹市社会福祉協議会が実施する事業で、子どもから高齢者、障がい者などが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、市内を 28 地区に分け同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって支え合いのまちづくりを進めるボランティア活動のこと。お茶会や食事会などのサロン活動や見守り活動等を実施している。

ま行

三鷹市ウェブアクセシビリティ方針

高齢者や障がいのある人、ホームページの利用に不慣れな方など、だれもが掲載されて

いる情報やサービスを支障なく利用できるように定めた方針

三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）

障害福祉サービス事業所、団体、機関等の代表者で構成する三鷹市障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業運営委員会を中心に、障害福祉サービス事業所等を利用している市内在住の障がいのある人の工賃の上昇や、勤労意欲の向上を図ることを目的とする事業

三鷹市消費者活動センター

市内の消費者団体が自主的に活動する拠点として 1982（昭和 57）年にオープンした施設。消費者の集会、研修会をはじめ、消費生活相談、苦情処理、消費生活に係る資料の収集、展示等を行っている。

みたか高齢者憲章

高齢者が三鷹という地域社会の主体的な構成員であることと、三鷹をつくる全ての人たちの協働によって、人間らしく尊厳ある生活や社会参加と自己実現できる環境、心身ともに健やかに生活できる地域社会の形成や地域文化の創造を謳っている。広く市民の意見を求めて検討し、2004（平成 16）年 3 月に市議会で議決された。

三鷹市介護保険事業者連絡協議会

三鷹市内、近隣で介護保険サービスを提供している事業者が協力して運営している組織。介護サービスの質の向上を目指すため、2000（平成 12）年 10 月に設立された。質の高い介護サービス提供のために、三鷹市と連携して研修等に取り組むとともに、事業者相互の情報共有と連携強化に取り組んでいる。

部会は①居宅介護支援事業者部会、②訪問サービス事業者部会、③施設サービス事業者部会、④福祉用具事業者部会がある。事務局は介護保険課が担当している。

三鷹市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、三鷹市防災会議が策定する計画。市、事業者、防災関係機関、自主防災組織及び市民等の各主体が持てる能力を発揮し、主体間で連携を図りながら、地震災害等の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ

「防災対策の促進」、「子どもの健やかな育ち」、「高齢者及び障がい者を含む全ての市民の福祉の向上並びに健康の保持増進」、「生涯学習及びスポーツの推進」といった多様な機能を集約し、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造の拠点として 2017（平成 29）年 4 月にオープンした施設

みたかハンディキャブ

単独で公共交通機関による外出が困難な方が通院・通所、ショッピング、レジャーなどの目的で外出する機会が少しでも多く持てるよう、また、外出がスムーズになり快適に過ごすことが出来るよう、あおぞら号の愛称を持つリフト付ワゴン車などによる移動サービス（福祉有償運送）を行っている特定非営利活動法人（NPO 法人）

みたかふれあい支援員（制度）

2016（平成 28）年 4 月に介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことに伴い、三鷹市が開始した独自の制度。多様な人財によるサービス提供を推進するため、介護福祉士等

の資格を有する方でなくても、三鷹市の指定した研修を受けて「みたかふれあい支援員」として登録することにより、訪問型基準緩和サービスに従事することができることとした。

看取り

終末期の人に対し、身体的、精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、人生の最後まで尊厳を保つことを支援すること。近年は病院で亡くなる方が多いが、看取りケアを導入し、施設や自宅で看取られる方も増えている。

見守りネットワーク事業

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、民間事業者等の見守り協力団体等と三鷹市が協働で、子どもから高齢者までの生命に関する緊急事態に適切かつ速やかに対応する見守りの仕組み。安心見守り電話への関係各課連携による対応等の取組を行っている。

民生・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する福祉ボランティア。任期は3年。担当の地域において、住民の相談に応じ、関係機関につなげるなど必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。

や行

ヤングケアラー

「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている子どもや若者のこと。子どもとしての健やかな成

長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）や、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることで負担が重い状態になっている場合を指す。

要介護認定

要介護（要支援）状態にあるかどうか、要介護（要支援）状態にあるとすれば、介護や支援を要する状態がどの程度かについて判定を行うこと。介護認定審査会による審査、判定の結果に基づき認定する。認定されれば、介護サービスを利用した方は、必要な給付を受けることができる。要介護認定の基準については、全国一律に客観的に定められている。

ら行

ライフステージ

人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期等と分けた、それぞれの段階のこと。

レスパイト

休息、息抜き、小休止等を意味し、在宅で介護を受けている人が福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に休息を取れるようにするサービスのこと

連携窓口みたか

高齢者が、医療や介護が必要になっても、安心して在宅での生活を続けることができるよう、医療・介護関係者の相互理解を進め、連携を支援するために、2017（平成 29）年 10 月に三鷹市の高齢者支援課内に設置された「三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口」の通称

わ行

わくわくサポート三鷹

おおむね 55 歳以上の方を対象とした無料職業紹介所のこと。キャリアカウンセラーなどの資格を持つ専門スタッフが、就業のアドバイスや企業への問い合わせ、紹介状の発行等を行う。

ワンスオンリー

一度行政機関が提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。

三鷹市健康福祉総合計画 2027

【2024（令和6）年度～2027（令和9）年度】



発行	2025（令和7）年3月
企画・編集	三鷹市 健康福祉部 地域福祉課 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
TEL	0422-29-9231
E-mail	chiiki@city.mitaka.lg.jp
ホームページ	https://www.city.mitaka.lg.jp/